

官報号外

平成二十六年六月十一日

○第一百八十六回 参議院会議録第三十号

平成二十六年六月十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十号

平成二十六年六月十一日

午前十時開議

第一 平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、

平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成

二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、

平成二十三年度政府関係機関決算書

第二 平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、

平成二十四年度特別会計歳入歳出決算、平成

二十四年度国税収納金整理資金受払計算書、

平成二十四年度政府関係機関決算書

第三 平成二十三年度国有財産増減及び現在額

総計算書

第四 平成二十三年度国有財産無償貸付状況総

計算書

第五 平成二十四年度国有財産増減及び現在額

総計算書

第六 平成二十四年度海上災害の防止に関する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆

議院送付)

第八 電気事業法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

平成二十六年六月十一日 参議院会議録第三十号

宜仁親王殿下薨去につき弔意を表する件

国家公務員等の任命に関する件

第九 出入国管理及び難民認定法の一部を改正

する法律案(内閣提出、衆議院送付)

午前十時一分開議

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

一、 宜仁親王殿下薨去につき弔意を表する件

以下 議事日程のとおり

第一 平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、

平成二十四年度特別会計歳入歳出決算、平成

二十四年度国税収納金整理資金受払計算書、

平成二十四年度政府関係機関決算書

第二 平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、

平成二十四年度特別会計歳入歳出決算、平成

二十四年度国税収納金整理資金受払計算書、

平成二十四年度政府関係機関決算書

第三 平成二十四年度国有財産増減及び現在額

総計算書

第四 平成二十四年度国有財産無償貸付状況総

計算書

第五 平成二十四年度海上災害の防止に関する

法律案(内閣提出、衆

議院送付)

第六 平成二十四年度海洋汚染等及び海上災害の

防止に関する法律案(内閣提出、衆

議院送付)

第七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆

議院送付)

第八 電気事業法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○議長(山崎正昭君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員、中央更生保護審査会委員長、労働保険審査会委員、土地鑑定委員会委員、運輸安全委員会委員及び原子力規制委員会委員の任命について、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。
まず、情報公開・個人情報保護審査会委員に鈴木健太君を任命することについて採決をいたします。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票開始

投票者氏名は本号末尾に掲載

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票開始

投票者氏名は本号末尾に掲載

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票開始

投票者氏名は本号末尾に掲載

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

投票開始

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票開始

投票者氏名は本号末尾に掲載

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票開始

投票者氏名は本号末尾に掲載

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票開始

投票者氏名は本号末尾に掲載

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

投票開始

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票開始

投票者氏名は本号末尾に掲載

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票開始

投票者氏名は本号末尾に掲載

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票開始

投票者氏名は本号末尾に掲載

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

投票開始

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票開始

投票者氏名は本号末尾に掲載

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票開始

投票者氏名は本号末尾に掲載

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票開始

投票者氏名は本号末尾に掲載

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

投票終了

投票結果報告いたしました。

投票ボタンをお押し願います。

内閣申出のとおり同意するとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百三十九
百五十六

八十三

賛成

反対

よつて、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君）日程第一 平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書 平成二十二年度政府関係機関決算

日程第二 平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、平成二十四年度特別会計歳入歳出決算、平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書 平成二十四年度政府関係機関決算

日程第三 平成二十三年度国有財産増減及び現

在額総計算書 日程第四 平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第五 平成二十四年度国有財産増減及び現

在額総計算書 日程第六 平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上六件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。決算委員長金子原二郎君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔金子原二郎君登壇、拍手〕

○金子原二郎君 ただいま議題となりました平成二十三年度決算外二件及び平成二十四年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

その内容につきましては、昨年五月二十四日及び本年三月二十八日の本会議において財務大臣から概要の報告を聴取いたしておりますので、これを省略させていただきます。

委員会におきましては、決算審査の遅れを解消するための異例の措置として、平成二十三年度決算外二件及び平成二十四年度決算外二件を一括して審査することとし、国会が議決した予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうかを精査するとともに、政府施策の全般について国民的視野から実績評価を行い、その結果を将来の予算編成及びその執行に反映させるとの観点に立て審査を行つてまいりました。

全体で十回に及んだ委員会の質疑では、財政赤字の常態化や国債残高の増加を受けた財政健全化への取組、東日本大震災復旧・復興関係経費の迅速かつ円滑な執行の確保、子育て支援、医療、介護などの社会保障関係予算の適切な執行、老朽化した社会資本の維持管理及び防災・減災対策、独立行政法人における人札談合問題や物品管理の適正化など、行財政全般について熱心な議論が交わされました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

六月九日、質疑を終局し、委員長より、兩年度決算の審査を踏まえ、本会議で議決すべき議決案及び十一項目からなる内閣に対し措置を要求する決議案を提出いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

一、平成二十三年度決算は、これを是認する。

二、平成二十四年度決算は、これを是認する。

三、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 平成二十三年度決算検査報告において、当事項等の指摘件数が四百九十一件に上るとともに、指摘金額が五千二百九十六億円と二十一年度に次いで過去二番目となり、二十四年度の指摘金額も四千九百七億円と多額に上つていることは、遺憾である。

政府は、我が國の財政が極めて深刻な状況にある中、本院の再三にわたる警告等にもかかわらず、多額に上る不適正な公費支出が後を絶たない事態を重く受け止め、予算執行の適正化に向けて一層尽力するとともに、本院における決算審査の内容を十分反映させた予算編成を行うべきである。

2 政府開発援助（ODA）事業の不正をめぐつて、平成二十年の贈収賄事件を契機に外務省が不正腐敗の再発防止策を講じたとしたにもかかわらず、ベトナム、インドネシア、ウズベキスタンにおけるODA事業を受注した企業による外国公務員への不正な資金提供事案が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、改めて、ODA事業が国民負担で実施されていることを強く認識し、真相究明を徹底的に行い、説明責任を果たすべきである。ODA事業が今後適正に執行されるよう、これまでの不正腐敗再発防止策の抜本的見直しを行つた上で、新規案件の審査の厳格化、執行監視体制の強化、贈賄企業への罰則強化等の不正防止策を講すべきである。

3 国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理に関する調査結果が明らかになりました。本院は平成二十四年度決算検査報告においても、預け金

やブール金等の不適正な会計経理が指摘されることは、極めて遺憾である。

政府は、これらの不適正な会計経理が行われる背景と指摘されている公的研究費の使い切り等の無駄を排除しつつ、公的研究費制度の一層の改善を図るとともに、二十六年二月に改正された研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインが着実に実施され、不適正な会計経理が発生しないよう、万全の体制を構築すべきである。

4 厚生労働省の短期集中特別訓練事業に

し、その業務委託に係る二十億円の企画競争において、同省が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、当該事業の仕様書案を公示前に提示し、説明していたこと、また、適切な修正手続を経ずにウェブサイトにおける公示内容を変更していたことなど、国民に多大な不信を抱かせたことは、極めて遺憾である。

政府は、企画競争の特性に鑑みて、契約の透明性及び公平性がより一層確保されるよう再発防止に取り組むとともに、とりわけ契約の相手方が所管の法人となる可能性が高い場合には、国民の疑惑を生じさせないよう、会計法令に従つた厳正な契約事務を行うべきである。

5 高速道路と立体交差する全ての跨道橋四千四百八十四橋のうち、六百三十五橋でこれまで点検が全く実施されていないこと、五百四十八橋で点検の実施状況が不明となつていることなどが会計検査院に指摘されたほか、供用期間の長い路線においてコンクリートの剥離や鉄筋の腐食が発生するなど、高速道路施設の維持管理等に関する問題が顕在化したこ

官報(号外)

政府は、全ての跨道橋等の緊急点検結果を速やかに公表し、必要な補修等を行うとともに、点検体制の抜本的な見直しを行うべきである。また、跨道橋を管理する地方公共団体に対する技術支援及び情報提供、高速道路を始めとする社会資本の老朽化対策の実施に係る優先順位の設定等を併せて行い、国民生活の安全を確保すべきである。

6 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が平成二十三年十月以降に発注した北陸新幹線の融雪・消雪設備工事において、同機構幹部が入札前に業者側に未公表の予定価格を漏えいしていたことが、公正取引委員会から入札談合等関与行為と認定され、関係者が検察庁に起訴されるに至ったことは、遺憾である。

政府は、整備新幹線の建設に対して二十一年、二十四両年度に千四百十二億円の国費が投入されていることを踏まえ、本件の事実関係の検証や具体的な再発防止策を講ずるとともに、同機構に業務の見直し及びコンプライアンスの向上を図らせ、国民の信頼回復に努めるべきである。

7 北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）において、脱線事故や車両事故が相次いで発生しており、レール幅が基準値を大幅に超えても補修せず放置したこと、検査データを改ざんして国土交通省に報告したことなど、安全に対する意識が全般的に欠如していたことは、極めて遺憾である。

政府は、JR北海道に対して、安全基本計画の実効性の確保、業務実施体制の改善、コンプライアンスの向上を図るよう指導するとともに、再発防止に向けた監査業務の見直し、積極的な技術支援策の検討を行い、安全

かつ安定した鉄道輸送体系を確保すべきである。

以上が議決案の内容であります。

討論の後、採決の結果、平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算はいずれも多数をもつて是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもつて委員長提案のとおり警告すべきものと議決され、また、措置要求決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、平成二十三年度国有財産関係二件及び平成二十四年度国有財産関係二件は、いずれも多数をもつて是認すべきものと議決されました。

なお、六月九日には、国会法第一百五条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請を行つております。要請した検査項目は、年金記録問題に関する日本年金機構等の取組についてであります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君） 討論の通告がございます。順次発言を許します。西村まさみ君。

〔西村まさみ君登壇、拍手〕

○西村まさみ君 民主党・新緑風会の西村まさみでございます。

私は、会派を代表いたしまして、平成二十四年度決算の是認に反対、平成二十三年度決算外二件及び平成二十四年度国有財産関係二件の是認に賛成、内閣に対する警告決議案に賛成の立場から討論を行います。

平成二十四年度の当初予算は、民主党政権野田内閣の下で編成され、成立したのですが、二十分暮れに実施された総選挙で自民党が政権に復帰し、安倍内閣は、発足直後に十兆円規模の補正予算を編成、成立させました。

その当時の経済状況を振り返りますと、まだよ

ちよち歩きの段階ではありましたが、景気は緩やかに回復に向けて進み出し、失業率は、政権交代直後の五・四%から二十四年末には四・三%まで低下、有効求人倍率も、同じく〇・四三倍から〇・八三倍まで回復していました。安倍総理は有効求人倍率が一を超えたことをおっしゃつており

ますが、その大半は既に我が民主党政権下における回復であつたことを改めて確認をしておきたいと思います。

先月、内閣府は、二十四年十一月が景気の谷であつたことを暫定的にではありますが確認されました。やはり当時の我が政権の景気判断は誤つてはいなかつたのだと言えると思います。しかし、当時その回復の足取りが不確かであつたことから、仮に総選挙を経て民主党政権が継続した場合でも補正予算を編成することを当時は検討していました。もし仮に民主党政権が補正予算を編成したなら、我が国の将来にわたる成長力の基盤強化に集中しただろうと思います。

二十四年七月に、野田内閣は、グリーン、ライフル、農林水産業を成長産業として位置付け、これらを支える中小企業の活性化を内容とする日本再生戦略を決定いたしましたが、その実施を加速化させ、健全で持続的な経済成長を目指すことに全力を傾注していたと確信しております。

その第一は、今申し上げましたとおり、経済的成长力強化に結び付かず、巨額の借金を更に積み上げることになつた補正予算における公共事業の大盤振る舞いです。補正予算では、総額十兆円のうち、国の公共事業費として二・四兆円を追加するほか、地方における財源として交付金を交付するなど、実質的に合計五・五兆円の公共事業を盛り込みました。補正予算は原則として当該年度内に執行することが前提であります。この

始まったことは政府自身も確認しています。また、都市部の一部のとても裕福な皆様方の景況感が改善したのは事実かもしれません。しかし、一般的の国民の皆様の生活、中小零細企業の業績や経営が改善されたとの声は残念ながら聞こえてきません。

一部地域では、安倍政権の公共事業の大盤振る舞いで建設業関連は景気が良いと言われていますが、それで地域に将来展望が開けるかというと、決してそんなことはないのではないかと思つています。自民党政権は、バブル崩壊以降、巨額の公共事業を行つてまいりました。しかし、日本経済は再生せず、残されたのは天文学的な借金と、そして将来への不安であります。

二十四年度補正から安倍内閣が繰り返す公共事業を中心とする旧態依然とした予算の在り方は、この過ちを繰り返すものではないでしょうか。今が良ければそれでいいとの経済運営の在り方に私たち民主党は真っ向から反対いたします。

以下、平成二十四年度決算の是認に反対する具体的な理由を申し上げます。

その第一は、今申し上げましたとおり、経済的成长力強化に結び付かず、巨額の借金を更に積み上げることになつた補正予算における公共事業の大盤振る舞いです。補正予算では、総額十兆円のうち、国の公共事業費として二・四兆円を追加するほか、地方における財源として交付金を交付するなど、実質的に合計五・五兆円の公共事業を盛り込みました。補正予算は原則として当該年度内に執行することが前提であります。このようないくつかの予算を僅か二ヶ月足らずで執行できることはございません。

その結果、二十四年度予算における公共事業関係費のうち三・七兆円が翌年度に繰り越されています。補正予算計上分が丸々翌年度に繰り

越されているわけです。財政の原則を初めから無視した予算編成であつたことは火を見るより明らかだと思います。

同時に、巨額の事業追加によつて様々な弊害が明らかとなりました。一つは、公共事業のコスト増です。当時、既に東日本大震災復興の進展などにより、資材費、人件費など高騰の兆しが出ておりましたが、巨額の補正予算の公共事業投入により更にこれが逼迫し、コスト増が顕在化しました。政府は、これを受けて人件費単価の見直しを進めていますが、結果として見れば、コストの高い非効率な公共事業の無駄を積み重ねたことになります。

その影響は復興にも及んでいます。全国で公共事業がばらまかれたことにより、被災地におけるコンクリート、鋼材などの資材、そして建設労働者などが大幅に不足しています。コストが高まるばかりでなく、入札が不調に終わるなどによって復興工事自体が停滞する事例が頻発しているわけです。これらは全て二十四年度補正を始めとする安倍内閣の公共事業偏重予算によつて生じているものであります。

第二には、基金の乱立であります。

二十四年度補正予算では、約五十の基金に対し、総額一兆六千億円の予算が投入されました。基金そのものを全否定するわけではありません。しかし、基金は、一旦国の会計から支出されるとその後の執行状況は非常に把握しにくくなり、まる基金にこれほどの大額の投入を行うことには極めて慎重であるべきだと考えます。

第三に、財政に与える影響です。

民主党政権は、財政健全化への道程として、二〇一五年度プライマリー赤字半減、二〇〇年度には

黒字化の目標を掲げ、徐々にではありましたが、その道筋を歩んでいました。

この健全化目標自体は安倍内閣も継承されました。巨額の公共事業財源を全て借金で賄うことによって一步後退しました。その後、プライマリーオン・ドウード・シードという政策検討の循環がありましたが、反省のない行政、変わらない政策持続可能性のない政策で支えられた景気が長もちするはずはありません。今の景気が変調を来したとき、再度それを公共事業で支えようとしては、我が国財政への信頼は徹底的に失墜しかねません。

以上申し上げてまいりましたように、安倍内閣の編成された平成二十四年度補正予算には重大な問題があり、それまでを含めた二十四年度決算を是認することはできません。したがいまして、平成二十四年度決算の是認に反対する旨を改めて申し上げまして私の反対討論を終えさせていただきます。（拍手）

○議長（山崎正昭君） 山田太郎君。

〔山田太郎君登壇、拍手〕

○山田太郎君 みんなの党の山田太郎でござります。

私は、みんなの党を代表して、平成二十三年度決算外二件及び平成二十四年度決算外二件に反対、内閣に対する警告決議に賛成の立場から討論を行わせていただきます。

私は、参議院議員に当選する前は企業経営に携わっていました。企業決算として有価証券報告書の提出が期限までにできぬとか、その内容がいいかげんであるとかいうことであれば、当然許されるものではありませんでした。

しかし、国民の信託を受けた我々国会議員は、派手な予算審議、だけではなく、地味ではあります。その現実も見られるところであります。こうした理不尽な現実の数々は、もちろん決算一つで改まるものではありません。

しかし、国民の信託を受けた我々国会議員は、立法府の国民に対する責任を着実に果たしていく必要があります。そこで、私は、私たちの決算審査の結果を真摯に受け止めていただきたいと切に願うものであります。

では、平成二十三年度決算外二件及び平成二十四年度決算外二件に関する反対の理由を申し上げます。

平成二十三年度決算の対象である二十三年度政府予算につきましては、民主党が二〇〇九年のマニフェストで国民に約束した国の総予算の組替えによる財源捻出が果たせず、税金の無駄遣いの解消も、事業仕分けのパフォーマンスを演じた以外は具体的な道筋が見出せませんでした。子ども手当、高速道路無料化といった理念なきばらまき政策だけが先行し、そして、増税の前にやるべき改革、すなわち、議員や公務員の削減、給与カット、天下りの禁止、税、保険料の徴収漏れ対策などに取り組んでいないこと、さらにはマクロ経済

環境の改善へ向けた方策が見えないという理由で、私たちみんなの党はこの決算に反対です。平成二十四年度予算につきましても、民主党がマニフェストで約束しました国の総予算二百二十八兆円の組替えが行われず、消費税を始めとする増税のみを先行し、歳出圧縮が不十分であることを、また、政府案では財政金融政策、すなわち全体としてのマクロ経済政策の方向性が見えないことをみんなの党は問題視しております。

みんなの党は、あらゆる新規参入規制を撤廃し、自由で公正な金融資本市場、そして流動性の高い労働市場を形成し、新たな経済成長に資する未来への投資を進めるべきだと考えております。こうした予算案に反対している会計年度においては、決算においてよほど改善が見られない限りは決算には賛成することはできない、これがみんなの党の基本的な立場であります。

では、平成二十四年度及び二十三年度の決算に関する委員会審査で予算執行面における改善努力のあかしが政府側から表明されたかといえば、残念ながらそのようなことはありませんでした。例えば、国庫補助金の交付により法人等に設置された基金の保有金額は、合計平成二十四年度末で二兆六千五百五十五億円となつております。平成二十年四月時点の一兆五百九十二億円に比べ倍増しています。基金保有額の水準については、平成十八年に閣議決定された補助金等の交付により造成した基金等に関する基準において、少なくとも五年に一回は見直すこととされておりましたが、平成二十三年度に見直しを実施したのは経産省のみでありました。

会計検査院は、所管府省が行うべき上記基準による見直しが十分に行われておらず、一部の基金において使用見込みのない額の滞留が見られるところを指摘しています。

環境の改善へ向けた方策が見えないという理由で、私たちみんなの党はこの決算に反対です。平成二十四年度予算につきましても、民主党がマニフェストで約束しました国の総予算二百二十八兆円の組替えが行われず、消費税を始めとする増税のみを先行し、歳出圧縮が不十分であることを、また、政府案では財政金融政策、すなわち全体としてのマクロ経済政策の方向性が見えないことをみんなの党は問題視しております。

みんなの党は、あらゆる新規参入規制を撤廃し、自由で公正な金融資本市場、そして流動性の高い労働市場を形成し、新たな経済成長に資する未来への投資を進めるべきだと考えております。こうした予算案に反対している会計年度においては、決算においてよほど改善が見られない限りは決算には賛成することはできない、これがみんなの党の基本的な立場であります。

では、平成二十四年度及び二十三年度の決算に関する委員会審査で予算執行面における改善努力のあかしが政府側から表明されたかといえば、残念ながらそのようなことはありませんでした。例えば、国庫補助金の交付により法人等に設置された基金の保有金額は、合計平成二十四年度末で二兆六千五百五十五億円となつております。平成二十年四月時点の一兆五百九十二億円に比べ倍増しています。基金保有額の水準については、平成十八年に閣議決定された補助金等の交付により造成した基金等に関する基準において、少なくとも五年に一回は見直すこととされておりましたが、平成二十三年度に見直しを実施したのは経産省のみでありました。

会計検査院は、所管府省が行うべき上記基準による見直しが十分に行われておらず、一部の基金において使用見込みのない額の滞留が見られるところを指摘しています。

政府は、基金の設置造成に当たっては、必要額の精査等により基金規模の適正化を徹底するとともに、事業の進捗状況を踏まえた実効性のある見直しを毎年度実施し、使用見込みの低い基金等については速やかに国庫返納させるなど適切に措置をとるべきであります。

また、貿易再保険特別会計における政府開発援助ODAの債権放棄による損失額は九千六十六億円に上りますが、そのうち一般会計でかかる金額を負担するかは特別会計法等に明文規定がなく、毎年の財政状況に応じて一般会計から同特別会計に繰入れが行われており、平成二十四年度決算までに累計で約二千五百億円が繰り入れられております。しかし、貿易保険は輸出入業者が加入する保険であり、その損失を一般会計、すなわち国民一般がどのように負担すべきかは慎重に検討される必要があると考えています。

政府は、貿易再保険特別会計が、平成二十八年

度末までに廃止の上、独立行政法人日本貿易保険に統合され、同法人はその後株式会社化することを警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

本日出席の安倍総理を始め政府関係者各位には、みんなの党が決算審査で指摘した多くの課題

と警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

政府は、貿易再保険特別会計が、平成二十八年度末までに廃止の上、独立行政法人日本貿易保険に統合され、同法人はその後株式会社化することを警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

本日出席の安倍総理を始め政府関係者各位には、みんなの党が決算審査で指摘した多くの課題

と警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

本日出席の安倍総理を始め政府関係者各位には、みんなの党が決算審査で指摘した多くの課題

と警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

本日出席の安倍総理を始め政府関係者各位には、みんなの党が決算審査で指摘した多くの課題

と警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

本日出席の安倍総理を始め政府関係者各位には、みんなの党が決算審査で指摘した多くの課題

と警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

本日出席の安倍総理を始め政府関係者各位には、みんなの党が決算審査で指摘した多くの課題

と警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

政府は、基金の設置造成に当たっては、必要額の精査等により基金規模の適正化を徹底するとともに、事業の進捗状況を踏まえた実効性のある見直しを毎年度実施し、使用見込みの低い基金等については速やかに国庫返納させるなど適切に措置をとるべきであります。

また、貿易再保険特別会計における政府開発援助ODAの債権放棄による損失額は九千六十六億円に上りますが、そのうち一般会計でかかる金額を負担するかは特別会計法等に明文規定がなく、毎年の財政状況に応じて一般会計から同特別会計に繰入れが行われており、平成二十四年度決算までに累計で約二千五百億円が繰り入れられております。しかし、貿易保険は輸出入業者が加入する保険であり、その損失を一般会計、すなわち国民一般がどのように負担すべきかは慎重に検討される必要があると考えています。

政府は、貿易再保険特別会計が、平成二十八年

度末までに廃止の上、独立行政法人日本貿易保険に統合され、同法人はその後株式会社化することを警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

本日出席の安倍総理を始め政府関係者各位には、みんなの党が決算審査で指摘した多くの課題

と警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

本日出席の安倍総理を始め政府関係者各位には、みんなの党が決算審査で指摘した多くの課題

と警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

本日出席の安倍総理を始め政府関係者各位には、みんなの党が決算審査で指摘した多くの課題

と警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

本日出席の安倍総理を始め政府関係者各位には、みんなの党が決算審査で指摘した多くの課題

と警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

本日出席の安倍総理を始め政府関係者各位には、みんなの党が決算審査で指摘した多くの課題

と警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

本日出席の安倍総理を始め政府関係者各位には、みんなの党が決算審査で指摘した多くの課題

と警告決議に述べられた各党からの問題点の指摘を真摯に受け止め、しっかりと反省し、来年度の予算編成にそれを生かし、国民生活向上に向けたたゆまぬ努力を積み重ねていただくことを求めます。

き上げ、一方で社会保障は改悪をする。こんなことを続ければ、貧富の格差は更に広がり、国民負担と将来不安の増大で景気は冷え込みます。結局税収も落ち込んで、また財源がないと増税に走る、そういう悪循環を繰り返すだけであります。

安倍内閣は、日本の法人税の実効税率は三五%と高いから引き下げると言いますが、今週九日の決算委員会で我が党の井上哲士議員が明らかにしたように、数々の優遇措置のおかげで、実際には一〇%台しか払っていない大企業はたくさんあります。これ以上の国際的な法人税引下げ競争は、グローバル企業がもうけをため込むだけで、各国の財政を圧迫し、国民を更に苦しめるものになります。何より、財源がないというなら、もうかつてている大企業や大金持ちから取れというのは、当たり前の国民感情ではないでしょうか。

○議長(山崎正昭君) これ以上を指摘して、討論を終わります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一及び第二の決算二件の委員長報告は、平成二十三年度決算を是認すること、平成二十四年度決算を是認すること及び両件の決算につき内閣に対し警告することから成つております。

これより採決をいたします。

まず、平成二十三年度決算を委員長報告のとおり是認することについて採決をいたします。

本件決算を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

す。

〔投票終了〕

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

投票の結果を報告いたしました。

す。

〔投票終了〕

決いたします。

両件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

投票の結果を報告いたしました。

す。

〔投票終了〕

決いたします。

両件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

投票の結果を報告いたしました。

す。

〔投票終了〕

官報 (号外)

○議長(山崎正昭君) 日程第七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題としたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長藤本祐司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤本祐司君登壇、拍手〕

○藤本祐司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本法律案は、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結に伴い、船舶の安定のために取り入れる海水などのバラスト水について、生態系に悪影響を与える排出を禁止し、有害なバラスト水の処理設備の設置等を義務付けようとするものであります。また、これらの規制の実効性を担保するため、我が国の船舶に対する検査に加え、外国船舶に対する立入検査を実施する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、バラスト水の処理設備の設置に対する支援の在り方、処理設備等に係る検査体制の整備の重要性、海洋環境の保全に向けた取組等について質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

以上、報告いたします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数	二百三十六
賛成	一百三十六
反対	〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第八 電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長大久保勉君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大久保勉君登壇、拍手〕

○大久保勉君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百八十五回国会で成立した電気事業法の一部を改正する法律附則第十一條の規定に基づく電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置として、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するため、一般的の需要に応じ電気を供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第八 電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長大久保勉君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大久保勉君登壇、拍手〕

○大久保勉君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百八十五回国会で成立した電気事業法の一部を改正する法律附則第十一條の規定に基づく電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置として、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するため、一般的の需要に応じ電気を供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の

登録制度を創設する等の措置を講ずるとともに、電力の先物取引に係る制度及び再生可能エネルギー電力の調達に係る制度を整備する等の措置を講じようとするものであります。

本法律案の審査に先立ち、神奈川県横浜市において、火力発電設備等の実情調査を実施いたしました。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、電気の安定供給の確保に向けた取組、電力システム改変による電気料金の抑制効果、広域的運営推進機関における中立性の確保策、省エネルギーを推進する必要性、労働災害防止に向けた取組等について質疑が行われました。

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林理事より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。倉林明子君。

〔倉林明子君登壇、拍手〕

○倉林明子君 私は、日本共産党を代表して、電気事業法等の一部を改正する法律案に對し、反対討論を行います。

本法律案は、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえ、六十年ぶりに行う電力システム改変の第二段階とされています。

一番の教訓にすべきは、原発事故は憲法で保障している国民の人格権を侵害するということです。

官 報 (号 外)

平成二十六年六月十一日

參議院會議錄第三十號

議長の報告事項

森馬場 森宏君
二之湯武史君
中泉松司君
三原じゅん子君
江島潔君
井原巧君
石田昌宏君
宇都隆史君
石井浩郎君
丸川珠代君
丸山和也君
関口昌一君
藤井基之君
北川イッセイ君
衛藤晟一君
鶴保政司君
松山信介君
末松信介君
岸宏一君
吉田博美君
堀内恒夫君
谷亮子君
山田修路君
糸数慶子君
豊田俊郎君
柘植芳文君
滝沢房江君
太田經夫君
北村古賀友一郎君
古川酒井俊治君
塚田一郎君

島尻安伊子君	宮沢洋一君	佐藤信秋君
伊達忠一君	二之湯智君	
溝手顯正君	松村祥史君	
武見敬三君		
山谷えり子君		
小坂憲次君		
尾辻秀久君		
森本真治君		
山上俊雄君		
安井美沙子君		
石橋通宏君		
西村まさみ君		
高野光二郎君		
田城郁君		
島村大君		
江崎孝君		
金子洋一君		
牧山ひろえ君		
相原久美子君		
尾立源幸君		
白眞熟君		
藤本祐司君		
津田弥太郎君		
小林正夫君		
大塚耕平君		
櫻井充君		
那谷屋正義君		
小川勝也君		
神本美恵子君		
羽田雄一郎君		
榛葉賀津也君		

内閣委員	辞任	北村	経夫君	山谷えり子君	補欠	去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	議長の報告事項
		古川	俊治君	世耕	弘成君		
法務委員	辞任	山田	修路君	宮沢	洋一君		
外交防衛委員	辞任	小野	慶子君	真山	勇一君		
財政金融委員	辞任	磯崎	哲史君	白	眞勲君	補欠	
農林水産委員	辞任	白	眞勲君	糸数	慶子君		
経済産業委員	辞任	宮沢	洋一君	磯崎	哲史君	補欠	
国土交通委員	辞任	真山	勇一君	山田	修路君		
国家基本政策委員	辞任	山谷えり子君		小野			
予算委員	辞任	井上	哲士君	藤巻	経夫君	補欠	
中西	祐介君	馬場	成志君	芳生君	健史君		

官 報 (号 外)

昨十日議長において、次のとおり常任委員の
を許可し、その補欠を指名した。

官報(号外)

予算委員会	辞任	補欠	電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第 四四号)審査報告書
	柳本 順治君	山下 雄平君	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法 律案(閣法第五五号)審査報告書
決算委員会	辞任	補欠	同日議員から次の質問主意書が提出された。
	柳本 順治君	山下 雄平君	北方領土問題に関する質問主意書(水野賛一君 提出)(第二二四号)
行政監視委員会	辞任	補欠	同日議員から次の質問主意書が提出された。
	柳本 順治君	小西 洋之君	脱北者に関する質問主意書(有田芳生君提出) (第二二五号)
法務委員会	辞任	補欠	同日内閣から次の答弁書を受領した。
	宇都 隆史君	藤川 政人君	参議院議員浜田和幸君提出集団的自衛権の行使 容認の解釈変更に伴う立法に関する質問に対す る答弁書(第一一四号)
理事会	熊谷 大君	三木 亨君	参議院議員有田芳生君提出北朝鮮の「龍山墓地」 と遺族墓参に関する再質問に対する答弁書(第 一一五号)
	櫻井 充君	西村まさみ君	同日衆議院から、国会法附則第十一項の規定に基づく平成二十五年度東京電力福島原子力発電所事故 地域自然資源区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案(衆第三 一号)
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
	学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
君外六名提出(衆第三三号)	君外六名提出(衆第三三号)	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
	同日委員長から次の報告書が提出された。	同日内閣から、内閣提出案を受領した。	同日内閣から、内閣提出案を受領した。
書	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五九号)審査報告書	同日内閣から、内閣提出案を受領した。	同日内閣から、内閣提出案を受領した。
	同日委員長から次の報告書が提出された。	同日内閣から、内閣提出案を受領した。	同日内閣から、内閣提出案を受領した。
2 政府開発援助(ODA)事業の不正をめぐつて、平成二十年の贈収賄事件を契機に外務省が不正腐敗の再発防止策を講じたとしたにも	2 政府開発援助(ODA)事業の不正をめぐつて、平成二十年の贈収賄事件を契機に外務省が不正腐敗の再発防止策を講じたとしたにも	3 国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理に関し、本院は平成二十二年度決算警報決議のほか、数次にわたり是正を促してきたが、平成二十四年度決算検査報告においても、預け金やブール金等の不適正な会計経理が指摘されたことは、極めて遺憾である。	かかわらず、ベトナム、インドネシア、ウズベキスタンにおけるODA事業を受注した企業による外国公務員への不正な資金提供事業が発生したことは、極めて遺憾である。
	3 国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理に関し、本院は平成二十二年度決算警報決議のほか、数次にわたり是正を促してきたが、平成二十四年度決算検査報告においても、預け金やブール金等の不適正な会計経理が指摘されたことは、極めて遺憾である。	4 厚生労働省の短期集中特別訓練事業に関して、その業務委託に係る二十億円の企画競争において、同省が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、当該事業の仕様書を公示前に提示し、説明していたこと、また、適切な修正手続を経ずivelyサイトにおける公示内容を変更していたことなど、国民に多大な不信を抱かせたことは、極めて遺憾である。	政府は、改めて、ODA事業が国民負担で実施されていることを強く認識し、真相究明を徹底的に行い、説明責任を果たすべきである。ODA事業が今後適正に執行されるよう、これまでの不正腐敗再発防止策の抜本的見直しを行った上で、新規案件の審査の厳格化、執行監視体制の強化、贈賄企業への罰則強化等の不正防止策を講ずべきである。

政府は、企画競争の特性に鑑みて、契約の透明性及び公平性がより一層確保されるよう再発防止に取り組むとともに、とりわけ契約の相手方が所管の法人となる可能性が高い場合には、国民の疑念を生じさせないよう、会計法令に従つた厳正な契約事務を行うべきである。

5 高速道路と立体交差する全ての跨道橋四千四百八十四橋のうち、六百三十五橋でこれまで点検が全く実施されていないこと、五百四十八橋で点検の実施状況が不明となつていてことなどが会計検査院に指摘されたほか、供用期間の長い路線においてコンクリートの剥離や鉄筋の腐食が発生するなど、高速道路施設の維持管理等に関する問題が顕在化したこととは、遺憾である。

政府は、全ての跨道橋等の緊急点検結果を速やかに公表し、必要な補修等を行うとともに、点検体制の抜本的な見直しを行うべきである。また、跨道橋を管理する地方公共団体に対する技術支援及び情報提供、高速道路を始めとする社会資本の老朽化対策の実施に係る優先順位の設定等を併せて行い、国民生活の安全を確保すべきである。

6 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が平成二十三年十月以降に発注した北陸新幹線の融雪・消雪設備工事において、同機

構幹部が入札前に業者側に未公表の予定価格を漏えいしていたことが、公正取引委員会から入札談合等閥与行為と認定され、関係者が検察庁に起訴されるに至つたことは、遺憾である。

政府は、整備新幹線の建設に対しても二十

三、二十四両年度に千四百十二億円の国費が投入されていることを踏まえ、本件の事実関係の検証や具体的な再発防止策を講ずるとともに、同機構に業務の見直し及びコンプライアンスの向上を図らせ、国民の信頼回復に努めるべきである。

7 北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）において、脱線事故や車両事故が相次いで発生しており、レール幅が基準値を超えても補修せず放置したこと、検査データを改ざんして国土交通省に報告したことなど、安全に対する意識が全社的に欠如していたことは、極めて遺憾である。

政府は、JR北海道に対して、安全基本計画の実効性の確保、業務実施体制の改善、コンプライアンスの向上を図るよう指導するとともに、再発防止に向けた監査業務の見直し、積極的な技術支援策の検討を行い、安全かつ安定した鉄道輸送体系を確保すべきである。

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額

四百九兆九千二百三十六億七千万円余

國稅収納金整理資金受払計算書

三百七十六兆四千六百三十一億七千万円余

支払／支払命令済額

四百九兆九千四百三十七億九千四百万円余

歳入組入額

八兆七千四百三億九千四百万円余

政府関係機関決算書

四百九兆九千四百三十一億六千六百万円余

支入決算額

一兆九千七百十一億六千六百万円余

支出決算額

一兆九千七百三十六億千八百万円余

(二) 平成二十四年度決算

一般会計歳入歳出決算

歳出決算額

九十七兆八百七十一億七千六百万円余

歳入決算額

一百七兆七千六百二十億三千二百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳出決算額

三百七十七兆三百三十四億八千二百万円余

歳入決算額

四百十二兆五千三百三十四億七千二百万円余

國稅収納金整理資金受払計算書

受入／収納済額

八兆七千四百十八億六百万円余

支払／支払命令済額

四十四兆六千五十一億九千二百万円余

歳入組入額

政府関係機関決算書

受入決算額

一兆九千八百二十八億五千二百万円余

支出決算額

一兆二千五百五十八億六千三百万円余

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条第一項、財政法第四十条第一項及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

(一) 平成二十三年度決算

一般会計歳入歳出決算
歳入決算額
百兆九千七百九十五億二千七百万円余

百兆七千五百四十九億九百万円余

右両件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかつたかどうかという観点に立つて、慎重に審査を行つた結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

また、別紙のとおり、内閣に対し、平成二十四年度決算及び平成二十四年度決算審査措置要求決議を行つた。

平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 国庫補助金等により造成された基金の見直しについて

国庫補助金等の交付により法人等に設置造成された基金の保有額の合計は、平成25年3月末時点で2兆6,155億円となっており、20年4月時点の1兆592億円に比べ倍増している。基金保有額の水準等については、18年に閣議決定された「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」において、少なくとも5年に1回は見直すこととされたが、23年度に見直しを実施したのは、経済産業省のみであった。会計検査院は、所管府省が行うべき上記基準による見直しが十分に行われておらず、一部の基金において、使用見込みのない額の滞留が見られるとしている。

政府は、基金の設置造成に当たっては、必要額の精査等により基金規模の適正化を徹底するとともに、事業の進捗状況等を踏まえた実効性ある見直しを毎年度実施し、使用見込みの低い基金等については速やかに国庫返納させるなど適切に措置すべきである。

2 独立行政法人における保有資産の規模の見直し等について

本委員会の要請に基づき、会計検査院が独立行政法人における保有資産の状況や不要財産の認定状況等について検査したところ、9法人において事業用の土地及び建物が1年以上にわたり有効に利用されていない事態や、平成23年度末で1年以上にわたり入居者がいない宿舎が11法人において727戸あるなどの事態が明らかになつた。また、23年度までに各法人が国庫納付した不要財産は8,685億円で、このうちの大半は政府から指摘された事項であり、各法人が独自に認定した不要財産に係る国庫納付額は57億円にとどまっていた。

政府は、各法人が保有する資産の状況について一層の実態把握に努めるとともに、将来にわたり必要がないと認められる保有資産は、速やかに国庫納付せらるほか、保有資産の必要性についての見直しを各法人が継続的に行うよう指導を徹底すべきである。

である。

3 東日本大震災の被災市町村における職員不足の解消について

東日本大震災により甚大な被害を受けた、岩手、宮城及び福島の東北3県の被災市町村では職員不足が常態化している。総務省によると、被災市町村からは1,475人の職員派遣要請がなされているが、平成26年4月時点でも実際に派遣等により補充された職員は1,106人になるとおり、369人が不足している状態となっている。被災市町村における職員不足は復興事業や復興予算の執行の遅れにつながるほか、職員への業務集中を招き、当該職員の心身不調の要因ともなっている。

政府は、事業の遅れが計画されない被災地の現状を踏まえ、職員不足の解消が進まない原因を調査し、専門性を有した退職公務員や中途採用者の活用等の職員確保策を検討するとともに、被災市町村で勤務する職員のカウンセリングや健康管理に関する支援を実施すべきである。

4 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける日常スポーツ活動助成事業の不適切な運用について

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、スポーツ選手及び指導者が行う日常スポーツ活動等に対して助成金を交付している。公益財団法人全日本柔道連盟に所属する指導者等への助成金の交付をめぐっては、助成対象外の指導者等へ助成金が交付されていたこと、助成額の審査に必要な活動経費等の証拠書類が保存されていなかったことなどの不適切な運用が、会計検査院に指摘された。

政府は、日常スポーツ活動助成金の交付の適正性を確保するため、同センターに対し、助成金交付対象の明確化や証拠書類の保存義務の周知徹底を指導するとともに、助成金の交付に関わるスポーツ団体に対し、組織のガバナンス強化を指導すべきである。

5 厚生労働省の研究機関等における重要物品の不適切な管理について

厚生労働省の国立感染症研究所等3機関において、50万円以上の機械及び器具、である重要物品が物品管理簿に記録されているにもかかわらず、その所在が確認できない事態や、国立医薬品食品衛生研究所等4機関において、研究者が科学研究費

補助金により購入した設備備品が研究機関に寄附されていない事態など、2,535物品54億2,611万円分が適切に管理されていない状況が明らかとなつた。政府は、重要物品の数量及び価格が国の決算と一体を成すことを重く受け止め、各機関及び当該機関の研究者に対し、重要物品の適正な管理等の重要性及び科学究費補助金により購入した設備備品の適切な寄附手続について周知を徹底し、物品管理法等に基づき物品を適正に管理させるべきである。

6 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備された施設の利活用の適正化について

平成18年度から23年度までに、厚生労働省の地域密着型介護施設・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備された25都道府県の326の地域密着型介護施設について、会計検査院が利用状況を検査したところ、8施設が全く利用されておらず、247施設で利用率が50%を下回るなど、全体の約8割に当たる施設の利用が低調となつており、43億3,705万円を投じた施設整備交付金の事業効果が十分発現していない状況が明らかとなつた。

政府は、高齢化が急速に進展し、介護費用が大幅に増加している現状を十分認識し、施設整備交付金の交付決定に当たっては、地域密着型介護施設が適切かつ効率的に配置され、地域住民の意向を十分に踏まえたサービスが提供されるよう、的確な介護需要予測を含む申請の審査を適切に行うべきである。また、施設整備後は、市町村に対し、定期的に利用状況のフォローアップを行う仕組みを構築せらるなどして、地域の実情に見合った適正な利用状況となるよう指導すべきである。

7 貿易再保険特別会計における政府開発援助の債権放棄による損失額の処理方策について

貿易再保険特別会計における政府開発援助（ODA）の債権放棄による損失額は9,066億円に上るが、そのうち、一般会計でいかなる金額を負担するかは、特別会計等に明文規定がなく、毎年の財政状況に応じて一般会計から同特別会計に繰り入れが行われており、平成24年度決算までに累計で約2,500億円が繰り入れられている。しかし、貿易保険は輸出入業者が加入する保険であり、その損失を一般会計すなわち国民一般がどのように負担すべきかは慎重に検討される必要がある。

政府は、貿易再保険特別会計が、平成28年度末までに廃止の上、独立行政法人日本貿易保険に統合され、同法人はその後株式会社化することが閣議決定されていることに鑑み、ODAの債権放棄による損失額9,066億円については、一般会計で今後更なる過大な負担が生じないよう検討するとともに説明責任を果たすべきである。

8 独立行政法人都市再生機構の組織及び業務の見直しについて

独立行政法人都市再生機構は、同機構設立以後の決算検査報告において、毎年度指摘を受けている。平成23年度決算検査報告においては、ニュータウン整備事業における多数の長期未処分地等に関する指摘を受けており、事業の効率性、資産の有効活用等に関する改善が求められた。さらに、同機構については、高額賃貸住宅事業における民間事業者との競合や12.7兆円に上る多額の有利子負債についても問題視されている。

政府は、都市再生機構に対し、同機構の実施すべき業務を明確にするとともに、ニュータウン整備事業における長期未処分地の迅速な整理等を行わせる必要がある。併せて、多額の有利子負債等をより効率的に削減し、国民負担が生じることがないようにするための対策を講ずるとともに、賃貸住宅入居者の居住の安定を図りながら、同機構の組織及び業務を抜本的に見直すべきである。

9 東日本大震災の復旧・復興事業に係る入札不調及び工事の遅延への対策について

東日本大震災からの早期復興が求められている中、岩手、宮城及び福島の東北3県における復興開運事業において、応札者がいないこと、入札価格が予定価格を上回ることなどが原因の入札不調が発生している。平成24年度決算検査報告では、東北3県における復興開運事業において、応札者がいないこと、入札価格が予定価格を上回ることなどが原因の入札不調が発生している。平成24年度決算検査報告では、東北3県における23年10月から24年9月までの入札不調の発生率が21.1%となつて、また、26年2月の復興加速化会議では、25年4月から同年12月までの東北3県、仙台市及び東北地方整備局の一般土木等工事の入札不調の発生率が21%から41%となり、依然として震災前の2%よりも大幅に高くなっていることが報告されている。政府は、被災地の復興開運事業において、震災前の建設事業者数、技術者数、資材量等で対処可能な量を上回る工事が集中的に発注されている現状を踏まえ、入札

不調による事業の遅延を防止するために、不足する人材の確保及び育成、建設資材の高騰防止等、より一層の措置を速やかに講ずべきである。また、全国的な公共事業の増加や東京五輪開運事業の実施が復興開運事業の進捗を遅らせることがないよう、最善を尽くすべきである。

10 洪水ハザードマップ等の有効活用による防災・減災対策について

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の水深や避難場所等を記載した洪水ハザードマップ等の作成事業について、131市町村で記載すべき情報に不備があるなどしたため、8億9,811万円が有効活用されていないことが、会計検査院の指摘により明らかとなつた。また、土砂災害危険箇所の情報等を住民と都道府県とが相互に通報できる土砂災害情報相互通報システム整備事業について、故障した機器を修理していかなかったなどのため、15府県において住民と自治体との情報提供が相互に行われず、29億6,513万円が有効活用されていない状態となっていたことも明らかとなつた。

政府は、市町村が作成する洪水ハザードマップ等に必要な情報が記載され、また、土砂災害情報相互通報システムが常時機能するよう、地方自治体への支援及び助言を行うとともに、改善状況をフォローアップすべきである。さらに、会計検査院よりハザードマップの作成等に関し、関係法令の周知徹底、関係機関との情報共有及び連携を図るよう度重なる指摘を受けていることを十分に認識し、防災・減災対策の効率的な実施に努めるべきである。

11 有償援助による役務の調達に係る受領検査及び前払金の精算の速やかな実施等について

防衛省は、米国政府から有償援助により防衛装備品及び役務の調達（FMS調達）を行っており、日米間の合意書に合わせて米国政府に前払金を支払い、実際の費用が前払金より少なかつた場合は差額の精算をしている。平成24年度決算検査報告によると、防衛省の装備施設本部が行った調達（FMS中央調達）における未精算額全体は、24年度末時点で2,282億円と多額に上る状況であること、また、平成元年度から24年度までの間に行ったFMS中央調達のうち、24年度末で役務の給付が完了している契約について、精算の前提となる受領検査が実施されず、517億円

の前払金が未精算となっていたことが明らかになつた。

政府は、今後も多額の前払金の支払いが見込まれるFMS調達において、役務給付の完了時における部隊等から支出負担行為担当官への通知等の手続を徹底し、受領検査を速やかに実施するとともに、米国政府と一緒に緊密に協議を行うなどにより、未精算額の減少を図るべきである。

ラスト処理設備を第一項の国土交通省令で定めた船舶に設置したときは、当該船舶に設置された有害水バラスト処理設備について前項第一号の確認に相当する確認を受けなければならない。

4 国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備のうち、薬剤の使用その他環境省令で定める方法により有害水バラストの処理を行うものについて第二項第一号の確認(前項に規定する同号の確認に相当する確認を含む)をしようとするときは、当該有害水バラスト処理設備が使用されることにより排出される物質が水域環境の保全の見地から有害であるかどうかについて、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならぬ。

5 第一項の規定による有害水バラスト処理設備の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。(有害水バラスト汚染防止管理者等)

第十七条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶からの有害水バラストの不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるため、有害水バラスト汚染防止管理者を選任しなければならない。

2 船舶所有者は、前項の国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶からの有害水バラストの不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるため、有害水バラスト汚染防止管理者を選任しなければならない。

3 船舶所有者は、前項の国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、有害水バラストの不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項及び有害水バラストの取扱いに関する作業を行なう者が遵守すべき事項その他有害水バラストの不適正な排出の防止に関する事項について、有害水バラスト汚染防止措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

4 前各項に定めるもののほか、水バラスト記録簿について、同項の期間が経過した日から三年間当該船舶所有者の事務所に保存しなければならない。

3 第六条第二項及び第七条第一項の規定は、有害水バラスト汚染防止管理者について準用する(適用除外)

第十七条の二 第二項から第四項まで及び第七条の三第三項(第六条第二項の規定の準用に係る部分に限る)の規定は、外国船舶については、適用しない。

4 第七条の二第二項の規定は、第二項の有害水バラスト汚染防止措置手引書(以下「有害水バラスト汚染防止措置手引書」と読み替えるものとする)について準用する。

(水バラスト記録簿)

第十七条の四 国土交通省令で定める船舶の船長において同じ)は、水バラスト記録簿を船舶内に備え付けなければならない。ただし、引かれ船等にあつては、当該船舶を引き、又は押して航行する船舶(同項において「引き船等」という)内に備え付けることができる。

2 有害水バラスト汚染防止管理者は、当該船舶における有害水バラストの排出その他の水バラストの取り扱いに関する作業で国土交通省令で定められたものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、水バラスト記録簿への記載を行わなければならない。

3 船長は、水バラスト記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。ただし、引かれ船等にあつては、引き船等内に保存することができる。

4 船舶所有者は、前項の規定により保存された水バラスト記録簿について、同項の期間が経過した日から三年間当該船舶所有者の事務所に保存しなければならない。

3 第五十五条第一項第八号に改める。

4 第十八条第一項中「第五十五条第一項第六号」を「第五十五条第一項第七号」に改める。

5 第十八条の七中「第五十五条第一項第七号」を

ラスト処理設備を第一項の国土交通省令で定めた船舶に設置したときは、当該船舶に設置された有害水バラスト処理設備のうち、薬剤の使用その他環境省令で定める方法により有害水バラストの処理を行うものについて第二項第一号の確認(前項に規定する同号の確認に相当する確認を含む)をしようとするときは、当該有害水バラスト処理設備が使用されることにより排出される物質が水域環境の保全の見地から有害であるかどうかについて、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならぬ。

い。

3 第六条第二項及び第七条第一項の規定は、有害水バラスト汚染防止管理者について準用する。

4 第七条の二第二項から第四項まで及び第七条の三第三項(第六条第二項の規定の準用に係る部分に限る)の規定は、外国船舶については、適用しない。

5 第十六条第一項の規定は、国土交通省令で定める。

6 第五十五条第一項第八号に改める。

7 第五十五条第一項第七号に改める。

8 第五十五条第一項第六号に改める。

9 第五十五条第一項第七号に改める。

10 第五十五条第一項第六号に改める。

11 第五十五条第一項第七号に改める。

12 第五十五条第一項第六号に改める。

13 第五十五条第一項第七号に改める。

14 第五十五条第一項第六号に改める。

15 第五十五条第一項第七号に改める。

16 第五十五条第一項第六号に改める。

17 第五十五条第一項第七号に改める。

18 第五十五条第一項第六号に改める。

19 第五十五条第一項第七号に改める。

20 第五十五条第一項第六号に改める。

21 第五十五条第一項第七号に改める。

22 第五十五条第一項第六号に改める。

23 第五十五条第一項第七号に改める。

24 第五十五条第一項第六号に改める。

25 第五十五条第一項第七号に改める。

26 第五十五条第一項第六号に改める。

27 第五十五条第一項第七号に改める。

28 第五十五条第一項第六号に改める。

29 第五十五条第一項第七号に改める。

30 第五十五条第一項第六号に改める。

31 第五十五条第一項第七号に改める。

32 第五十五条第一項第六号に改める。

33 第五十五条第一項第七号に改める。

34 第五十五条第一項第六号に改める。

35 第五十五条第一項第七号に改める。

36 第五十五条第一項第六号に改める。

37 第五十五条第一項第七号に改める。

38 第五十五条第一項第六号に改める。

39 第五十五条第一項第七号に改める。

40 第五十五条第一項第六号に改める。

41 第五十五条第一項第七号に改める。

42 第五十五条第一項第六号に改める。

43 第五十五条第一項第七号に改める。

44 第五十五条第一項第六号に改める。

45 第五十五条第一項第七号に改める。

46 第五十五条第一項第六号に改める。

47 第五十五条第一項第七号に改める。

48 第五十五条第一項第六号に改める。

49 第五十五条第一項第七号に改める。

50 第五十五条第一項第六号に改める。

51 第五十五条第一項第七号に改める。

52 第五十五条第一項第六号に改める。

53 第五十五条第一項第七号に改める。

54 第五十五条第一項第六号に改める。

55 第五十五条第一項第七号に改める。

56 第五十五条第一項第六号に改める。

57 第五十五条第一項第七号に改める。

58 第五十五条第一項第六号に改める。

59 第五十五条第一項第七号に改める。

60 第五十五条第一項第六号に改める。

61 第五十五条第一項第七号に改める。

62 第五十五条第一項第六号に改める。

63 第五十五条第一項第七号に改める。

64 第五十五条第一項第六号に改める。

65 第五十五条第一項第七号に改める。

66 第五十五条第一項第六号に改める。

67 第五十五条第一項第七号に改める。

68 第五十五条第一項第六号に改める。

69 第五十五条第一項第七号に改める。

70 第五十五条第一項第六号に改める。

71 第五十五条第一項第七号に改める。

72 第五十五条第一項第六号に改める。

73 第五十五条第一項第七号に改める。

74 第五十五条第一項第六号に改める。

75 第五十五条第一項第七号に改める。

76 第五十五条第一項第六号に改める。

77 第五十五条第一項第七号に改める。

78 第五十五条第一項第六号に改める。

79 第五十五条第一項第七号に改める。

80 第五十五条第一項第六号に改める。

81 第五十五条第一項第七号に改める。

82 第五十五条第一項第六号に改める。

83 第五十五条第一項第七号に改める。

84 第五十五条第一項第六号に改める。

85 第五十五条第一項第七号に改める。

86 第五十五条第一項第六号に改める。

87 第五十五条第一項第七号に改める。

88 第五十五条第一項第六号に改める。

89 第五十五条第一項第七号に改める。

90 第五十五条第一項第六号に改める。

91 第五十五条第一項第七号に改める。

92 第五十五条第一項第六号に改める。

93 第五十五条第一項第七号に改める。

94 第五十五条第一項第六号に改める。

95 第五十五条第一項第七号に改める。

96 第五十五条第一項第六号に改める。

97 第五十五条第一項第七号に改める。

98 第五十五条第一項第六号に改める。

99 第五十五条第一項第七号に改める。

100 第五十五条第一項第六号に改める。

101 第五十五条第一項第七号に改める。

102 第五十五条第一項第六号に改める。

103 第五十五条第一項第七号に改める。

104 第五十五条第一項第六号に改める。

105 第五十五条第一項第七号に改める。

106 第五十五条第一項第六号に改める。

107 第五十五条第一項第七号に改める。

108 第五十五条第一項第六号に改める。

109 第五十五条第一項第七号に改める。

110 第五十五条第一項第六号に改める。

111 第五十五条第一項第七号に改める。

112 第五十五条第一項第六号に改める。

113 第五十五条第一項第七号に改める。

114 第五十五条第一項第六号に改める。

115 第五十五条第一項第七号に改める。

116 第五十五条第一項第六号に改める。

117 第五十五条第一項第七号に改める。

118 第五十五条第一項第六号に改める。

119 第五十五条第一項第七号に改める。

120 第五十五条第一項第六号に改める。

121 第五十五条第一項第七号に改める。

122 第五十五条第一項第六号に改める。

123 第五十五条第一項第七号に改める。

124 第五十五条第一項第六号に改める。

125 第五十五条第一項第七号に改める。

126 第五十五条第一項第六号に改める。

127 第五十五条第一項第七号に改める。

128 第五十五条第一項第六号に改める。

129 第五十五条第一項第七号に改める。

130 第五十五条第一項第六号に改める。

131 第五十五条第一項第七号に改める。

132 第五十五条第一項第六号に改める。

133 第五十五条第一項第七号に改める。

134 第五十五条第一項第六号に改める。

135 第五十五条第一項第七号に改める。

136 第五十五条第一項第六号に改める。

137 第五十五条第一項第七号に改める。

138 第五十五条第一項第六号に改める。

139 第五十五条第一項第七号に改める。

140 第五十五条第一項第六号に改める。

141 第五十五条第一項第七号に改める。

142 第五十五条第一項第六号に改める。

143 第五十五条第一項第七号に改める。

144 第五十五条第一項第六号に改める。

145 第五十五条第一項第七号に改める。

146 第五十五条第一項第六号に改める。

147 第五十五条第一項第七号に改める。

148 第五十五条第一項第六号に改める。

149 第五十五条第一項第七号に改める。

150 第五十五条第一項第六号に改める。

151 第五十五条第一項第七号に改める。

152 第五十五条第一項第六号に改める。

153 第五十五条第一項第七号に改める。

154 第五十五条第一項第六号に改める。

155 第五十五条第一項第七号に改める。

156 第五十五条第一項第六号に改める。

157 第五十五条第一項第七号に改める。

158 第五十五条第一項第六号に改める。

159 第五十五条第一項第七号に改める。

160 第五十五条第一項第六号に改める。

161 第五十五条第一項第七号に改める。

162 第五十五条第一項第六号に改める。

163 第五十五条第一項第七号に改める。

164 第五十五条第一項第六号に改める。

165 第五十五条第一項第七号に改める。

166 第五十五条第一項第六号に改める。

167 第五十五条第一項第七号に改める。

168 第五十五条第一項第六号に改める。

169 第五十五条第一項第七号に改める。

170 第五十五条第一項第六号に改める。

171 第五十五条第一項第七号に改める。

172 第五十五条第一項第六号に改める。

173 第五十五条第一項第七号に改める。

174 第五十五条第一項第六号に改める。

175 第五十五条第一項第七号に改める。

176 第五十五条第一項第六号に改める。

177 第五十五条第一項第七号に改める。

178 第五十五条第一項第六号に改める。

179 第五十五条第一項第七号に改める。

180 第五十五条第一項第六号に改める。

181 第五十五条第一項第七号に改める。

182 第五十五条第一項第六号に改める。

183 第五十五条第一項第七号に改める。

184 第五十五条第一項第六号に改める。

185 第五十五条第一項第七号に改める。

186 第五十五条第一項第六号に改める。

187 第五十五条第一項第七号に改める。

188 第五十五条第一項第六号に改める。

189 第五十五条第一項第七号に改める。

190 第五十五条第一項第六号に改める。

191 第五十五条第一項第七号に改める。

192 第五十五条第一項第六号に改める。

193 第五十五条第一項第七号に改める。

194 第五十五条第一項第六号に改める。

195 第五十五条第一項第七号に改める。

196 第五十五条第一項第六号に改める。

197 第五十五条第一項第七号に改める。

198 第五十五条第一項第六号に改める。

199 第五十五条第一項第七号に改める。

200 第五十五条第一項第六号に改める。

官 報 (号 外)

第十九条の三十第一項中「第五十一条の三第二項第六号」を「第五十一条の三第一項第八号」に改める。

二第一項」を「第十条の二第一項又は第十七条の二第一項」に改め、「設置すべき船舶」の下に「(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。以下この項の上欄において同じ。)」を加え、「又はふん尿等」を「ふん尿等又は有害水バラスト」に改め、「(排出)」の下に「(有害水バラストを湖沼等に流出し、又は落とすことを含む。以下この項の上欄、第十九条の四十八第二項、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第四項、第四十九条の二、第五十一条、第五十五条第一項第六号並びに第五十六条第二号において同じ。)」を、「海洋の汚染」の下に「(有害水バラストの排出による湖沼等の汚染を含む。)」を加え、「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書」を「有害液体汚染防止緊急措置手引書若しくは有害水バラスト汚染防止措置手引書」に改め、「(掲示すべき船舶)」の下に「(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。以下この項の上欄において同じ。)」を加え、「若しくは海洋汚染防止緊急措置手引書」を「海洋汚染防止緊急措置手引書若しくは有害水バラスト汚染防止措置手引書」に改め、「(第九条の四第九項)」の下に「及び第十七条の三第四項(第十七条の六において準用する場合を含む。)」を加える。

に「(有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき検査対象船舶にあつては、国際航海上從事しないものを含む。)」を加え、同条第三項中船舶の下に「(有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき湖沼等において航行用に供する船舟類を含む。第十九条の四十八第一項、第二項及び第四項、第十九条の五十二第二項、第十九条の五十三第二項、第四十八条第四項及び第九項、第四十九条、第五十条、第五十二条、第五十五条の二第四号及び第五号、第五十六条第十号並びに第六十五条第一項から第三項までにおいて同じ。)」を加える。

第十九条の四十四第二項中「検査対象船舶」の下に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 検査対象船舶(有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべきものに限る。)は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、一の国の内水、領海若しくは排他的經濟水域又は公海における航海以外の航海に從事させてはならない。

第十九条の四十六第二項中「第五十二条の三第一項第八号」を「第五十二条の三第一項第十号」に改める。

第十九条の四十八第二項中「保全等」の下に「(有害水バラストの排出に係る湖沼等の環境の保全を含む。次項、第四十七条第一項及び第二項並びに第六十五条第三項において同じ。)」を加える。

第十九条の四十九第一項中「海洋汚染防止設備

（おいて同じ。）」を加え、「以下の条」を「次項」に改める。

第十九条の五十中「外国船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する日本船舶以外の船舟類を含む。以下この条及び第六十五条第一項第一号に「有害水バラスト」を加える。

第十九条の五十二第一項中「海洋汚染防止設備等」の下に「（有害水バラスト処理設備を除く。次条第一項において同じ。）」を、「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「（有害水バラスト汚染防止措置手引書を除く。同項において同じ。）」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「受けた海洋汚染防止条約証書」の下に「船舶バラスト水規制管理条約証書」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 檢査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、船舶バラスト水規制管理条約締約国（船舶バラスト水規制管理条約締約国）の政府が船舶バラスト水規制管理条約に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書が船舶バラスト水規制管理条約に定める基準に適合していることを証するものを行う。第四項において同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

第十九条の五十三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 國土交通大臣は、船舶バラスト水規制管理条例（内閣府令）を定めるに當ては、右該台白バラスト見則並

理条約締約国の船舶(第十九条の五十ただし書)に規定する外国船舶を除く。について国際海運汚染等防止証書(有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。)に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に設置されている有害水バラスト処理設備及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている有害水バラスト汚染防止措置手引書について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行ふものとし、その検査の結果、当該有害水バラスト処理設備及び当該有害水バラスト汚染防止措置手引書が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

6 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、有害水バラスト処理設備製造者等の工場、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十八条第三項中「又は廃棄物」を「廃棄物又は有害水バラスト」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、有害水バラスト処理設備製造者等に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

第四十九条中「前条第七項」を「前条第九項」に改め、「船舶発生廃棄物記録簿」の下に「水バラスト記録簿」を加える。

第四十九条の二中「若しくは廃棄物」を「廃棄物若しくは有害水バラスト」に改める。

第五十一条中「及び廃棄物」を「廃棄物及び有害水バラスト」に改める。

第五十一条の三第一項中第十一号を第十三号とし、第三号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の第二号の次に次の二号を加える。

三 第十七条の二第二項第一号(第十七条の六において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して有害水バラストの排出を行つた者を交付した者

四 第十七条の八第二項の規定に違反して書面を交付した者

第五十七条第二号中「第十条の三第一項」の下に「第十七条の三第一項(第十七条の六において準用する場合を含む。)」を加える。

三 第十七条の二第二項第一号(第十七条の六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の確認(第十七条の二第二項第十七条の六において準用する場合を含む。)に規定する第十七条の二第二項第一号の確認に相当する確認を含む。)を受けようとする者

四 第十七条の七第一項の規定による指定を受けようとする者

第五十一条の三第二項ただし書中「登録」の下に「指定」を加える。

第五十五条第一項中第十五号を第十六号とし、

第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 第十七条第一項(第十七条の六において準用する場合を含む。)の規定に違反して、有害水バラストの排出を行つた者

第五十五条第二項中「又は第六号」を「第六号又は第七号」に改める。

第五十五条の二第五号中「第三項」を「第四項」に改め、「国際航海」の下に「若しくは一の国内における航行以外の航海」を加える。

第五十六条中第十二号を第十四号とし、第三号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

項」を「第八項若しくは第九項」に改める。
 (施行期日)
 第一条 この法律は、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(次条第一項において「船舶バラスト水規制管理条例」という。)が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 附則第八条の規定 公布の日
 二 附則第三条から第七条までの規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の政令で定める日
 (経過措置)

第一条 船舶バラスト水規制管理条例第十八条の規定により船舶バラスト水規制管理条例が効力を生ずる日前に建造され又は建造に着手された船舶(湖沼等(湖、沼又は河川の区域(港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)に基づく港の区域を除く。)をいう。以下この項において同じ。)において航行の用に供する船舶を含む。以下この条において「現存船」という。)からの有害水バラスト排出(有害水バラストを水域に流出し、又は落とすことをいう。以下この条において同じ。)のうち、特定水バラスト交換排出(特定水バラスト交換(水域環境の保全の見地から有害となるおそれが比較的少ない水バラストの積込みが可能なものとして政令で定める水域において准用する場合を含む。)を加え、同条第三号中「第十六条第二項」の下に「第十七条の四第一項、第三項若しくは第四項(これらの規定を第十七条の六において准用する場合を含む。)」を加え、「又は廃棄物処理記録簿」を「廃棄物処理記録簿又は水バラスト記録簿」に改め、同条第十九号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第十九号中「第四十八条第五項から第八項まで」を「第四十八条第六項から第十項まで」に、「若しくは公海における航行以外の航海」を加える。

第二条 船舶バラスト水規制管理条例第十八条の規定により船舶バラスト水規制管理条例が効力を生ずる日前に建造され又は建造に着手された船舶(湖沼等(湖、沼又は河川の区域(港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)に基づく港の区域を除く。)をいう。以下この項において同じ。)において航行の用に供する船舶を含む。以下この条において「現存船」という。)からの有害水バラスト排出(有害水バラストを水域に流出し、又は落とすことをいう。以下この条において同じ。)のうち、特定水バラスト交換排出以外の有害水バラスト排出を行わない現存船についての新法第十九条の三十六(有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一号)附則第二条第一項の政令で定める日以後初めて」とする。

第三条 國土交通大臣は、施行日前においても、有害水バラスト処理設備が国土交通省令で定める新法第十七条の二第二項第一号(新法第十七条の六において準用する場合を含む。以下この

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

条において同じ。)の技術上の基準に相当する基準第三項において「相当技術基準」という。)に適合するものであることについての同号の確認に相当する確認(以下「相当確認」という。)又は新法第十七条の七第一項に規定する有害水バラスト処理設備製造者等の申請に係る有害水バラスト処理設備の型式についての同項の規定による指定に相当する指定(以下「相当指定」という。)を行うことができる。

2 國土交通大臣は、有害水バラスト処理設備のうち、薬剤の使用その他環境省令で定める方法により有害水バラストの処理を行うものについて相違確認又は相当指定をしようとするときは、当該有害水バラスト処理設備が使用されることにより排出される物質が水域環境の保全の見地から有害であるかどうかについて、あらかじめ、環境大臣の意見を聽かなければならぬ。

3 國土交通大臣は、第一項の規定によりその型式について相当指定を受けた有害水バラスト処理設備(次項において「型式相当指定有害水バラ

スト処理設備」という。)が相当技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その相当指定を取り消すことができる。この場合において、國土交通大臣は、取消しの日までに製造された有害水バラスト処理設備について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

4 第一項の規定による相当指定の申請をした者は、施行日前においても、その申請に係る型式

相当指定有害水バラスト処理設備につき、國土交通省令で定めるところにより、新法第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備証明書に相当する書面(以下「相当証明書」という。)を交

付することができる。

5 何人も、前項に規定する場合を除くほか、有害水バラスト処理設備につき相当証明書又はこれと紛らわしい書面を交付してはならない。

6 國土交通大臣が相当確認をし、及び相当指定をし、並びに当該相当指定の申請をした者が相当証明書を交付したときは、当該有害水バラスト処理設備に係る相当確認及び相当指定並びに当該相当証明書は、施行日までの間に國

土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ國土交通大臣が行つた者が交付した有害水バラスト処理設備証明書と

新法第十七条の二第二項第一号の確認及び新法第十七条の七第一項の指定並びに新法第十七条の八第一項の規定により当該指定の申請をした

相当確認及び相当指定の申請書の様式その他の相当確認及び相当指定に關し必要な事項並びに相当証明書の様式その他相当証明書に關し必要な事項は、國土交通省令で定める。

7 相當確認及び相当指定の申請書の様式その他の相当確認及び相当指定に關し必要な事項並びに相当証明書の様式その他相当証明書に關し必要な事項は、國土交通省令で定める。

8 國土交通大臣の行う相当確認又は相当指定を受けようとする者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、当該第一項に規定する独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘察して政令で定めるものに限る。次条第六項において同じ。)を除く。)は、実費を勘案して國土交通省令で定める額の手数料を國に納付しなければならない。

9 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしまなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し

て相当確認又は相当指定に係る申請をする場合には、國土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

第四条 國土交通大臣又は船級協会(次条第一項の規定による國土交通大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、施行日前においても、相当確認又は相当証明書の交付を受けた有有害水バラスト処理設備及び新法第十七条の三第二項の有害水バラスト汚染防止措置手引書(以下この条において「有害水バラスト汚染防止措置手引書」という。)について、新法第十九条の三十六又は第十九条の四十六第二項に規定する検査に相当する検査(以下「相当検査」という。)を行うことができる。

2 國土交通大臣が相当検査の結果当該有害水バラスト処理設備及び当該有害水バラスト汚染防止措置手引書についてそれぞれ國土交通省令で定める新法第十七条の二第五項(新法第十七条の六において準用する場合を含む。)又は新法第十七条の三第四項(新法第十七条の六において準用する場合を含む。)において準用する新法第七条の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準(第八項において「相当技術基準」と総称する。)に適合すると認めたときは、國土交通大臣は、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の海洋汚染等防止証書に相当する証書(次項において「相当証書」という。)を交付しなければならない。

3 前項の規定により交付した相当証書は、その交付後施行日までの間に國土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る新法第十九条

の規定により交付した相当証書は、その交付後施行日までの間に國土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る新法第十九条

の規定により交付した海洋汚染等防止証書とみなす。この場合において、当該相当証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 國土交通大臣は、新法第十九条の四十三第一項に規定する船舶所有者の申請により、施行日前においても、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る同項の国際海洋汚染等防止証書に相当する証書(次項において「相当証書」という。)を交付することができる。

5 前項の規定により交付した相当証書は、その交付後施行日までの間に國土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る新法第十九条の四十三第一項の規定により交付した国際海洋汚染等防止証書とみなす。この場合において、当該相当証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

6 次に掲げる者(国及び独立行政法人を除く。)は、実費を勘案して國土交通省令で定める額の手数料を國に納付しなければならない。

一 國土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者

二 第二項に規定する相当証書の交付を受けようとする者(船級協会が相当検査を行い、かつ、船級の登録をした船舶に係る相当証書の交付を受けようとする者に限る。)

三 第四項に規定する相当証書の交付を受けようとする者

四 第二項に規定する相当証書又は第四項に規定する相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

7 前条第九項の規定は、前項の手数料の納付について準用する。この場合において、同条第六項各号の相当確認又は相当指定とあるのは、「次

8 船級協会が相当検査を行い、かつ、船級の登録をした船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該有害水バラスト処理設備及び該有害水バラスト汚染防止措置手引書について相当検査を行い、相当技術基準に適合すると認めめたものとみなす。

第五条 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、施行日前においても、その者を相当検査を行う者として登録することができる。

2 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十七、第二十五条の四十八(第二項)(第二十五条の四十六の規定の準用に係る部分に限る。)に係る部分を除く。)、第二十五条の四十九第一項、第二十五条の五十、第二十五条の五一、第二十五条の五十三、第二十五条の五十五、第二十五条の五十六、第二十五条の五十七(第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分を除く。)、第二十五条の五十八(第一項第二号及び第三号(第二十五条の五十二)に係る部分に限る。)並びに第二項第二号(第二十五条の二号及び第三号(第二十五条の五十二)に係る部分を除く。)並びに第二項第二号(第二十五条の五十七の規定により読み替えて準用する第二十五条の三十第四項に係る部分に限る。)に係る部分を除く。)、第二十五条の五十九から第二十五条の六十一まで及び第二十五条の六十二(第三号に係る部分を除く。)の規定は、前項の登録並びに前条第一項の船級協会及び相当検査について準用する。この場合において、同法第二十五

条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律」又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二号)又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

3 船級協会は、施行日において、新法第十九条の四十六第一項に規定する登録を受けた者とみなす。

第六条 日本の船級協会の役員又は職員が、相当検査に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂とは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

5 前条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止は五十万円以下の罰金に処する。

6 偽りその他不正の行為により附則第四条第一項に規定する相当証書又は同条第四項に規定する相当証書の交付を受けた者は、二百万円以下の罰金に処する。

7 附則第三条第五項の規定に違反して書面を交付した者は、百万円以下の罰金に処する。

8 前条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした船級協会(外国にある事務所において業務を行う者を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

9 前条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に対し、第六項、第七項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の刑を科する。

11 前条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者(外国にある事務所において業務を行う者を除く。)は、二十万円以下の過料に処する。

第七条 新法第十九条の四十六第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。同条第三項において準用する新法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

第八条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（政令への委任）

第八条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（審査報告書）

電気事業法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十日

参議院議長 山崎 正昭殿

経済産業委員長 大久保 勉

（委員会の決定の理由）

本法律案は、電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)附則第十一条の規定に基づく電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置として、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するため、一般の需要に応じ電気を供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度を創設する等の措置を講ずるとともに、電力の先物取引に係る制度及び再生可能エネルギー電気の調達に係る制度を整備する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

（準備行為）

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

		第七節 特定供給(第二十七条の三十二)
		第一款 自主的な保安(第四十二条—第 四十六条)
		第三款 環境影響評価に関する特例(第 八条・第二十八条の二)
		第二款 特定自家用電気工作物設置者の 届出(第二十八条の三)
		第三款 広域的運営推進機関
	第一目 総則(第二十八条の四—第二 十八条の九)	第一目 総則(第二十八条の四—第二 十八条の九)
	第二目 会員(第二十八条の十一—第二 十八条の十二)	第二目 会員(第二十八条の十一—第二 十八条の十二)
	第三目 設立(第二十八条の十三—第二 二十八条の十七)	第三目 設立(第二十八条の十三—第二 二十八条の十七)
	第四目 管理(第二十八条の十八—第二 二十八条の三十)	第四目 管理(第二十八条の十八—第二 二十八条の三十)
	第五目 総会(第二十八条の三十一— 第二十八条の三十九)	第五目 総会(第二十八条の三十一— 第二十八条の三十九)
	第六目 業務(第二十八条の四十一—第 二十八条の四十六)	第六目 業務(第二十八条の四十一—第 二十八条の四十六)
	第七目 財務及び会計(第二十八条の 四十七—第二十八条の五十)	第七目 財務及び会計(第二十九条・第三十 二条—第八十条)
	第八目 監督(第二十八条の五十一)	第八目 監督(第二十八条の五十一)
	第九目 雑則(第二十八条の五十二)	第九目 雑則(第二十八条の五十二)
	第四款 供給計画(第二十九条・第三十 二条)	第四款 供給計画(第二十九条・第三十 二条)
	第五款 供給命令等(第三十一条—第三 十三条)	第五款 供給命令等(第三十一条—第三 十三条)
	第六款 電気の使用制限等(第三十四 条—第三十七条)	第六款 電気の使用制限等(第三十四 条—第三十七条)
	第三章 電気工作物	第三章 電気工作物
第一節 定義(第三十八条)	第一節 定義(第三十八条)	第一節 定義(第三十八条)
第二節 事業用電気工作物	第二節 事業用電気工作物	第二節 事業用電気工作物
第一款 技術基準への適合(第三十九 条 第四十四条)	第一款 技術基準への適合(第三十九 条 第四十四条)	第一款 技術基準への適合(第三十九 条 第四十四条)
		第二章 総則
		第一条 第二条第一項第一号中「一般電気事業」を「小 売供給」に、「事業を」を「ことを」に改め、同項 第二号及び第三号を次のように改める。
		二 小売電気事業 小売供給を行う事業(一 般送配電事業、特定送配電事業及び発電事 業に該当する部分を除く。)をいい、当該送電用及び配 電用の電気工作物により次に掲げる小売供 給を行う事業(発電事業に該当する部分を 除く。)を含むものとする。
		イ その供給区域 離島(その区域内におい て自らが維持し、及び運用する電線路が 自らが維持し、及び運用する主要な電線 路と電気的に接続されていない離島とし て経済産業省令で定めるものに限る。ロ 及び第二十一条第三項第一号において單 に「離島」という。)を除く。)における一般 の需要(小売電気事業者又は登録特定送 配電事業者(第二十七条の十九第一項に 規定する登録特定送配電事業者をいう。) から小売供給を受けているものを除く。 ロにおいて同じ。)に応ずる電気の供給を 保障するための電気の供給(次項第二 号、第十七条及び第二十条において「最 終保障供給」という。)
		ロ その供給区域内に離島がある場合にお いて、当該離島における一般の需要に応 ずる電気の供給を保障するための電気の 供給(以下「離島供給」という。)
		九 一般送配電事業者 一般送配電事業を營 むことについて第三条の許可を受けた者を いう。
		十 送電事業者 自らが維持し、及び運用する 送電用の電気工作物により一般送配電事業 者に振替供給を行う事業(一般送配電事業 に該当する部分を除く。)であつて、その事 業の用に供する送電用の電気工作物が經濟
八 一般送配電事業	八 一般送配電事業	八 一般送配電事業
平成二十六年六月一日 参議院会議録第二十号	平成二十六年六月一日 参議院会議録第二十号	平成二十六年六月一日 参議院会議録第二十号
電気事業法等の一部を改正する法律案	電気事業法等の一部を改正する法律案	電気事業法等の一部を改正する法律案
第一条の前に次の章名を付する。	第一条の前に次の章名を付する。	第一条の前に次の章名を付する。

産業省令で定める要件に該当するものをい

う。
十一 送電事業者 送電事業を営むことについて第二十七条の四の許可を受けた者をい

う。

十二 特定送配電事業 自らが維持し、及び

運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業若しくは一般送配電事業を営む他の者にその小売電気事業若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいう。

十三 特定送配電事業者 特定送配電事業を営むことについて第二十七条の十三第一項の規定による届出をした者をいう。

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五 発電事業者 発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者をいう。

十六条 第二条第一項中第十六号を第十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

十七条 電気事業者 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業をいう。

十八条 電気事業者 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者をいう。

(登録の申請)

第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項

四 事業開始の予定年月日

五 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第二条の五第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約す

る書面、小売電気事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二条の四 経済産業大臣は、第二条の二の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

1 前条第一項各号(第五号を除く。)に掲げ

る事項

2 登録年月日及び登録番号

第一款 事業の登録

(事業の登録)

第二条の二 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

第二条の五 経済産業大臣は、第二条の三第一

項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくは

その添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二条の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

5 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

6 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

7 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

8 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

9 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

10 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

11 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

12 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

13 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

14 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

15 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

16 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

17 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出しなければならない。

官報 (号外)

3 第二条の三第二項及び前一条の規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第二条の四第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二条の三第一項の申請書を提出した者が

次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号(第二号を除く。)と読み替えるものとする。

4 小売電気事業者は、第二条の三第一項各号(第三号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項のうち第二条の四第一項第一号に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。(承継)

第二条の七 小売電気事業の全部の譲渡しがあらり、又は小売電気事業者について相続、合併若しくは分割(小売電気事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人は、小売電気事業者の地位を承継する。ただし、当該小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人が第二条の五第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により小売電気事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第二条の八 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第二条の九 経済産業大臣は、第二条の八第一項若しくは第二項の規定による小売電気事業の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該小売電気事業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の抹消)

第二条の十 経済産業大臣は、第二条の八第一項若しくは第二項の規定による小売電気事業の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該小売電気事業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の抹消)

第二条の十一 第二条の二から前条までに定めるもののほか、小売電気事業者の登録に関する必要な事項は、経済産業省令で定める。

第二款 業務

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応するために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応するために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に對し、当該電気の需要に応するために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(供給条件の説明等)

第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約(以下この項及び次条第一項において「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下この条、次条及び第二条の十七第二項において「小売電気事業者等」といいう。)は、小売供給を受けようとする者電気事業者である者を除く。以下この条において

同じ。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、

経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に對して、その者に説明しなければならない。

3 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して経済産業省令で定めた書面を交付しなければならない。

3 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して経済産業省令で定めた書面を交付しなければならない。

4 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して経済産業省令で定めた書面を交付しなければならない。

5 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して経済産業省令で定めた書面を交付しなければならない。

6 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して経済産業省令で定めた書面を交付しなければならない。

(書面の交付)

第二条の十四 小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したときは、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小売電気事業者等の氏名又は名称及び住所
二 契約年月日
三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

者に改め、同条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第十三条第一項中「電気事業者(特定電気事業者を除く。以下この条において同じ。)」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。

第十四条第一項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改め、同条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第三項中「電気事業を「一般送配電事業」に改める。

第十五条第一項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「以下」を「次条第一項において」に、「第三条第一項」を「第三条に改め、同条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第三条第一項」を「第三条に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条第一項中「電気事業者が同条第七項」を「一般送配電事業者が同条第二項」に改め、「その増加する供給の相手方たる一般電気事業者に対し、又はその増加する供給地点において」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、一般電気事業を「一般送配電事業」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前条第五項」を「前条第三項」に、「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条の次に次の款名を付する。
第二款 業務
第十六条の二から第十六条の四までを削る。
第十七条から第十九条までを次のように改め

る。

(託送供給義務等)

第十七条 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給等約款にこれを受けなければならない。

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び発電量調整供給(以下この条において「託送供給等」という。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
四 一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

2 一般送配電事業者は、その発電量調整供給を行うために過剰な供給能力を確保しなければならないこととなるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における発電量調整供給を拒んではならない。

3 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給及び離島供給を拒んではならない。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4 一般送配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続することを認められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電気的又は磁気的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

4 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかるわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定めた場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款(第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき)又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件(同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)により託送供給等を行つときは、この限りでない。

5 一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の最終保障供給若しくは離島供給の業務の方法又は当該一般送配電事業者が行う最終保障供給についての最終保障供給が他の供給の相手方(当該一般送配電事業者から最終保

2 第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれ

がないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

4 一般送配電事業者は、前項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることが

約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 一般送配電事業者及び前項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対し不當な差別的取扱いをするものないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

7 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかるわらず、他の法律の規定により支払べき費用の額の増加に対応する場合(一般送配電事業を行っており該費用を節減することができ著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

8 一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定による届出に係る託送供給等約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

10 経済産業大臣は、第八項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれに

も適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 第八項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対し不當な差別的取扱いをするものないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

6 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

7 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかるわらず、他の法律の規定により支払べき費用の額の増加に対応する場合(一般送配電事業を行っており該費用を節減することができ著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

8 一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定による届出に係る託送供給等約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

10 経済産業大臣は、第八項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれに

条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適當となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対する相当の期限を定め、前条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)又は同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件(次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は料金その他の供給条件)の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

3 第二十条を削る。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

4 第十九条の二を第二十条とする。

2 第二十一条を次のように改める。

(離島供給約款)

第十九条の二の見出しを「最終保障供給約款」に改め、同条第一項中「一般電気事業者は、その供給区域における特定規模需要(その

一般電気事業者以外の者から電気の供給を受け、又はその一般電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件により電気の供給を受けているものを除く。)に応する電気の供給を

保障するための電気の供給」を「一般送配電事業者は、最終保障供給」に改め、同条第二項中「前項の規定による届出に係る約款を最終保障供

給約款に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「約款(以下「最終保障約款」という。)」を「最終保障供給約款」に改め、同項第四号中「最終保障約款」を「最終保障供給約款」に改め、同項第三項とし、同条第一項の次に次の

一項を加える。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれに

出をした約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を行うときは、この限りでない。

3 第十九条の二に次の一項を加える。

2 第十九条の二を第二十条とする。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款(以下この条において「離島供給約款」という。)以外の供給条件により離島供給を行つてはならない。ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、離島供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その離島供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

4 第十九条の二を第二十条とする。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれに

も適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の水準がその供給区域(離島を除く。)において小売電気事業者が行う小売供

は、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。

(許可の申請)

第二十七条の五 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 振替供給の相手方たる一般送配電事業者

四 送電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

二 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第二十七条の六 経済産業大臣は、第二十七条の四の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めたときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その送電事業の開始が一般送配電事業の需要に適合すること。

二 その送電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その送電事業の計画が確実であること。

四 その送電事業の用に供する電気工作物が一般送配電事業者の供給区域内にあるものにあつては、その事業の開始によって当該

一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

と。

五 前各号に掲げるもののほか、その送電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要なかつ適切であること。

(許可証)

第二十七条の七 経済産業大臣は、第二十七条の四の許可をしたときは、許可証を交付する。

一 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 許可の年月日及び許可の番号

三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

四 振替供給の相手方たる一般送配電事業者

五 送電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

二 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(事業の許可の取消し等)

第二十七条の八 経済産業大臣は、送電事業者が第二十七条の十二において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する振替供給の相手方たる一般送配電事業者に対し事業を開始しないときは、その許可を取り消すことができない。

二 前項の規定は、前項の場合に準用する。

(振替供給義務等)

第二十七条の十 送電事業者は、一般送配電事業者に振替供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、振替供給を拒んではならない。

二 送電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しよ

うとする者から、当該発電用の電気工作物と当該送電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電気的又は磁気的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

くほか、送電事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第二十七条の四の許可を取り消すことができる。

第二十七条の九 経済産業大臣は、第二十七条の十二において準用する第八条第一項の許可を受けた送電事業者が第二十七条の十二において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する振替供給の相手方たる一般送配電事業者に対し事業を開始しないときは、その許可を取り消すことができない。

第二十七条の十一 送電事業者は、一般送配電事業者に対する振替供給(これに係る契約が経済産業省令で定める要件に該当するものである)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、

2 送電事業者は、前項の規定による届出をし

た料金その他の供給条件以外の供給条件によ

り一般送配電事業者に対する振替供給を行つてはならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該送電事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該送電事業者に対する供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

2 送電事業者は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける一般送配電事業者が振替供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

2 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

3 送電事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の

供給を受ける一般送配電事業者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

六 経済産業大臣は、送電事業者が正当な理由なく一般送配電事業者に対する振替供給を拒んだときは、その送電事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずることができる。(準用)

第二十七条の十二 第七条から第十一条まで、第三十三条、第四十四条、第二十二条、第二十三条、第二十七条第一項、第二十七条の二及び第二十七条の三の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第七条第二項及び第四項並びに第八条第二項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、同条第一項中「第六条第二項第四号」とあるのは「第二十七条の七第二項第四号」と、同条第二項及び第十条第三項中「第五条」とあるのは「第二十七条の六」と、第九条第一項中「第六条第二項第五号」とあるのは「第二十七条の七第二項第五号」と、同条第二項中「第六条第二項第二号」とあるのは「第二十七条の七第二項第二号」と、第二十二条第一項及び第二十三条第一項第二号中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、同項各号中「託送供給及び発電量調整供給」とあるのは「振替供給と読み替えるものとする。

第四節 特定送配電事業

(事業の届出) 第二十七条の十二 特定送配電事業を営もうと

する者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 供給地点

四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ロ 配電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、周波数及び電圧

ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

二 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

五 事業開始の予定年月日

六 その他経済産業省令で定める事項

二 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

三 第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供してはならない。

四 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することがその届出に係る供給地点を供給区域に含む一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

する者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に供することにより前項に規定する一般送配電事業の用に供する電気工作物を特定送配電事業の供給区域内の電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日(次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することにより前項に規定する一般送配電事業の用に供する電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供することにより第四項に規定する一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認められる相当の理由があるときは、二十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供する事項を変更しようとするときは、正當な理由がなければ、託送供給を行なうことを約定するときは、正當な理由がなければ、託送供給を拒んではならない。

7 特定送配電事業者は、第一項第三号及び第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、第三項中「特定送配電事業の用に供してはならない」とあるのは「変更してはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、

この限りでない」と、第四項から第六項までに規定中「電気工作物を特定送配電事業の用に供すること」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

9 特定送配電事業者は、第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

10 第二十七條の十四 特定送配電事業者は、小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気工作物により小売供給を行なうとするとあつたときは、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

11 第二十七條の十五 特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により小売供給を行なうとするとあつたときは、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

12 第二十七條の十六 前条の登録を受けようとする特定送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

13 第二項から第六項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、第三項中「特定送配電事業の用に供してはならない」とあるのは「変更してはならない。ただし、経

済産業省令で定める軽微な変更については、

の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定送配電事業の全部を承継した法人が第二十七条の十八第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により特定送配電事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。

3 第二十七条の十九第五項の規定は、前項の規定による届出(登録特定送配電事業者に係るものに限る。)に準用する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第二十七条の二十五 特定送配電事業者は、そ

の事業の全部又は一部を休止し、又は廃止し

ようとするときは、經濟産業省令で定めると

ころにより、あらかじめ、その旨を經濟産業

大臣に届け出なければならない。

2 特定送配電事業者たる法人が合併以外の事

由により解散したときは、その清算人(解散

が破産手続開始の決定による場合にあつて

は、破産管財人は、遅滞なく、その旨を經

済産業大臣に届け出なければならない。

(準用)

第二十七条の二十六 第二十六条及び第二十七

条第一項の規定は、特定送配電事業者に準用

する。

2 第二条の十二、第二条の十五、第二条の十

六及び第二条の十七第三項の規定は、登録特

定送配電事業者に準用する。この場合において、第二条の十六第一項中「小売電気事業の」

とあるのは「特定送配電事業(小売供給を行う

ものに限る。次項において同じ。)の」と、同

條第二項中「小売電気事業を」とあるのは「特

定送配電事業を」と読み替えるものとする。

定送配電事業を」と読み替えるものとする。

第二十七条の二十八 発電事業者は、一般送配

電事業法等の一部を改正する法律案

3 第二条の十三、第二条の十四及び第二条の

十七第二項の規定は、登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に準用する。この場合において、第二条の十三第一項中「小売電気事業者

及び小売電気事業者」とあるのは登録特定送

配電事業者及び登録特定送配電事業者」と、

同条、第一条の十四及び第一条の十七第二項

中「小売電気事業者等」とあるのは「登録特定

送配電事業者等」と読み替えるものとする。

第五節 発電事業

(事業の届出)

第二十七条の二十七 発電事業を営もうとする

者は、經濟産業省令で定めるところにより、

次に掲げる事項を經濟産業大臣に届け出なけ

ればならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び

所在地

三 発電事業の用に供する発電用の電気工作

物の設置の場所、原動力の種類、周波数及

び出力

第六節 一般担保

第二十七条の三十 小売電気事業、一般送配電

事業及び発電事業のいずれも営む者たる会社

(次項及び第三項において「兼業会社」とい

う。)の社債・社債、株式等の振替に関する法

律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第

一号に規定する短期社債を除く。次項及び第

三項において同じ。)の社債権者は、その会社

の財産について他の債権者に先立つて自己の

債権の弁済を受ける権利を有する。

2 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電

事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は

兼業会社について分割があつたときは、次の

各号に掲げる会社のいずれかに該当するもの

で定める書類を添付しなければならない。

3 発電事業者は、第一項の規定による届出に

係る事項に変更があつたときは、經濟産業省

令で定めるところにより、遅滞なく、その旨

を經濟産業大臣に届け出なければならない。

(発電等義務)

4 前三项の先取権の順位は、民法(明治二

十九年法律第八十九号)の規定による一般の

先取権に次ぐものとする。

第七節 特定供給

第二十七条の三十一 電気事業(発電事業を除

く。)を営む場合及び次に掲げる場合を除き、

電気を供給する事業を営もうとする者は、供

給の相手方及び供給する場所ごとに、經濟產

業大臣の許可を受けなければならない。

一 専ら一の建物内又は經濟産業省令で定め

は一部を譲り受け、又は承継した会社(当

該譲り受け、又は承継した小売電気事業、

一般送配電事業又は発電事業を営むことを

目的として設立されたものに限り、兼業会

社であるものを除く。)

二 当該譲渡し又は分割をした会社であつ

て、当該譲渡し又は分割の後も引き続き小

売電気事業、一般送配電事業又は発電事業

を営むものの(兼業会社であるものを除く。)

三 前二号に掲げる会社を子会社(会社法(平

成十七年法律第八十六号)第二条第三号に

規定する子会社をいう。)とする会社であつ

て、小売電気事業、一般送配電事業及び發

電事業のいずれも営まないもの

四 前項の規定による届出には、經濟産業省令

で定める書類を添付しなければならない。

五 その他經濟産業省令で定める事項

2 第二条の二十六 第二十六条及び第二十七

条第一項の規定は、特定送配電事業者に準用

する。

2 第二条の十二、第二条の十五、第二条の十

六及び第二条の十七第三項の規定は、登録特

定送配電事業者に準用する。この場合において、第二条の十六第一項中「小売電気事業の」

とあるのは「特定送配電事業(小売供給を行う

ものに限る。次項において同じ。)の」と、同

條第二項中「小売電気事業を」とあるのは「特

定送配電事業を」と読み替えるものとする。

定送配電事業を」と読み替えるものとする。

第二十七条の二十八 発電事業者は、一般送配

電事業法等の一部を改正する法律案

電事業者である会員に対し、第二号に掲げる事項は送電事業者である会員及び発電事業者に改め、同項第二号中「会員」を「小売電気事業者である会員又は特定送配電事業者である会員に對して、第三号に掲げる事項は送電事業者である会員及び発電事業者に改め、同項第一号中「会員」を「小売電気事業者である会員又は特定送配電事業者である会員」に改める。

第二十八条の四十五中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号及び第二号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第二十九条第一項中「開始前に」の下に「電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく」を加え、同条第一項及び第四項中「開始前に」の下に「(当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに)」を加え、同条第六項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「第三号の事項は、卸電気事業者」を第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者及び発電事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者に改め、同項第一号中「一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

第三十条の次に次の款名を付する。

第五款 供給命令等

第三十一条の前の見出しを削り、同条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「第三号の事項は、卸電気事業者」を「第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者及び発電事業者に

対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者に改め、同項第一号中「一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者」に改め、同項第二号中「電気事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項に」、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「又は」とし、同条第五項中「前二項」を「前項に」、「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「若しくは第二項」を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とする。「第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十二条を次のように改める。

第三十三条の次に次の款名を付する。

第六款 電気の使用制限等

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者若しくは登録特定送配電事業者(以下この条において「小売電気事業者等」という。)から電気の供給を受ける

2 経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等から電気の供給を受けたる者に対し、小売電気事業者等が供給する電気の使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第三十四条の二を削る。

第三十五条から第三十七条までを次のように改める。

第三十五条から第三十七条まで 削除

第三十八条の前に次の章名及び節名を付する。

第三章 電気工作物

第一節 定義

第三十八条第四項中「電気事業」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 一般送配電事業
- 二 送電事業
- 三 特定送配電事業
- 四 発電事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が主務省令で定める要件に該当するもの

第三十八条の次に次の節名及び款名を付する。

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

第三十九条第二項第三号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同項第四号中

二般電気事業」を「一般送配電事業」に改め、「第四十一条第二項中「第三十二条及び」を「第三十五条第二項から第五項まで及び」に、「第三十二条第一項から第三項まで」を「第二十五条第二項から第四項まで」に改め、同条第三項中「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項」に改める。

第四十一条の次に次の款名を付する。
　　第二款　自主的な保安
　　第四十六条の次に次の款名を付する。
　　第三款　環境影響評価に関する特例

第四十六条の二及び第四十六条の二十二中「この節」を「この款」に改める。
第四十六条の二十三の次に次の款名を付する。
　　第四款　工事計画及び検査

第四十七条第三項第二号中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改める。
第五十一条の次に次の二条を加える。
（設置者による事業用電気工作物の自己確認）
第五十一条の二　事業用電気工作物であつて公共の安全の確保上重要なものとして主務省令で定めるものを設置する者は、その使用を開始しようとするときは、当該事業用電気工作物が、第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合することについて、主務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。ただし、第四十七条第一項の認可（設置の工事に係るものに限る。）又は同条第四項若しくは第四十八条第一項の規定による届出（設置の工事に係るものに限る。）に係る事業用電気工作物を使用するとき、及び主務省令で定めるときは、この限りでない。

前項の規定は、同項に規定する事業用電気

工作物を設置する者が当該事業用電気工作物について主務省令で定める変更をした場合であつて、当該変更をした事業用電気工作物の使用を開始しようとするときに準用する。この場合において、同項中「事業用電気工作物」があるのは「変更をした事業用電気工作物」が」と、「設置の工事」とあるのは「変更の工事」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する事業用電気工作物を設置する者は同項(前項において準用する場合を含む)の規定による確認をした場合には、当該事業用電気工作物の使用の開始前に、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に届け出なければならない。

第五十二条第三項中「前条第七項」を「第五十条第七項」に改め、同条第五項中「前条第五項」を第五十一条第五項に改める。

第五十三条たゞし書中「若しくは第四十八条第一項」を「第四十八条第一項若しくは第五十条の二第三項」に改める。第五十五条の次に次の款名を付する。

第五款 承継

第五十五条の二の次に次の節名を付する。

第三節 一般用電気工作物

第五十七条第一項中「において使用する電気を供給する」を「直接に電気的に接続する電線路を維持し、及び運用する」に、「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改め、「いう」は「下に」で、「經濟産業省令で定める場合を除き」を加え、「供給する電気を使用する」を削り、同条第二項から第四項までの規定中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改める。

第五十七条の二第一項中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改める。

線路維持運用者に、「供給する電気を使用する」を「維持し、及び運用する電線路と直接に電気的に接続する」に改め、同条第二項及び第三項中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改め、「電気事業者」を「電線路維持運用者」に改める。

第五十七条の二の次に次の章名を付する。

第四章 土地等の使用

第五十八条第一項中「電気事業者」の下に「(小売電気事業者を除く。以下この章において同じ。)」を加え、同項第一号中「電気事業」の下に「(小売電気事業を除く。以下この章において同じ。)」を加える。

第六十三条第二項中「第三十二条第二項から第五項まで」を「第二十五条第三項から第五項まで」に、「第三十二条第二項及び第三項」を「第二十五条第三項及び第四項」に改める。

第六十五条第一項中「又は卸供給事業者」及び「又は卸供給を行う事業」を削り、同条第二項及び第三項中「又は卸供給事業者」を削り、同条第五項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「又は卸供給事業者」及び「又は卸供給を行う事業」を削る。

第六十六条中「規定は、」の下に「小売電気事業者及び」を加える。

第六十六条中「規定は、」の下に「小売電気事業者」という。)に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録安全管理審査機関

第一節 登録安全管理審査機関

第六十九条第一項第二号イ中「(平成十七年法律第八十六号)」を削る。

第七十三条第一項中「この章」を「この節」に改める。

第八十条の次に次の節名を付する。

第二節 指定試験機関

第八十四条の二第一項中「この章」を「この節」に改める。

第八十八条の次に次の節名を付する。

第三節 登録調査機関

第八十九条中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改める。

第九十四条第一項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第九十六条の次に次の章名を付する。

第六章 卸電力取引所

第九十七条から第九十九条までを次のように改める。

第六章 卸電力取引所

(指定)

第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財團法人その他の政令で定める法人であつて、次条に規定する業務(以下「市場開設業務」という。)に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

第一 職員 市場開設業務の実施の方法その他の事項についての市場開設業務の実施に関する計画が、市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 市場開設業務以外の業務を行う場合は、その業務を行うことによつて市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 第九十九条の十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

三 マークは市場開設業務を行つて事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二 卸電力取引所は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行つたための市場(第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。)を開設すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(業務規程の認可)

第九十九条 卸電力取引所は、市場開設業務を行ふときは、当該業務の開始前に、市場開設

業務の実施に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

4 第百条の前にもう一条及び章名を加える。

(売買取引を行うことができる者)

第五十九条の二 卸電力取引所は、市場における電力の売買取引(以下この章において単に「売買取引」といふ)を行うことができる者は、電気事業者その他これに準ずる者であつて電力の卸取引の業務を適確に遂行するに足りる資力と信用を有するものとして業務規程で定める者とする。

(売買取引)

第五十九条の三 売買取引は、入札の方法その他業務規程で定める方法によらなければならぬ。

2 卸電力取引所は、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するため必要な措置を講ずることができる。

3 卸電力取引所は、前項に規定する措置を講じたときは、速やかに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第五十九条の四 卸電力取引所は、経済産業省令で定めるところにより、売買取引の数量及び価格その他経済産業省令で定める事項を公示しなければならない。

5 第九十九条第二項、第九十九条の九又は前条の規定による命令に違反したとき。

6 不正の手段により第九十七条第一項の指定を受けたとき。

び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第五十九条の九 経済産業大臣は、卸電力取引所の役員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その卸電力取引所に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

6 第百条の見出し中「許可等」を「登録等」に改め、同条第一項中「許可」を「登録、変更登録、許可」に、「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「許可」を「登録、変更登録、許可」に改める。

5 第百五条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「卸電気事業者」を「送電事業者」に改める。

6 第百六条第七項及び第百七条第七項中「指定試験機関」の下に「又は卸電力取引所」を加え、市場開設業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

5 第百八条を削る。

6 第百九条第一項中「第十五条规定若しくは」及び「若しくは第四項の規定による供給地点の減少をしようとするとき、又は同条第三項」を削り、同条第二項中「第十五条规定第一項から第四項まで、第十六条规定第一項から第四項まで」を「第二条の九第一項、第十五条第一項若しくは第二项、第十六条第一項若しくは第二项、第二十七条规定第一項から第三项まで、第二十七条规定第一項から第四项まで」を「第二条の九第一項、第十五条规定第一項若しくは第二项、第十六条规定第一項若しくは第二项、第二十七条规定第一項から第三项まで、第二十七条规定第一項から第四项まで」に改め、同条第二項中「又は第九十五条」を「第九十五条、第九十九条の九又は第九十九条の十二」に改め、同条を第百八条とし、第百九条の二を第百九条とする。

5 第百十一条第一項中「一般電気事業者若しくは特定電気事業者」を「電気事業者」に改める。

四 第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで市場開設業務を行つたとき。

5 第九十九条第二項、第九十九条の九又は前条の規定による命令に違反したとき。

6 第百条の見出し中「許可等」を「登録等」に改め、同条第一項中「許可」を「登録、変更登録、許可」に、「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「許可」を「登録、変更登録、許可」に改める。

5 第百五条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「卸電気事業者」を「送電事業者」に改める。

6 第百六条第七項及び第百七条第七項中「指定試験機関」の下に「又は卸電力取引所」を加え、市場開設業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

5 第百八条を削る。

6 第百九条第一項中「第十五条规定若しくは」及び「若しくは第四項の規定による供給地点の減少をしようとするとき、又は同条第三項」を削り、同条第二項中「第十五条规定第一項から第四項まで、第十六条规定第一項から第四項まで」を「第二条の九第一項、第十五条第一項若しくは第二项、第十六条第一項若しくは第二项、第二十七条规定第一項から第三项まで、第二十七条规定第一項から第四项まで」に改め、同条第二項中「又は第九十五条」を「第九十五条、第九十九条の九又は第九十九条の十二」に改め、同条を第百八条とし、第百九条の二を第百九条とする。

5 第百十一条第一項中「一般電気事業者若しくは特定電気事業者」を「電気事業者」に改める。

第五十九条の六 卸電力取引所は、毎事業年度開始前に(第九十七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業計画等)

第五十九条の七 卸電力取引所は、経済産業大臣の許可を受けた後遅滞なく、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十九条の八 卸電力取引所は、毎事業年度内に、その事業年度の事業報告書及び収支計算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止等)

第五十九条の九 卸電力取引所は、絏済産業大臣の許可を受けなければ、市場開設業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 卸電力取引所は、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されないと認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するため必要な措置を講ずることができる。

3 卸電力取引所は、前項に規定する措置を講じたときは、速やかに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

第五十九条の十 卸電力取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、市場開設業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(秘密保持義務)

第五十九条の十一 経済産業大臣は、市場開設業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、卸電力取引所に対し、市場開設業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(監督命令)

第五十九条の十二 経済産業大臣は、卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

2 卸電力取引所は、毎事業年度内に、その事業年度の事業報告書及び収支計算書を作成し、絏済産業大臣に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十九条の十三 卸電力取引所は、絏済産業大臣の許可を受けなければ、市場開設業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(業務の休廃止等)

第五十九条の十四 卸電力取引所は、絏済産業大臣の許可を受けなければ、市場開設業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 卸電力取引所は、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されないと認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するため必要な措置を講ずることができる。

3 卸電力取引所は、前項に規定する措置を講じたときは、速やかに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

第五十九条の十五 卸電力取引所の役員若しくは職員の選任及び解任

第五十九条の十六 卸電力取引所は、前項に規定する措置を講じたときは、速やかに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

第百十九条の三中「指定試験機関」の下に「又は鉄電力取引所」を加え、同条第一号中「第八十四条の二の二」の下に「又は第九十九条の七第一項」を、「試験事務」の下に「又は市場開設業務」

第一項、第七条第四項(第八条第二項(第二十七
七項)を「第二条の七第二項(第二十七条の二十一
二項)」とし、第二条の八第二項(第二十九条の八
九において準用する場合を含む。)、第二条の八
条の十二において準用する場合を含む。)及び第
二十七条の十二に、「第十六条の二第二項若
しくは第三項、第十六条の四第二項、第十九条の
二第一項、第二十二条第七項、第二十四条の
三第一項、第二十四条の四第一項(同条第二項)
を「(第二十七条の十二に、「第二十八条の二第二
一項)」を「第二十条第一項、第二十一条第一項、
第二十七条の十一第一項、第二十七条の二十第
一項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条
の二十五第一項(第二十七条の二十九において
準用する場合を含む。)」に改め、「第五项」の下
に「第五十二条の二第三項」を加え、同条第三
号を削り、同条第二号中「第二十条」を「第十八
条第十二項(第二十条第四項及び第二十一条第
四項において準用する場合を含む。)」に改め、
同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の
一号を加える。
二 第二条の十四第一項(第二十七条の二十
六第三項において準用する場合を含む。以
下この号において同じ。)の規定に違反して
第二条の十四第一項に規定する書面を交付す
せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした
書面を交付した者

第一項において準用する場合を含む。」)を加え、同号を同条第四号とし、同条第五号の二中〔第二十七条第二項〕を〔第三十四条第二項〕に改め、同号を同条第五号とする。

第一百二十二条第一号中「第一百十六条第一号又は第三号」を「第一百十六条第三号又は第四号」に改め、同条第一号中〔第四号〕を「第一号から第七号まで及び第十一号」に改め、同条第三号中〔第一百十六条第一号〕の下に「若しくは第一号」を加え、「第四号」を「第一号から第七号まで及び第十一号」に改める。

第一百二十二条第一号中「第十三条规定の下に〔第二十七条の十二において準用する場合を含む。〕」を加え、「第三十五条」を第二十七条の二十九条〔第二十七条の十二及び第二十七条の二十九条において準用する場合を含む。〕に改め、同条第二号中「第二十四条の五第一項〔第二十四条的七〕」を「第二十二条第一項〔第二十七条の十二〕」に、「第三十四条第一項、第三十四条の二第二項又は第三十六条第一項若しくは第二項」を「又は第二十七条の二第一項〔第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。〕」に改め、同条第三号中「第二十四条的五第二項〔第二十四条的七〕」を「第二十二条第二项〔第二十七条的二第二項〕」に改め、同条第四号中「第三十四条第二項又は第三十四条の二第二項」を「第二十七条的二第二項〔第二十七条的二十九において準用する場合を含む。〕」に改める。

第三条第一項、第十七条第四項若しくは第五項、第二十八条の二第二項〔第二条の六第四項、第二条の八第二項、第九条第二項若しくは第十三条第一項〔第九条第二項、第十七条规定の二第二項〕を「第二十七条的二第二項〔第二十七条的二十九において準用する場合を含む。〕」に改める。

において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第九項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十五第二項（第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七第三項、第二十七条の三十一第四項若しくは第五項」に改め、同条中第二号を第三号とし、同条第一号の二中「第十三条第二項」の下に「（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第一号とする。

（商品先物取引法の一部改正）

第二条 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次に掲げる物品」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の一号を加える。

四 電力（一定の期間における一定の電力を単位とする取引の対象となる電力に限る。
以下同じ。）

第二条第二項中「その他の二以上の商品たる物品の下に「又は電力」を加え、同条第七項中「一又は」を「一若しくは」に改め、「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第十項第一号イ、ハ及びヘ中「物品」の下に「若しくは電力」を加え、同条第二十六項中「すべて」を「全て」に、「物品又は」を「物品若しくは」に、「加工又は」を「加工若しくは」に、「（以下「売買等」という。）」を「又は当該取引対象商品である電力の売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他の主務省令で定める行為」に改める。

第十条第二項第一号中「含まれる物品」の下に「又は電力」を加え、「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に、「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（電力にあつては、その売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行

為。以下「売買等」という。」に改め、同項第二号中「対象となる物品」の下に「又は電力」を加え、「上場商品指數対象物品」を「上場商品指數対象品」に改める。

第十一条第九項及び第十三条第八項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第十五条第一項第一号中「その他上場商品構成物品」を「その他上場商品構成品」に、「上場商品指數対象物品」を「上場商品構成物品等」に改め、同項第二号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品等」に改め、同項第三項中「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改める。

第二十九条 第五十八条、第六十三条及び第七十七条第二項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第七十九条第一項第六号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改める。

第八十条第一項第二号イ中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に改め、「上場商品指數対象物品」を「上場商品指數対象品」に改め、同項第三号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改め、同項第四号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に改め、「上場商品構成品等」の下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改める。

第一百二条第一項第四号中「物品」の下に「若しくは電力」を加える。

第一百六十六条第一号中「所有権」の下に「電力にあつては、電力の供給を受ける権利」を加え、同条第六号中「上場商品構成物品又は上場商品

一 附則第九条から第十一条まで、第二十条、第二十二条(附則第二十条第一項に係る部分に限る)、第二十七条、第二十九条(第一号に係る部分に限る)、第三十条(第四号を除く)、第三十一条(附則第二十九条第一号及び第三十条(第四号を除く)に係る部分に限る)及び第四十条の規定 公布の日

二 附則第六条、第七条及び第五十九条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第六十三条の規定 電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)の施行の日

(小売電気事業の登録等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧電気事業法」という。)第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者(以下「旧一般電気事業者」という。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)に小売電気事業(第一条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。)第三条第一項に規定する小売電気事業者登録簿を提出する)に登録するものとする。

4 前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新電気事業法第二条の三第一項各号(第五号を除く。)に掲げる事項及び新電気事業法第二条の四に掲げる事項及び新電気事業法第二条の三第一項各号(第五号を除く。)に掲げる事項を小売電気事業者登録簿(同項に規定する小売電気事業者登録簿を提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新電気事業法第二条の三第一項各号(第五号を除く。)に掲げる事項を小売電気事業者登録簿(同項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

4 この法律の施行の際現にされていて、新電気事業法第一項第一号に規定する一般電気事業をいう。以下この条及び附則第一項第一号において同じ。)に係る旧電気事業法第二条第一項に規定する小売電気事業をいう。以下この条及び附則第一項第一号において同じ。)に係る旧電気事業法第二条第一項第三号に規定する卸電気事業をいう。以下この項において同じ。)に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請は、新電気事業法第二条の二の規定による登録の申請及び新電気事業法第三条の規定による許可の申請とみなす。この法律の施行の際現にされていて、新電気事業法第二十七条の七の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にされていて、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし登録特定送配電事業者」といいう。)は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二十七条の十六第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同項第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新電気事業法第二十七条の十六第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項及び新電気事業法第二十七条の十七第一項第二号に掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿(同項に規定する小売供給特定送配電事業者登録簿をいう。)に登録するものとする。

4 この法律の施行の際現にされていて、新電気事業法第二条第一項第五号に規定する特定電気事業(旧電気事業法第二条第一項第五号に規定するものとみなされた一般電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定により届出をすべき者は、同項の規定により届出した届出とみなす。

5 前項の規定により新電気事業法第二条の二の規定による登録の申請とみなされた一般電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定により届出をすべき者は、同項の規定により届出した届出とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている特定電気事業者(以下「旧特定電気事業者」という。)は、施行日において同じ。)について新電気事業法第二条第一項並びに附則第四条第一項及び第八条において同じ。)について新電気事業法第二

する特定電気事業をいう。以下この条において同じ。に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請は、新電気事業法第二十七条の十三第一項の規定によりした届出及び新電気事業法第二十七条の十五の規定による登録の申請とみなし、この法律の施行の際現にされる特種電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。

5 前項の規定により新電気事業法第二十七条の十五の規定による登録の申請とみなされた特定電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請をした者は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二十七条の十六第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第五条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の三第一項の規定による届出がされる場合は、新電気事業法第二十七条の十三第一項の規定による届出がされているものとみなす。

2 前項の規定により新電気事業法第二十七条の十三第一項の規定による届出をしたものとみなされる者は、施行日から起算して一月以内に同項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の三第四項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業(旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模

電気事業をいう。以下この条及び附則第七条第一項において同じ。)の制限の期間の短縮の処理を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七条の十三第四項の規定により当該電線路を特定送配電事業の用に供するとの制限の期間の短縮の処理を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の三第五項の規定により同条第一項の規定による届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けている場合は、この法律の施行後

は、それぞれ新電気事業法第二十七条の三第五項の規定により同条第一項の規定による届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の三第六項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業の制限の期間の延長の処理を受けている場合は、この法

律の施行後は、新電気事業法第二十七条の十三第六項の規定により当該電線路を特定送配電事業の用に供することの制限の期間の延長の処理を受けたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の三第六項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業の制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七条の十三第六項の規定によ

りて、新電気事業法第二条の二の登録を受けた時に、推進機関の会員となる。

第七条 施行日前に旧電気事業法第十六条の三第一項の規定による届出をして自らが維持し、及び運用する電線路を介して特定規模電気事業を営んでいる者であつて新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けようとするものは、施行日前においても、新電気事業法第二十七条の十六の規定の例により、その登録の申請をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、施行日前においても、新電気事業法第二十七条の十五から第二十七条の十八まで及び第二十七条の二十三の規定の例により、その登録をすることができる。この場合

においても、新電気事業法第二条の三の規定の例により、その登録の申請をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新電気事業法第二条の十一の規定の例により、その登録をすることができる。この場合において、その登録を受けた者は、施行日に新電気事業法第二条の三の規定により届出をすべきことができる。この場合において、その登録を受けた者は、施行日から起算して三月間は、新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものを除く。以下この条において「仮発電事業者」という。は、施行日から起算して三月間は、新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定にかかるわらず、当該事業を引き続ぎ営むことができる。

2 前項の規定により引き続き新たに発電事業となる事業者(旧一般電気事業者、旧卸電気事業者及び旧特定電気事業者であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものを除く。以下この条において「仮発電事業者」という。)は、施行日から起算して三月間は、新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定にかかるわらず、当該事業を引き続ぎ営むことができる。

第八条 新電気事業法第二条第一項第十四号の規定により新たに発電事業となる事業を営んでいる者(旧一般電気事業者、旧卸電気事業者及び旧特定電気事業者であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものを除く。以下この条において「仮発電事業者」という。)は、施行日から起算して三月間は、新電気事業法第二十七条の二十九において準用する新電気事業者(新電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。)とみなして、新電気事業法第二十七条の二十八、新電気事業法第二十七条の二十九において準用する新電気事業法第二十七条の二十九において準用する新電気事業法第二十七条第一項並びに新電気事業法第三十三条第一項及び第五項、第三十二条第二項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

3 仮発電事業者は、施行日から起算して三月以内に、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 発電事業の用に供している発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

四 事業を開始した年月日	電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等をいう。第四項において同じ。)を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
五 その他経済産業省令で定める事項	業法第二十条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により最終保障供給(新電気事業法第二条第一項第八号イに規定する最終保障供給をいう。)を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。
4 新電気事業法第二十七条の二十七第二項の規定は、前項の届出について準用する。	三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
5 第三項の規定によりされた届出は、新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定によりされた届出とみなす。	四 一般電気事業者及び前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
6 仮発電事業者は、第三項の届出に先立つて、推進機関に加入する手続をとらなければならない。ただし、その者が推進機関の会員であるときは、この限りでない。	五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものないこと。
7 前項の規定により推進機関に加入する手続をとった仮発電事業者は、第三項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。	六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。
(託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置)	3 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款を公表しなければならない。
第九条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者(以下この条から附則第十一条まで及び附則第二十条において単に「一般電気事業者」という。)は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款(新電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等約款をいう。以下この条において同じ。)を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。	4 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、同項の認可を受けた託送供給等約款により難い特別の事情がある場合であつて、新電気事業法第十八条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により託送供給等を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。
2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めたときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。	2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認められたときは、当該約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。
6 第一項の認可を受けた託送供給等約款は、新電気事業法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、同条第二項ただし書の承認を受けた料金その他の供給条件とみなす。	3 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。
4 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、同項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。	4 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。
2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可を受けた託送供給等約款は、新料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。	2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認められたときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。
二 前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等(新	1 料金の水準がその供給区域(離島を除く。)

5	は、「需要(特定需要(電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第十六条第一項に規定する特定需要をいう。)及び
6	び」とする。
	(旧供給区域の変更等)
1	第十七条 みなし小売電気事業者は、旧供給区域を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
2	経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
3	一 その特定小売供給の開始が特定需要に適合すること。
4	二 その特定小売供給を適確に遂行するに足りること。
5	三 その特定小売供給の計画が確実であること。
6	四 特定需要に応ずるために必要な供給能力を確保できること。
7	3 経済産業大臣は、第一項の許可(旧供給区域の減少に係るもの)を除く。第六項において同じ。)を受けた日から十年以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その変更に係る特定小売供給を開始しなければならない。
8	4 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、旧供給区域を区分して前項の規定による指定をることができる。
9	5 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第三項の規定により指定した期間を延長することができる。
10	6 第一項の許可を受けたみなし小売電気事業者は、特定小売供給第四項の規定により旧供給区域を区分して第三項の規定による指定があつ
11	たときは、その区分に係る特定小売供給を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
12	(みなし小売電気事業者の特定小売供給約款)
13	第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けること。
14	2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合しているときも、同様とすること。
15	3 同項の認可をしなければならない。
16	4 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価の認可をしなければならない。
17	5 二 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
18	6 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
19	7 三 みなし小売電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
20	8 四 特定の者に對して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
21	9 条第一項の認可を受け、又は同条第四項若しくは第七項の規定により届け出ている供給約款(附則第二十条第七項において「旧供給約款」という。)は、第一項の認可を受けた特定小売供給約款とみなす。
22	10 (旧認可供給条件に関する経過措置)
23	第十九条 旧認可供給条件は、施行日から起算して一月以内に、経済産業省令で定めるところに
24	たときは、その区分に係る特定小売供給を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
25	(みなし小売電気事業者の特定小売供給約款)
26	第二十条 一般電気事業者は、施行日前において同じ。)を受けていたものとみなす。
27	(特定小売供給約款の認可等に關する経過措置)
28	第二十一条 一般電気事業者は、施行日前において同じ。)を受けていたものとみなす。
29	2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
30	3 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
31	4 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
32	5 三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
33	6 四 特定の者に對して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
34	7 五 第二十二条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。
35	6 前項に規定する絏済産業大臣の権限は、政令で定めるところにより、絏済産業局長に委任することができる。
36	7 (公聴会)
37	8 第二十三条 絏済産業大臣は、附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十二条第三項(特定小売供給約款に係るものに限る)又は附則第十七条第一項(旧供給区域の増加に係るものに限る)、第十八条第一項若しくは第二十条第一項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聽かなければならぬ。

(みなし登録特定送配電事業者の供給義務等)

第二十三条 みなし登録特定送配電事業者は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、正当な理由がなければ、当該みなし登録特定送配電事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給地点（第四項、次条及び附則第二十六条第一項において「旧供給地点」という。）における需要に応ずる電気の供給（以下「特別小売供給」という。）を拒んではならない。

2 みなし登録特定送配電事業者が行う特別小売供給については、新電気事業法第二十七条の二十六第三項において準用する新電気事業法第二条の十三及び第一条の十四の規定は、適用しない。

3 みなし登録特定送配電事業者については、旧電気事業法第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十五条（第三項を除く。）、第十六条（第三項を除く。）、第二十四条第三項及び第四項並びに第三十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、第一項の政令で定める日までの間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 小売電気事業者及び旧供給地点に係るみなし登録特定送配電事業者以外の登録特定送配電事業者（新電気事業法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。）は、第一項の政令で定める日までの間、当該旧供給地点であつて当該旧供給地点に係るみなし登録特定送配電事業者が特別小売供給を開始したものにおける需要に応じ電気を供給してはならない。

（旧供給地点の変更）

二十四条 みなし登録特定送配電事業者は、旧

供給地点を増加することができない。

2 みなし登録特定送配電事業者は、旧供給地点を減少しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な減少をしようとするときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その特別小売供給の開始が旧供給地点における需要に適合すること。

二 その特別小売供給を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その特別小売供給の計画が確実であること。

四 旧供給地点における需要に応ずるために必要な供給能力を確保できること。

4 みなし登録特定送配電事業者は、第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な減少をしようとするとときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をしたみなし登録特定送配電事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る減少をしてはならない。

6 経済産業大臣は、第四項の規定による届出の内容が、第二項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

7 経済産業大臣は、第四項の規定による届出の内容が、第三項各号のいずれにも適合していないと認めるときは、その届出をしたみなし登録特定送配電事業者に対し、その届出を受理した

日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができるものとする。

（みなし登録特定送配電事業者の供給条件）

第二十五条 みなし登録特定送配電事業者は、附則第二十三条第一項の政令で定める日までの間、特別小売供給に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該みなし登録特定送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

2 附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十六条第一項若しくは第三項又は附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第十五条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第十六条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第十六条第一項、第二項若しくは第十四条若しくは第十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

3 第二十七条 この附則の規定及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法の規定による登録、認可又は許可是、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、認可若しくは許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第二十六条 経済産業大臣は、附則第十六条第三

（聴聞の特例）

(罰則)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者

は
一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰

金に処し 又はこれを併科する

の供給を拒んだ者

二 附則第二十三條第一項の規定に違反して電

三 附則第二十三条第四項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

三 附則第二、三、第四項の規定に違反して、電気を供給した者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者

は、三百万円以下の罰金に処する。

一 附則第十条第二項又は第十一一条第二項の規

二 附則第二十四条第二項又は第二十一条第二項による命令に違反した者

二 附則第二十四条第七項又は第二十五条第二項の規定による命令に違反した者

項の規定による命令に違反した者は、

三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第九条第一項の規定による申請をせ

す、又は虚偽の申請をした者

二 附則第九条第三項、第十条第三項、第十一 条第三項又は第二十二条第三項の規定に違反す

条第三項又は第二十条第三項の規定に違反して公表しなかつた著

三 附則第十条第一項又は第十二条第一項の規定で公表しなかつた者

三 附賃第一項第一款は第一二項第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

者二

四 附則第十七条第六項の規定による届出をせ

す、又は虚偽の届出をした者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は

人の業務に關し、附則第二十八条から前条まで
の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ
か、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑
を科する。

(商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置)
第三十二条 この法律の施行の際現に特定商品先物取引業(第二条の規定による改正後の商品先物取引法(以下この条及び次条において「新商品先物取引法」という。)第二条第一項第四号に規定する電力(次条第一項において単に「電力」という。)につき新商品先物取引法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行うこと)をいいう。以下の条において同じ。)を行つてゐる者(以下この条及び次条第一項において「仮商品先物取引業者」という。)は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新商品先物取引法第二百九十条第一項の許可の申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新商品先物取引法第二百三十六条第一項の規定により特定商品先物取引業の廃止を命じられたときは、当該処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新商品先物取引法第二百九十条第一項の規定にかかるわらず、引き続き特定商品先物取引業を行うことができる。仮商品先物取引業者(同項の許可の申請について不許可の処分を受けず、かつ、次項の規定により読み替えて適用する新商品先物取引法第二百三十六条第一項の規定により特定商品先物取引業の廃止を命じられていない者に限る。)が施行日から起算して六月以内に新商品先物取引法第二百九十条第一項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

引法第二百二十三条、第二百二十三条の二、第一百二十四条（第三号、第四号及び第八号を除く。）、第二百二十四条の二から第二百五十五条まで、第二百七十七条、第二百八十八条、第二百十九条第一項、第二百二十条から第二百三十条の三まで、第二百二十条の四第二項、第二百二十二条、第二百三十二条、第二百三十二条及び第二百三十九条第一項、第二百三十九条第一項第二号から第四号までを除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新商品先物取引法第二百三十三条の二第一項第一号中「商品先物取引業者である旨」とあるのは「仮商品先物取引業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二号）附則第三十二条第一項に規定する仮商品先物取引業者をいう。）である旨」と、新商品先物取引法第二百三十六条第一項中「第一百九十条第一項の許可を取り消し」とあるのは「特定商品先物取引業（電気事業法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項に規定する特定商品先物取引業をいう。）の廃止を命じ」とする。

ために新商品先物取引法第二条第二十二項第五号に規定する媒介を業として行うことをいう。以下この条において同じ。を行つてゐる者(以下この条において仮商品先物取引仲介業者)といふ。(一)は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新商品先物取引法第二百四十条の二第二項の登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新商品先物取引法第二百四十条第一項及び第二百四十条の二第一項の規定にかかるわらず、引き続き特定商品先物取引仲介業を行うことができる。仮商品先物取引仲介業者(同項の登録の拒否の処分を受けず、かつ、次項の規定により読み替えて適用する新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられていない者に限る)が施行日から起算して六月以内に新商品先物取引法第二百四十条の二第一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(二) 前項の規定により引き続き特定商品先物取引仲介業を行う場合においては、仮商品先物取引仲介業者を新商品先物取引法第二条第二十九項に規定する商品先物取引仲介業者とみなして、新商品先物取引法第二百四十条の十二から第二百四十四条の二十まで、第二百四十条の二十二、第二百四十条の二十三(第一項第二号を除く)及び第二百四十条の二十六の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。この場合に

おいて、新商品先物取引法第二百四十四条の十三
第一項第二号中「商品先物取引仲介業者である
旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号」

三十四条 施行日前に第三条の規定による改正
（電気事業者による再生可能エネルギー電気の
調達に関する特別措置法の一部改正に伴う経過
措置）

う。)に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した再生可能エネルギー電気の量」とする。

し登録特定送電事業者に対して交付されるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達

法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律附則第三号)附則第三十三条第一項に規定する仮商品先物取引仲介業者をいう。」である旨」と、新商品先物取引法第二百四十条の二十三第三項中「第二百四十条の二第一項の登録を取り消し」とあるのは特定商品先物取引仲介業電気事業法等の一部を改正する法律附則第三十三条第一項に規定する特定商品先物取引仲介業をいう。)の廃止を命じとする。

前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「旧再生可能エネルギー電気特別措置法」という。)第二条第一項に規定する一般電気事業者が特定契約(旧再生可能エネルギー電気特別措置法第四条第一項に規定する特定契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金(旧再生可能エネルギー電気特別措置法第八条第一項の交付金をいう。以下

規定により読み替えて適用する新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられた場合における新商品先物取引法第二百四十条の五第一号の規定の適用については、その者が当該廃止を命じられた日から起算して五年を経過するまでの間は、その者を新商品先物取引法第十五条第二項第一号へに該当する者とみなす。

みなし小売電気事業者に対して交付されるものについての第三条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「新再生可能エネルギー電気特別措置法」という。)第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。)」とあ

(キロワット時で表した量をいう。)とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二項に規定する特定契約をいう。)に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量」とする。

法人である仮商品先物取引仲介業者が第二項の規定により読み替えて適用する新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられた場合における新商品先物取引法第二百四十条の五第二号の規定の適用については、当該廃止を命じられた法人である仮商品先物取引仲介業者を新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により新商品先物取引法第二百四十条の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

るのと、当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第三条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が特定契約(電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をい

改正後の電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が特定契約(電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。)に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した再生可能エネルギー電気の量とする。

○ 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金であって、施行日以後にみな

者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気—電気に係る交付金であつて、施行日以後に置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業附則第六条第二項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者に対して交付されるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。)」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロ

ワット時で表した量をいう。以下この号において同じ)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が特定契約(電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。)に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量とする。

5 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金(前項に規定するものを除く。)の交付については、なお従前の例による。

第三十五条 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金(旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の納付金をいう。以下この条において同じ。)であつて、施行日以後に新再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項に規定する費用負担調整機関(以下この条において単に「費用負担調整機関」という。)がみなし小売電気事業者から徴収するものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条の規定の適用について、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給したものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項において同じ。)とあるのは、「当該電気

事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量」とする。

3 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定電気事業者が供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量」とする。

電気の使用者に供給した電気に係る納付金であつて、施行日以後に費用負担調整機関がみな登録特定送配電事業者から徴収するものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。)」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定電気事業者であつて、同法附則第四条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。)第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量」とする。

4 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金であつて、施行日以後に費用負担調整機関が附則第六条第二項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者から徴収するものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用に

ついては、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。)」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量」とする。

5 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金(前項に規定するものを除く。)の納付については、なお従前の例による。

第三十六条 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金(旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条の賦課金をいう。以下この条において同じ。)であつて、施行日以後にみなし小売電気事業者が電気の使用者に対して請求することができるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)の施行前に同法第

三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量」とする。

2 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とする。

施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とする。

3 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とする。

施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とする。

特別措置法第十六条第二項の規定の適用について

5 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者

法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)附則第十一条第一項第二号に規定す

ては、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律(平

第三十七条 この法律の施行の際現に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に新再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

(処分等の効力)

第三十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相違があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)附則第十一条第一項第二号に規定する中立性確保措置をいう。)を法的分離(同条第二項に規定する法的分離をいう。)によって実施する場合には、電気の安定供給を確保するため必要な資金の調達に支障を生じないようにつつ、電気事業を営む者の間の適正な競争関係の確保等を通じた電気事業の健全な発達を図るという観点から、電気事業を営むたる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金であつて、施行日以後に附則第六条第二項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とする。

第三十九条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第四十条 附則第二条から前条まで、第四十四条、第四十七条、第五十七条、第五十九条、第六十一条、第六十八条及び第七十条に定めるもののが、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者があつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量」とする。

第五十一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十五項第三号中「物品」を「同条第一項に規定する商品」に改める。

施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者があつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量」とする。

第三十五条第二項第五号の二中「指定物品」を「指定品」に改める。

第四十二条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十五項第三号中「物品」を「同条第一項に規定する商品」に改める。

施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二

二条第一項に規定する特定電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二百五十五号)の一部を次のように改定する。

第三百四十九条の三第一項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第四号」を「同項第一号」に、「鉄道事業者」を「送電事業者」に、「電気事業者」を「一般送配電事業者等」に、「電気事業者」を「一般送配電事業者等が」に改める。

施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二

二条第一項に規定する特定電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二百五十五号)の一部を次のように改定する。

第三百四十九条の三第一項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第四号」を「同項第一号」に、「鉄道事業者」を「送電事業者」に、「電気事業者」を「一般送配電事業者等」に、「電気事業者」を「一般送配電事業者等が」に改める。

第四十一条 政府は、中立性確保措置(電気事業

第七百一条の三十四第三項第十六号中「第二

条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、

「一般電気事業又は同項第三号」を「一般送配電

事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項

第十四号」に、「卸電気事業」を「発電事業」に改

める。

附則第九条第八項中「第二十四条の三第一項」

を「第十七条第一項」に改め、「同法第二条第一

項第七号に規定する」及び「特定規模需要に応す

る」を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 前条の規定による改正後の地方税法

第三百四十九条の三第一項の規定は、施行日の

属する年の翌年の一月一日(施行日が一月一日

である場合には、同日)を賦課期日とする年度

以後の年度分の固定資産税について適用し、当

該年度の前年度分までの固定資産税について

は、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法第七百一
条の三十四第三項第十六号の規定は、施行日以
後に終了する事業年度分の法人の事業及び施行
日の属する年以後の年分の個人の事業(施行日
前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課
すべき事業所税について適用し、施行日前に終
了した事業年度分の法人の事業並びに施行日の
属する年前の年分の個人の事業及び施行日の属
する年分の個人の事業で施行日前に廃止された
ものに対して課する事業所税については、なお
従前の例による。

3 前条の規定による改正後の地方税法附則第九

条第八項の規定は、施行日以後に新電気事業法

第十七条第一項に規定する託送供給を受けて行
われる電気の供給に係る収入金額について適用

し、施行日前に旧電気事業法第二十四条の三第

一項に規定する託送供給を受けて旧電気事業法

第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に

応じて行われた電気の供給に係る収入金額につ

いては、なお従前の例による。

(高圧ガス保安法等の一部改正)

第四十五条 次に掲げる法律の規定中「第二条第

一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改

める。

一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百

四号)第三条第一項第六号

二 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十

九号)第一条第二項

三 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十

七号)第二十七条第一項

四 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)

第五条 第二十一條第一項

六 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)

第十八条第一項

七 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法

律第六十一号)第十二条第一項

八 特定水道利水障害の防止のための水道水源

水域の水質の保全に関する特別措置法(平成

六年法律第九号)第十六条第一項

九 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一

年法律第百五号)第三十五条第一項の表第二

号

(土地收用法の一部改正)

第四十六条 土地收用法(昭和二十六年法律第二

百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「一般電気事業、卸電氣事

業又は特定電気事業」を「一般送配電事業、送電

事業、特定送配電事業又は発電事業」に改め

る。

第十七条第一項第三号ト中「一般電気事業」

を「一般送配電事業(に、「卸電気事業」を「送電

事業」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「又は特定電気事業」を「特定送配電事業」に、「の用」を又は発電事業(当該事業の用)に供する電気工作物と電気的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)の用」に改める。

(土地收用法の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 施行日前に旧一般電気事業者、旧卸電気事業者又は旧特定電気事業者がした事業の認定の中請につきその事業の認定に関する処分を行ふ機関については、前条の規定による改正後の土地收用法第十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(道路法の一部改正)

第四十八条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に、「同項第八号」を「同項第三号」に、「特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改める。

(農山漁村電気導入促進法等の一部改正)

第四十九条 次に掲げる法律の規定中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改め

る。

一 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法

律第二百五十八号)第四条第三号

二 武力攻撃事態等における国民の保護のため

の措置に関する法律(平成十六年法律第百十

二号)第百三十四条第一項

三 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第五十二条第一項

(電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方

法の規制に関する法律の一部改正)

第五十条 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(昭和二十八年法律第百七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「一般の需要に応じ電気を供給する

事業又はこれに電気を供給することを主たる目

的とする事業」を「電気事業法(昭和三十九年法

律第百七十号)第二条第一項第八号に規定する

一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事

業及び同項第十四号に規定する発電事業(その

営む事業の事業主又はその営む事業に従事する

者が次条に規定する禁止行為を行うことによ

り、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は

生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が

指定する発電事業者(同項第十五号に規定する

発電事業者をいう。)が営むものに限る。」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第五十一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律

第十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二の二第一項及び第四十二条の五第

一項中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項

第十六号」に改める。

第五十七条の四第一項中「第二条第一項第一

号」を「第二条第一項第十四号」に、「一般電気事

業又は同項第三号に規定する卸電気事業」を「發電事業」に改め、同条第五項第三号中「第九条第

一項」を「第二十七条の二十七第三項」に改める。

第六十八条の十第一項中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

第六十八条の五十四第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業」を「発電事業に改め、同条第四項第三号中「第九条第一項」を「第二十七条の二十七第三項」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

(一般電気事業者を「一般送配電事業者」に、「第二条第一項」を「第二条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「一般電気事業者、卸電気事業者又は特定電気事業者」を「一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者」に改める。)

(一) 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条の二号を「第二条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「一般電気事業者、卸電気事業者又は特定電気事業者」を「一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者」に改める。

(二) 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二号)附則第十七条第一項(旧供給区域の変更等)の変更の許可(同法附則第十六条第一項(みなし小売電気事業者の供給義務等)に規定する旧供給区域の増加に係るもの(当該旧供給区域の属する市町村内における旧供給区域の増加に係るもの)を除く)に限る。

(三) 電気事業法第三条(事業の許可)の一般送配電事業の許可又は同法第八条第一項(供給区域の変更)の変更の許可(同法第六条第四号(許可証)に掲げる供給区域の増加に係るもの(これららの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るもの)を除く)に限る。

(四) 電気事業法第二十四条第一項(供給区域外に設置する電線路による供給)の供給区域外の供給の許可

(五) 電気事業法第二十七条の四(事業の許可)の送電事業の許可又は同法第二十七条の十二(準用)において読み替えて準用する同法第八条第一項の変更の許可(同法第二十条の政令で定める日までの間、前条の規定による改正後の法人税法第四十五条第一項第一号に掲げる事業とみなして、同条の規定を適用する)

(六) 電気事業法第二十七条の十五(小売供給の登録)の特定送配電事業者による小売供給の登録

(七) 電気事業法第二十七条の三十一第一項(特定供給)の電気を供給する事業の許可

(八) 電気事業法第五十一條第三項(登録安全管理審査機関の登録)又は第五十五条第四項(登録安全管理審査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(九) 電気事業法第五十七条の二第一項(登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

第五十三条 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に、「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

(電気用品安全法の一部改正)

第五十三条 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に、「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

(電気用品安全法の一部改正)

第五十三条 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に、「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第五十八条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五条)の一部を次のように改正する。

別表第一第一百四号を次のように改める。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 附則第一條第二号に定める日から施行日の前日までの間に受ける附則第六条第二項

の規定による改正前の登録免許税法別表第一第一百四号の規定の適用については、同号中「供給

二 一般送配電事業者 電気事業法第二条第一項第九号(定義)に規定する一般送配電事業者をいい、一般送配電事業以外の電気事業(同項第十六号(定義)に規定する電気事業をいう。次号イにおいて同じ。)を併せ営むものを含むものとする。

四号(定義)に規定する振替供給を行つたものを除く。)
□ 一般送配電事業者が自ら使用した電気(発電のために直接使用したもの)を除く。
第七条第一項第二号において同じ。)
第三条及び第四条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

源開発促進税法(以下この項において「新電源開発促進税法」という。)第七条第一項第一号に規定する販売電気と、施行日以後に同条第二項の計量がされる旧電源開発促進税法第七条第一項第二号に規定する電気については新電源開発促進税法第七条第一項第二号に規定する電気とそれのみならず、新電源開発促進税法の規定を適用する。

(工エネルギーの使用の合理化等に関する法律の

三 販売電気 次に掲げる電気をいう。
イ 一般送配電事業者が一般送配電事業

小売電気事業（電気事業法第二条第一項
第二号（定義）に規定する小売電気事業を

第二号(定義)に規定する小売電気事業をいう。イにおいて同じ。)又は特定送配電

事業（同項第十二号（定義）に規定する特定送配電事業をいい、同号に規定する小

定送配電事業をいい、同号に規定する小売供給を行う事業以外の事業を除く。イ

売供給を行う事業以外の事業を除く。イ
において同じ。)として供給した電気(他
の事業者による供給によるもの)

において同じこととして供給した電気(供給の一般送配電事業者に当該他の一般送配電事業者が営む電気事業(当該他の一般

電事業者が営む電気事業（当該他の一般送配電事業者の供給区域以外の地域にお

送配電事業者の供給区域以外の地域において当該一般送配電事業者が維持し、及

して当社一般送配電事業者が新規に及
び運用する一般送配電事業の用に供する

電線路により電気の供給を受けて営む小
売電気事業及び特定送配電事業を除く。)

（電気事業及び特定送配電事業を除く。）
の用に供するための電気として供給した

の用に供するための電気として供給したもの、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において、電気事業を営む他

以外の地域において、電気事業を営む他の者から当該他の者が維持し、及び運用の者

の者から当該他の者が維持し、及び運用する電線路により電気の供給を受けて小

すと電線路により電気の供給を受けて、ノーベル電氣事業として供給し、又は当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する一

送配電事業者が維持し、及び運用する一般送配電事業の用に供する電線路を介す

般送配電事業の用に供する電線路を介すことなく特定送配電事業として供給し

ることなく特定送電事業として供給したもの、同項第七号(定義)に規定する発電量調整供給を行つたもの並びに同項第

たもの 同項第七号(定義)に規定する発電量調整供給を行つたもの並びに同項第

電気事業法等の一部を改正する法律案

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一
部改正)

商品投資に係る事業の規制に関する

第六十四条 法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「その他の」を「その他」に改め、「及び次項」を削り、「特定物品」を「特定品」に改め、同項第三号中「その他の」を「その他」に、「指定物品」を「指定品」に改め、同条第二項中「物品」を「もの」に改める。

第二十一条第一号及び第二十八条第二号中「特定物品」を「特定品」に、「指定物品」を「指定品」に改める。

(地価税法の一部改正)

第六十五条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一六号中「第二条第一項第一号」を

「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者の

同項第一号」を「一般送配電事業者の同項第八号」に、「一般電気事業、同項第四号」を「一般送

配電事業、同項第十一号」に、「卸電気事業者の

同項第三号」を「送電事業者の同項第十号」に、

「卸電気事業若しくは同項第六号」を「送電事業

若しくは同項第十五号」に、「特定電気事業者の

同項第五号」を「発電事業者の同項第十四号」に、「特定電気事業に」を「発電事業に」に改め

る。
(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一
部改正)

第六十六条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二条第一項第一号」を「第一
二条第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一

般送配電事業者」に、「同項第六号」を「同項第十
三号」に、「特定電気事業者」を「特定送配電事業
者」に改める。

第一条第一項第八号に、「一般電気事業」を「一般
気事業」を「特定送配電事業」に、「同項第五号」
を「同項第十四号」に、「特定電気事業」を「発電
事業」に改める。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法
の一部改正)

第六十七条 大深度地下の公共的使用に関する特
別措置法(平成十二年法律第八十七号)の一部を
次のように改正する。

第四条第八号中「一般電気事業、卸電気事業
又は特定電気事業」を「一般送配電事業、送電事
業 特定送配電事業又は発電事業に改める。

第十二条第一項第三号ハ中「一般電気事業(

を「一般送配電事業」に、「卸電気事業」を「送電
事業」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業
者」に、「又は特定電気事業」を「特定送配電事
業」に、「の用」を「又は発電事業(当該事業の用
に供する電気工作物と電気的に接続する電線路
が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)
の用」に改める。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法
の一部改正に伴う経過措置)

第六十八条 施行日前に旧一般電気事業者、旧卸
電気事業者又は旧特定電気事業者がした使用の

認可の申請につきその使用の認可に関する処分
を行う機関については、前条の規定による改正

後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置

ず、なお従前の例による。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第六十九条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法
律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十三条中「第二条第一項第九号」を「第二
条第一項第十六号」に改める。

第六十四条第一項中「一般電気事業会社(電気
事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気
事業者(以下単に「一般電気事業者」という。)で
あつて会社であるものをいう。以下同じ)を小
売電気事業(電気事業法第二条第一項第二号に
規定する小売電気事業をいう。以下この条にお
いて同じ。)及び発電事業(同項第八号に規
定する一般送配電事業をいう。以下この条にお
いて同じ。)及び発電事業(同項第十四号に規定
する発電事業をいう。以下この条において同
じ。)のいずれも営む者たる会社(以下この条及
び第百十九条において「兼業会社」という。)に改
め、同条第五項中「一般電気事業会社」を「兼業
会社及び分割等会社」に改め、同項を同条第七
項とし、同条第四項中「一般電気事業会社」を
「兼業会社及び第二項の貸付金を借り入れた分
割等会社」に改め、「(平成十七年法律第八十六
号)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三
項中「一般電気事業会社」を「兼業会社及び第
二項の貸付金を借り入れた分割等会社(同項各
号に掲げる会社をいう。以下この条及び第百十
九条において同じ。)」に改め、同項第一号中
「一般電気事業会社」を「兼業会社又は分割等会
社」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二
項中「前項を「前三項」に改め、同項を同条第四
項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電
事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は
兼業会社について分割があつたとき(その会
社が当該譲渡し又は分割の後も兼業会社であ
るときを除く。)は、沖縄振興開発金融公庫

振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる会社
のいずれかに該当するものに対し当分の間行
う貸付けに係る貸付金については、それぞ
れ、その会社の財産につき他の債権者に先
立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有す
る。

一 当該譲渡し又は分割により小売電気事
業、一般送配電事業又は発電事業の全部又
は一部を譲り受け、又は承継した会社(当
該譲り受け、又は承継した小売電気事業、
一般送配電事業又は発電事業を営むことを
目的として設立されたものに限り、兼業会
社であるものを除く。)

二 当該譲渡し又は分割の後も引き続き小
売電気事業、一般送配電事業又は発電事業
を営むもの(兼業会社であるものを除く。)

三 前二号に掲げる会社を子会社(会社法(平
成十七年法律第八十六号)第二条第三号に
規定する子会社をいう。)とする会社であつ
て、小売電気事業、一般送配電事業及び發
電事業のいずれも営まないもの

3 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電
事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は
兼業会社について分割があつたとき(その会
社が当該譲渡し又は分割の後も兼業会社であ
るときを除く。)は、沖縄振興開発金融公庫

は、当該譲渡し又は分割の前にその会社に対
して行つた貸付けに係る貸付金であつて当該
譲渡し又は分割の後も兼業会社が引き続き有
する債務に係るものについては、その会社の財
産につき他の債権者に先立つて自己の債権
の弁済を受ける権利を有する。

第六十五条第一項中「第二条第一項第十号」を
「第二条第一項第十七号」に改める。

〔第二条第一項第一号〕

〔第二条第一項第十七号〕

第一百十九条中「一般電気事業会社」を「兼業会社又は分割等会社」に改め、同条第一号中「第六十四条第三項」を「第六十四条第五項」に改め、同条第二号中「第六十四条第四項」を「第六十四条第六項」に改め、同条第三号中「第六十四条第一項」に改め、五項を「第六十四条第七項」に改める。

附則第二条第二項の表一の項中「第六十四条第一項の下に『及び第二項』を加える。

(沖縄振興特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 施行日前に沖縄振興開発金融公庫が貸し付けた前条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第六十四条第一項に規定する貸付金については、これを前条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法(以下この条において「新沖縄振興特別措置法」という。)第六十四条第一項に規定する貸付金とみなして、同条及び新沖縄振興特別措置法第一百九条の規定を適用する。

(旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の一部改正)

第七十一条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「電気事業者は」を「電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)は」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一項改正)

第七十二条 所得税法等の一部を改正する法律

(平成十七年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第六項中「旧租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人」を「青色申告書を提出する法人で電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むもの」に、「同項第二号」を「旧租税特別措置法第五十七条の三第一項第二号」に、「同項第二十五号」を「附則第一条第二号」に、「同項第二十五条」を「附則第一条第二号」に改め、同条第八項第一号中「旧租税

特別措置法第五十七条の三第一項」を「電気事業法第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業又は卸電気事業」を「発電事業」に改める。

附則第四十八条第六項中「旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人」を「連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むもの」に、「同項第二号」を「旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項第二号」に改め、同条第八項第一号中「旧租税

特別措置法第五十七条の三第一項」を「第二条の二第一項若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第二条の二第一項若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録に係るものに限る。」の項の次に次のように加える。

第六十条第一項第五号に掲げる事項(電気事業法第二条の二第一項若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録に係る事項)自然公園法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係るものに限る。の項の次に次のように加える。

第六十条第一項「認可」の下に「登録、変更登録」を加え、同項の表前条第一項第四号に掲げる事項(自然公園法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係るものに限る。)の項の次に次のように加える。

第六十条第一項「認可」の下に「登録、変更登録」を加え、同項の表前条第一項第四号に掲げる事項(自然公園法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係るものに限る。)の項の次に次のように加える。

前条第一項第五号に掲げる事項(電気事業法第二条の二第一項若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録に係るものに限る。)

同法第二条の二第一項若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録

を「第一条第一項第三号」に、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に、「同項第六号」を「同項第九号」に、「特定電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第八号」を「同法第二十七条の十九第一項」に、「特定規模電気事業者」を「登録特定送配電事業者」に改める。

(福島復興再生特別措置法の一項改正)

第七十四条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第五号中「第九条第二項、第二十六条の二第一項若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の二第一項若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第二条の二第一項若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録に係るものに限る。」の項の次に次のように加える。

第六十条第一項「認可」の下に「登録、変更登録」を加え、同項の表前条第一項第四号に掲げる事項(自然公園法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係るものに限る。)の項の次に次のように加える。

第六十条第一項「認可」の下に「登録、変更登録」を加え、同項の表前条第一項第四号に掲げる事項(自然公園法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係るものに限る。)の項の次に次のように加える。

同法第二条の二第一項若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録

前条第一項第五号に掲げる事項(電気事業法第二条の二第一項若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録に係るものに限る。)

同法第二条の二第一項若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録

前条第一項第五号に掲げる事項(電気事業法第二条の二第一項若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録に係るものに限る。)

同法第二条の二第一項若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録

。

参議院議長 山崎 正昭殿

法務委員長 荒木 清寛

本法施行のため、本年度は別に費用を要しない。

い。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

本法施行のため、本年度は別に費用を要しない。

別表第一の二の表中

投資・経営

本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管
いてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人)
いて同じ。若しくは本邦におけるこれらの事業に投資
てその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する
計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上
とされている事業の経営若しくは管理に従事する活動

は本邦におけるこれらの
理に従事し又は本邦にお
を含む。以下この項にお
しては外国人に代わつ
活動(この表の法律・会
行うことができないこと
を除く。)

高度専門職

一 高度の専門的な能力を有する人材として法
者が行う次のイからハまでのいずれかに該當
術研究又は経済の発展に寄与することが見込
イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関と
指導若しくは教育をする活動又は当該活動
業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本
いて研究、研究の指導若しくは教育をする
くは人文科学の分野に属する知識若しくは
動又は当該活動と併せて当該活動と関連す
ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関に
を行ひ若しくは当該事業の管理に従事する
活動と関連する事業を自ら経営する活動
二 前号に掲げる活動を行つた者であつて、そ
ものとして法務省令で定める基準に適合する
イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研
活動

行う一の表の教授の項から報道
法律・会計業務の項、医療の
の項、興行の項若しくは技能の
ずれかに該当する活動を除く。)
は当該事業の管理に従事する活
る資格を有しなければ法律上行
又は管理に従事する活動を除
く。

二 イからハまでのいづれかの活動と併せて
の項までの下欄に掲げる活動又はこの表の
項、教育の項、技術・人文知識・国際業務
項の下欄に掲げる活動(イからハまでのい
うことができないこととされている事業の経営
を除く。)

本邦において貿易その他の事業の経営を行い又
動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げ
うことができないこととされている事業の経営
を除く。)

技術・人文知
識・国際業務

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学
の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属す
る技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若
しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(一の表の教授の項、芸
術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項
から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を
除く。)

に改め、同表技術の項を次のように改める。

務省令で定める基準に適合する
する活動であつて、我が国の学
まれるもの
の契約に基づいて研究、研究の
と併せて当該活動と関連する事
邦の公私の機関との契約に基づ
活動
の契約に基づいて自然科学若し
技術を要する業務に従事する活
る事業を自ら経営する活動
おいて貿易その他の事業の経営
活動又は当該活動と併せて当該
活動
の在留が我が国の利益に資する
ものが行う次に掲げる活動
研究、研究の指導又は教育をする
然科学又は人文科学の分野に属
活動
事業の経営を行い又は当該事業
の項から報道
法律・会計業務の項、医療の
の項、興行の項若しくは技能の
ずれかに該当する活動を除く。)
は当該事業の管理に従事する活
る資格を有しなければ法律上行
又は管理に従事する活動を除
く。

別表第一の二の表人文知識・国際業務の項を削り、同表企業内転勤の項中「この表の技術の項又は人文知識・国際業務の項」をこの表の技術・人文知識・国際業務の項に改め、同表興行の項中「この表の投資・経営の項」をこの表の経営・管理の項に改める。

別表第一の四の表留学の項中「高等部」の下に「中学校(中等教育学校の前期課程を含む)若しくは特別支援学校の中学校部、小学校若しくは特別支援学校の小学部」を加える。
別表第一の五の表特定活動の項を次のように改める。

特定活動 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

第一条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第九条第四項第号中「第七項」を「第八項」に改め、「受けた者」の下に「同項第一号ハに該当するものとして登録を受けた者にあつては、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持している者に限る。」

を加え、同条第七項第一号を次のよう改める。

一 次のイからハまでのいずれかに該当する者であること。

イ 第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者

ロ 第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を持

している者

ハ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者

(1) 本邦に再び上陸するに当たり、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者であること(イに該当する者を除く)。

(2) 第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受け

(特定登録者カード)
第三章第一節中第九条の次に次の二条を加え

第九条の二 法務大臣は、前条第八項第一号ハに該当する外国人について同項の規定による

別表第一の四の表留学の項中「高等部」の下に「中学校(中等教育学校の前期課程を含む)若しくは特別支援学校の中学校部、小学校若しくは特別支援学校の小学部」を加える。
別表第一の五の表特定活動の項を次のように改める。

一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する國又は第二条第五号ロに規定する地域

二 特定登録者カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

三 特定登録者カードには、法務省令で定めるところにより、前条第八項の規定による登録をした外国人の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該外国人から提供された写真を利用する

ことは、第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。

(4) その他出入国の公正な管理に必要なものとして法務省令で定める要件に該当する者であること。

四 前二項に規定するもののほか、特定登録者カードの様式その他特定期登録者カードについて必要な事項は、法務省令で定める。

五 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項及び第三項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、特定登録者カードに電磁的方式により記録することができる。

六 特定期登録者カードの有効期間は、その交付の日から起算して三年を経過する日又は当該特定登録者カードの交付を受けた外国人が所持する旅券の有効期間満了の日のいずれか早い日が経過するまでの期間とする。

七 特定期登録者カードの交付を受けた外国人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、特定登録者カードの再交付を申請することができる。

(2) 第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受け

登録をする場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、特定登録者カードを交付させるものとする。

二 特定期登録者カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第五項の規定による記録

が毀損したとき。

三 登録者カードの所持を失つたとき。
二 特定期登録者カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第五項の規定による記録が毀損したとき。

四 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、新たな特定登録者カードを交付させるものとする。この場合における第六項の規定の適用については、同項中「その交付の日」とあるのは、当該特定登録者カードの交付を受けた外国人に対し第一項の規定により特定登録者カードが交付された日」と、「当該特定登録者カードの交付を受けた外国人」とあるのは「当該外国人」とする。

五 第十条第一項中「前条第五項」を「第九条第六項」に改め、同条第九項中「前条第三項」を「第九条第三項」に改める。

六 第十二条の四第一項第一号中「含む」の下に「次号において同じ」を加える。

七 第二十三条第一項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の二号を加える。

八 第九条第五項の規定により短期滞在の在留資格及び在留期間を決定された者

九 第五十九条の二第一項中「交付」の下に「特定登録者カード」を加える。

十 第五十七条の二中「外国人は」の下に「第九条第八項の規定による登録(同項第一号ハに該当する者に係るものに限る。)」を加える。

十一 第六十七条の二中「外国人は」の下に「第九条第二項若しくは第八項の規定により特定登録者カードの交付を受け」を加える。

十二 第七十六条第二号中「乗員手帳」の下に「特定登録者カード」を加える。

六一

(附 則)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中出入国管理及び難民認定法第五十条に一項を加える改正規定及び同法第五十九条の二第一項の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日

第二条中出入国管理及び難民認定法の目次及び第六条第一項ただし書の改正規定 同法第十四条の次に一条を加える改正規定 同法第十五条第六項、第二十三条第一項及び第二十四条の改正規定 同法第四章第四節中第二十六条の次に一条を加える改正規定並びに同法第五十七条、第五十九条第一項、第六十条の二の四第一項第二号、第七十条第一項、第七十二条、第七十三条の二第二項第三号、第七十七条第二号及び別表第一の四の表七条の規定並びに附則第八条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表出入国管理制度及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「及び第六項」の下に「第十一条の二第四項」を加える改正規定 平成二十一年一月一日

第三条の規定及び附則第八条(前号に掲げる改正規定を除く)の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(退去強制に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の出入国管理制度及び難民認定法(以下「旧入管法」という。)第二十四条第四号イに規定する行為を行つた者に

対する退去強制については、なお従前の例による。

(在留資格に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の投資・経営の在留資格をもつて在留する者は、第一条の規定による改正後の出入

国管理制度及び難民認定法(以下「新入管法」といいう。)別表第一の二の表の経営・管理の在留資格をもつて在留する者とみなす。この場合におい

て、当該在留資格に伴う在留期間は、当該投

資・経営の在留資格に伴う在留期間が満了する

日に応当する日までの期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の技術又は人文知識・国際業務の在留資

格をもつて在留する者は、新入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の在留資

格をもつて在留する者とみなす。この場合におい

て、当該在留資格に伴う在留期間は、当該技術

又は人文知識・国際業務の在留資格に伴う在留

期間が満了する日に応当する日までの期間とす

る。

3 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格(以下この項において「旧在留資格」という。)をもつて在留する者は、

新入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格(以下この項において「新在留資格」という。)をもつて在留する者とみなす。この場合において、新在留資格に伴う在留期間が満了する日に応当する日までの期間とする。

4 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の投資・経営の在留資格をもつて在留する者は、旧在留資格に応じて行うことのできた活動とし、新在留資格に伴う在留期間は旧在留資格に伴う在留期間が満了する日に応当する日までの期間とする。

5 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格(新入管法別表第一の二の表の高度専門職の下欄第二号に係る部分に限る。)をもつて在留する者は、新入管法第二十条の二第一項第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(新入管法別表第一の二の表の高度専門職の下欄第二号に係る部分に限る。)をもつて在留するものへの変更を受けることができる。この場合において、新入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号(前号に掲げる活動)とあるのは、「出入国管理制度及び難民認定法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三号)附則第三条第五項各号に掲げる活動」とする。

一 本邦の公私機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公

私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

二 本邦の公私機関との契約に基づいて自然

科学若しくは人文学科の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に從事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

三 本邦の営利を目的とする法人若しくは法律上資格を有する者が行うこととされている法

律若しくは会計に係る業務を行うための事務

は、当該許可は、前三項の規定によりみなされる新入管法の在留資格について受けた新入管法第十九条第二項の許可とみなす。この場合において、旧入管法第十九条第二項の規定に基づき付された条件は、新入管法第十九条第二項の規定に基づき付された条件とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の下欄第一号からハまでに係るものに限る。)をもつて在留する活動と、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

一 新入管法別表第一の二の表の高度専門職の下欄第一号からハまでに掲げる活動 同表の高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の下欄第一号からハまでに係るものに限る。)

二 新入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の在留資格 在留資格

三 新入管法別表第一の二の表の経営・管理の技術・人文知識・国際業務の在留資格

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為

を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び

向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部

改訂)

第七条 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為

を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び

向精神薬取締法等の特例等に関する法律

及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

所の経営若しくは管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

(在留資格に関する経過措置)

第四条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第五条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第六条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第七条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第八条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第九条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第十条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第十一条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第十二条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第十三条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第十四条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第十五条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第十六条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第十七条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第十八条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第十九条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第二十条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第二十一条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第二十二条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第二十三条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第二十四条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第二十五条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第二十六条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第二十七条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第二十八条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第二十九条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第三十条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第三十一条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第三十二条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第三十三条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第三十四条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第三十五条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第三十六条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

第三十七条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

国家公務員等の任命に関する件「情報公開・個人情報保護審査会委員(市川玲子君及び常岡恵好君)、中央更生保護審査会委員長(安倍嘉人君)、労働保険審査会委員(神尾真知子君)、土地鑑定委員会委員(森田修君)、清常智之君、井出多加子君、亀島祝子君、小津雅加子君、若崎周君及び河合芳樹君」及び運輸安全委員会委員(庄司邦昭君、二三六名賛成者氏名)

一一六名

一一六名

武見	塚田	敬三君
中泉	松司君	一郎君
中曾根	弘文君	茂君
中原	八一君	
二之湯	智君	
西田	昌司君	
野村	哲郎君	
長谷川	岳君	
橋本	聖子君	
藤井	基之君	
古川	俊治君	
堀内	恒夫君	
牧野	たかお君	
丸川	珠代君	
三木	亨君	
山崎		
森屋		
溝手		
三宅		
宮本		
松村		
古川		
珠代君		
亨君		
力君		
順三君		
修路君		
博美君		
雅史君		
美樹君		
相原久美子君		
脇		
渡邊		
吉田		
山谷えり子君		
山本		
順三君		
周司君		
宏君		
顕正君		
伸吾君		
力君		
修路君		
博美君		
雅史君		
美樹君		
相原久美子君		
石上		
俊雄君		
小川		
敏夫君		
儀崎		
渡邊		
吉田		
五月君		
大久保		
勉君		
大塚		
耕平君		

金子	敏幸君	加藤
洋一君	北澤	小西
俊美君	洋一君	小見山 幸治君
櫻井 充君	那谷屋正義君	長浜 博行君
榛葉賀津也君	西村まさみ君	羽田雄一郎君
田中 紀徳君	喜史君	浜野 一君
那谷屋正義君	健三君	廣田 前田
西村まさみ君	祐司君	藤末 増子
那谷屋正義君	武志君	森川 柳澤
那谷屋正義君	輝彦君	吉川 秋野
那谷屋正義君	真治君	石川 藤本
那谷屋正義君	光美君	柳澤 前田
那谷屋正義君	沙織君	吉川 増子
那谷屋正義君	公造君	秋野 藤末
那谷屋正義君	博崇君	石川 藤本
那谷屋正義君	久武君	柳澤 前田
那谷屋正義君	正明君	吉川 增子
那谷屋正義君	秀規君	秋野 藤末
那谷屋正義君	昌良君	石川 藤本
那谷屋正義君	克夫君	柳澤 前田
那谷屋正義君	博司君	吉川 增子
那谷屋正義君	謙維君	秋野 藤末
那谷屋正義君	光男君	石川 藤本
那谷屋正義君	巧君	柳澤 前田
那谷屋正義君	正志君	吉川 增子
那谷屋正義君	片山虎之助君	石川 藤本
那谷屋正義君	儀間 徹君	柳澤 前田
那谷屋正義君	柴田 若松	吉川 增子
那谷屋正義君	中野 東	柳澤 前田
那谷屋正義君	正志君	吉川 增子

中山 真山	恭子君 勇一君
井上 義行君	邦子君
松田 中西	公太君 健治君
行田	薬師寺みちよ君
山田	太郎君
渡辺美知太郎君	
市田 吉良よし子君	
小池 晃君	
市田 忠義君	
吉良よし子君	
大門寒紀史君	
仁比 聰平君	
福島みづほ君	
吉田 忠智君	
浜田 和幸君	
主濱 了君	
輿石 東君	
愛知 治郎君	
赤池 誠章君	
有村 治子君	
石井 準一君	
石井 正弘君	
岩井 昌宏君	
磯崎 陽輔君	
宇都 茂樹君	
江島 隆史君	
潔君	

藤巻	健史君
室井	邦彦君
江口	克彦君
田中	茂君
水野	成文君
山口	賢一君
和田	和之君
井上	和宗君
紙	智子君
倉林	明子君
田村	哲士君
辰巳孝太郎君	智子君
山下	芳生君
又市	征治君
荒井	広幸君
平野	達男君
谷	亮子君
山本	太郎君
一三三名	一名
青木	一彦君
赤石	清美君
井原	巧君
石井	みどり君
磯崎	浩郎君
猪口	仁彦君
岩城	邦子君
上野	光英君
衛藤	通子君
晟一君	邦子君

官 報 (号 外)

平成二十六年六月十一日

參議院會議錄第三十號

投票者氏名

大家	敏志君	金子原二郎君	岸	大野	泰正君
岡田	直樹君	古賀友一郎君	北村	經夫君	
酒井	庸行君	島尻安伊子君	佐藤	正久君	
鴻池	祥肇君	島村	大君		
世耕	弘成君	高野光二郎君	伊達	忠一君	
滝沢	求君	中曾根弘文君	堺田	一郎君	
武見	敬三君	中原八一君	堂故	茂君	
中泉	松司君	二之湯 智君	西田	昌司君	
藤井	聖子君	長谷川 岳君	野村	哲郎君	
古川	基之君	牧野たかお君	丸川	恒夫君	
松村	祥史君	堀内	三木	珠代君	
伸吾君	亨君		三宅		

反対者氏名

一〇五

溝手	宮本	周司君	顯正君
森屋	山田	修路君	宏君
山崎	山谷えり子君	順三君	力君
山本	吉田	博美君	周司君
渡邊	脇雅史君	雅史君	宏君
荒木	美樹君	清寛君	顯正君
魚住裕一郎君	佐々木さやか君	佐々木さやか君	顯正君
竹谷とし子君	西田	仁君	宏君
長沢	平木	大作君	修路君
山口那津男君	山本	博司君	修路君
山上	石上	俊雄君	修路君
儀崎	江田	五月君	修路君
哲史君	小川	敏夫君	修路君
若松	大久保	勉君	修路君
謙維君	大塚	耕平君	修路君
加藤	金子	敏幸君	修路君
北澤	洋一君	俊美君	修路君
小西	洋之君	幸治君	修路君
小見山	櫻井	充君	修路君

芝	博一君	田城	郁都君
那谷屋正義君		津田弥太郎君	長浜
西村まさみ君		博行君	浜野
羽田雄一郎君		喜史君	廣田
藤末	祐司君	前田	健三君
藤本		增子	武志君
森本	輝彦君	柳澤	吉川
柳澤	真治君	光美君	アント二才猪木君
吉川	沙織君	貴之君	小野
藤巻	典城君	龍平君	次郎君
寺田	健史君	邦彦君	川田
清水		克彦君	江口
室井		茂君	田中
藤巻		成文君	松沢
寺田		賢一君	和田
清水		和之君	和田
室井		政宗君	井上
藤巻		哲士君	田村
寺田		智子君	倉林
清水		明子君	辰巳孝太郎君
室井		智子君	山下芳生君
藤巻			又市征治君

田中 榛葉賀津也君
田中 直紀君
徳永 工リ君
直嶋 正行君
難波 奨二君
野田 国義君
白 真黙君
林 久美子君
前川 清成君
福山 哲郎君
藤田 幸久君
牧山 ひろえ君
水岡 俊一君
安井 美沙子君
柳田 稔君
蓮 肩君
東 徹君
片山虎之助君
儀間 光男君
柴田 巧君
中山 恭子君
中山 真山
井上 邦子君
行田 勇一君
行田 義行君
中西 健治君
松田 公太君
蓼師寺みちよ君
市田 忠義君
吉良 よし子君
小池 晃君
山田 太郎君
渡辺 美知太郎君
大門 実紀史君
仁比 聰平君
福島みづほ君
吉田 忠智君

国家公務員等の任
会委員(石渡明君)

命に関する件二原子力規制委員

等の任命に関する 説明君)	荒井	廣幸君
名	主瀬	了君
愛知	糸数	慶子君
赤池	山本	太郎君
有村	石田	昌宏君
治子君	石井	正弘君
誠章君	岩井	昌宏君
石井	石井	正弘君
準一君	儀崎	昌宏君
正弘君	江島	昌宏君
隆史君	尾辻	秀久君
茂樹君	宇都	隆史君
北川イッセイ君	大沼みづほ君	隆史君
木村 義雄君	房江君	隆史君
岡田 広君	太田 太君	隆史君
熊谷 大君	房江君	隆史君
小坂 憲次君	太田 太君	隆史君
上月 良祐君	房江君	隆史君
佐藤 信秋君	太田 太君	隆史君
佐藤ゆかり君	房江君	隆史君
山東 昭子君	太田 太君	隆史君
島田 三郎君	房江君	隆史君
末松 信介君	太田 太君	隆史君
関口 昌一君	房江君	隆史君
高階恵美子君	太田 太君	隆史君
高橋 克法君	房江君	隆史君
滝波 宏文君	太田 太君	隆史君

原子力規制委員
平野 達男君
谷 亮子君
輿石 東君

一五六名
青木 一彦君
赤石 清美君
井原 巧君
石井 浩郎君
磯崎 仁彥君
猪口 邦子君
岩城 光英君
上野 通子君
衛藤 晟一君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
金子原二郎君
岸 宏一君
北村 経夫君
小泉 昭男君
古賀友一郎君
鴻池 祥肇君
佐藤 正久君
酒井 庸行君
島尻安伊子君
高野光二郎君
伊達 忠一君
滝沢 求君
武見 敬三君

塚田	中泉	西田	中曾根	松司君
堂故	弘文君	昌司君	弘文君	茂君
中原	野村	中原	野村	司君
八一君	哲郎君	八一君	哲郎君	君
二之湯	長谷川	二之湯	長谷川	智君
	岳君		岳君	
橋本	古川	橋本	聖子君	聖子君
藤井	古川	藤井	基之君	基之君
堀内	牧野	堀内	恒夫君	恒夫君
	たかお君		祥史君	祥史君
丸川	三木	丸川	俊治君	俊治君
	伸吾君			
松村	溝手	松村	珠代君	珠代君
	山崎	溝手	亨君	亨君
三宅	宮本	三宅	伸吾君	伸吾君
	森屋	宮本	宏君	宏君
丸川	周司君	丸川	顯正君	顯正君
松村	溝手	松村	力君	力君
	山崎	溝手	修路君	修路君
丸川	山谷えり子君	丸川	順三君	順三君
河野	吉田	河野	博美君	雅史君
石川	山本	石川	美樹君	公造君
秋野	山本	秋野	博崇君	義博君
渡邊	吉田	渡邊	久武君	正明君
杉	山田	杉	昌良君	秀規君
新妻	山谷えり子君	新妻	克夫君	君
浜田	修路君	浜田	正明君	秀規君
矢倉	順三君	矢倉	久武君	昌良君

反对者氏名

山口那津男君	山本 博司君
若松 謙維君	東 徹君
儀間	藤巻 健史君
中野	光男君
正志君	井上 義行君
邦子君	行田 行田
健治君	中西 松田 公太君
よきよ	薬師寺みちや君
太郎君	山田 太郎君
渡辺美知太郎君	

白	片山虎之助君	横山	山本	香苗君
野田	清水 貴之君	信一君	アントニオ猪木君	
難波	中山 恭子君			
直嶋	室井 邦彦君			
徳永	江口 克彦君			
田中	松沢 成文君			
櫻井	水野 賢一君			
小川	山口 和之君			
大久保	江田 政宗君			
大塚	加藤 哲史君			
北澤	金子 敏夫君			
小西	洋一君			
北澤	俊美君			
小見山	幸治君			
櫻井	洋一君			
櫻葉賀津也君				
國義君				
獎二君				
正行君				
工リ君				
直紀君				
田中				

より是認すること

林 久美子君
藤田 幸久君
福山 哲郎君
前川 清成君
牧山ひろえ君
水岡 俊一君
安井美沙子君
吉川 沙織君
小野 次郎君
柴田 巧君
真山 勇一君
市田 忠義君
吉良よし子君
小池 晃君
大門実紀史君
仁比 聰平君
福島みづは君
吉田 忠智君
平野 達男君
谷 亮子君
輿石 東君

岩井	宇都	金子原二郎君	岸	衛藤	宇都	隆史君
堀内	大家	宏一君	北村	小泉	昭男君	敏景
牧野	泰正君	古賀友一郎君	小泉	経夫君	君	泰正君
古川	直樹君	佐藤	酒井	鴻池	祥智君	直樹君
橋本	世耕	高野光二郎君	滝沢	島尻安伊子君	正久君	正久君
藤井	中曾根弘文君	伊達	武見	島村	大君	大君
野村	中原	堂故	敬	島村	君	君
長谷川	二之湯	松司君	三君	佐藤	君	君
西田	智君	一郎君	求君	酒井	君	君
橋本	昌司君	茂君	弘君	鴻池	君	君
聖子君	哲郎君	司君	君	島尻	君	君
基之君	君	君	君	安伊子	君	君
古川	俊治君	君	君	君	君	君
松村	恒夫君	君	君	君	君	君
堀内	牧野たかお君	君	君	君	君	君
古川	祥史君	君	君	君	君	君

岩城	江島	尾辻	秀久君
光英君	潔君	大沼みずほ君	北川イツセイ君
		太田	房江君
木村	熊谷	岡田	広君
義雄君	大君		
小坂	憲次君	上月	良祐君
		佐藤	信秋君
佐藤ゆかり君	昭子君	山東	三郎君
		島田	未松
関口	昌一君	高階恵美子君	信介君
		芳文君	介君
高橋	柘植	克法君	
鶴保	淹波	宏文君	
豊田	高橋	庸介君	
	俊郎君		
中西	中川	雅治君	
長峯	羽生田	祐介君	
	成志君	誠君	
馬場	野上浩太郎君	二之湯武史君	
堀井	福岡		
舞立	政人君		
松下	資磨君		
	嚴君		
松山	新平君	昇治君	
	政司君		

官報(号外)

平成二十六年六月十一日

参議院会議録第三十号

投票者氏名

丸川 三木	溝手 三宅	宮本 森屋	周司君 伸吾君	珠代君 亨君
山崎 宏君	山田 修路君	吉田 博美君	山谷えり子君	力君
柳本 阿治君	山本 順三君	山本 勉君	山本 久保君	顯正君
柳澤 蓮	吉田 博美君	小川 敏夫君	大塚 加藤君	大久保君
森本 増子	吉川 ゆうみ君	江田 金子君	北澤 俊美君	直嶋 充君

丸山 和也君	水落 敏栄君	柳本 真治君	前田 增子	武志君
森 まさこ君	宮沢 洋一君	柳澤 光美君	前田 輝彦君	
山下 雄平君	吉田 俊太君	佐々木さやか君	森 まさこ君	
山田 一太君	山本 一太君	竹谷とし子君	河野 義博君	
吉川 ゆうみ君	吉川 ゆうみ君	佐々木さやか君	杉 久武君	

前田 武志君	牧山ひろえ君	水岡 俊一君	高橋 克法君
森 まさこ君	吉田 忠智君	山本 太郎君	仁比 聰平君
柳澤 光美君	西田 昌君	高橋 鶴保君	福島みずほ君
佐々木さやか君	新妻 秀規君	中川 祐介君	芳文君
竹谷とし子君	平木 大作君	西田 長峯君	誠君

前田 増子	河野 義博君	杉 久武君	高橋 克法君
森 まさこ君	吉田 俊太君	吉田 忠智君	仁比 聰平君
柳澤 光美君	西田 昌君	山本 太郎君	福島みずほ君
佐々木さやか君	新妻 秀規君	高橋 鶴保君	芳文君
竹谷とし子君	平木 大作君	中川 祐介君	誠君

前田 増子	河野 義博君	杉 久武君	高橋 克法君
森 まさこ君	吉田 俊太君	吉田 忠智君	仁比 聰平君
柳澤 光美君	西田 昌君	山本 太郎君	福島みずほ君
佐々木さやか君	新妻 秀規君	高橋 鶴保君	芳文君
竹谷とし子君	平木 大作君	中川 祐介君	誠君

前田 増子	河野 義博君	杉 久武君	高橋 克法君
森 まさこ君	吉田 俊太君	吉田 忠智君	仁比 聰平君
柳澤 光美君	西田 昌君	山本 太郎君	福島みずほ君
佐々木さやか君	新妻 秀規君	高橋 鶴保君	芳文君
竹谷とし子君	平木 大作君	中川 祐介君	誠君

前田 増子	河野 義博君	杉 久武君	高橋 克法君
森 まさこ君	吉田 俊太君	吉田 忠智君	仁比 聰平君
柳澤 光美君	西田 昌君	山本 太郎君	福島みずほ君
佐々木さやか君	新妻 秀規君	高橋 鶴保君	芳文君
竹谷とし子君	平木 大作君	中川 祐介君	誠君

前田 増子	河野 義博君	杉 久武君	高橋 克法君
森 まさこ君	吉田 俊太君	吉田 忠智君	仁比 聰平君
柳澤 光美君	西田 昌君	山本 太郎君	福島みずほ君
佐々木さやか君	新妻 秀規君	高橋 鶴保君	芳文君
竹谷とし子君	平木 大作君	中川 祐介君	誠君

前田 増子	河野 義博君	杉 久武君	高橋 克法君
森 まさこ君	吉田 俊太君	吉田 忠智君	仁比 聰平君
柳澤 光美君	西田 昌君	山本 太郎君	福島みずほ君
佐々木さやか君	新妻 秀規君	高橋 鶴保君	芳文君
竹谷とし子君	平木 大作君	中川 祐介君	誠君

（）

日程第二 平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十四年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり是認すること」

賛成者氏名

田村 智子君	辰巳孝一郎君	又市 征治君	山下 芳生君
中川 雅治君	西田 昌君	高橋 鶴保君	福島みずほ君
豊田 俊郎君	西田 昌君	中川 祐介君	芳文君
鶴保 庸介君	西田 昌君	西田 昌君	誠君
高橋 鶴保君	西田 昌君	西田 昌君	茂君

田村 智子君	辰巳孝一郎君	又市 征治君	山下 芳生君
中川 雅治君	西田 昌君	高橋 鶴保君	福島みずほ君
豊田 俊郎君	西田 昌君	中川 祐介君	芳文君
鶴保 庸介君	西田 昌君	西田 昌君	誠君
高橋 鶴保君	西田 昌君	西田 昌君	茂君

田村 智子君	辰巳孝一郎君	又市 征治君	山下 芳生君
中川 雅治君	西田 昌君	高橋 鶴保君	福島みずほ君
豊田 俊郎君	西田 昌君	中川 祐介君	芳文君
鶴保 庸介君	西田 昌君	西田 昌君	誠君
高橋 鶴保君	西田 昌君	西田 昌君	茂君

田村 智子君	辰巳孝一郎君	又市 征治君	山下 芳生君
中川 雅治君	西田 昌君	高橋 鶴保君	福島みずほ君
豊田 俊郎君	西田 昌君	中川 祐介君	芳文君
鶴保 庸介君	西田 昌君	西田 昌君	誠君
高橋 鶴保君	西田 昌君	西田 昌君	茂君

田村 智子君	辰巳孝一郎君	又市 征治君	山下 芳生君
中川 雅治君	西田 昌君	高橋 鶴保君	福島みずほ君
豊田 俊郎君	西田 昌君	中川 祐介君	芳文君
鶴保 庸介君	西田 昌君	西田 昌君	誠君
高橋 鶴保君	西田 昌君	西田 昌君	茂君

田村 智子君	辰巳孝一郎君	又市 征治君	山下 芳生君
中川 雅治君	西田 昌君	高橋 鶴保君	福島みずほ君
豊田 俊郎君	西田 昌君	中川 祐介君	芳文君
鶴保 庸介君	西田 昌君	西田 昌君	誠君
高橋 鶴保君	西田 昌君	西田 昌君	茂君

（）

官 報 (号 外)

平成二十六年六月十一日

參議院會議錄第三十號 投票者氏名

六八

官報(号外)

平成二十六年六月十一日

參議院會議錄第三十号

投票者氏名

藤末	前川	清成君
牧山	ひろえ君	
水岡	俊一君	
安井	美沙子君	
柳田	稔君	
蓮	清寛君	
荒木	筋君	
魚住	裕一郎君	
佐々木	さやか君	
竹谷	とし子君	
西田	廣明君	
長沢	信一君	
横山	仁君	
小野	次郎君	
矢倉	香苗君	
寺田	典城君	
中山	勇一君	
清水	貴之君	
井上	邦子君	
行田	義行君	
真山	恭子君	
川田	龍平君	
寺田	彦夫君	
山本	香苗君	
西田	実仁君	
長沢	廣明君	
横山	信一君	
西田	廣明君	
長沢	信一君	

藤末	前川	增子	輝彦君
牧山	ひろえ君		
水岡	俊一君		
安井	美沙子君		
柳田	稔君		
蓮	清寛君		
荒木	筋君		
魚住	裕一郎君		
佐々木	さやか君		
竹谷	とし子君		
西田	廣明君		
長沢	信一君		
横山	仁君		
小野	次郎君		
矢倉	香苗君		
寺田	典城君		
中山	勇一君		
清水	貴之君		
井上	邦子君		
行田	義行君		
真山	恭子君		
川田	龍平君		
寺田	彦夫君		
山本	香苗君		
西田	実仁君		
長沢	廣明君		
横山	信一君		
西田	廣明君		
長沢	信一君		

官 報 (号 外)

平成二十六年六月十一日 参議院会議録第三十号

投票者氏名

七〇

官 報 (号 外)

平成二十六年六月十一日

參議院會議錄第三十號

投票者氏名

平成二十六年六月十一日

參議院會議錄第三十號

投票者氏名

宇都	衛藤	大家	岸	隆史君
大野	金子原二郎君	敏志君	宏一君	泰正君
岡田	直樹君	北村	經夫君	
		小泉	昭男君	
		古賀友一郎君	酒井	古賀君
		鴻池	庸行君	岸
		祥鑒君	島尻安伊子君	宏一君
		佐藤	正久君	經夫君
		島村	大君	昭男君
		島村	島尻安伊子君	古賀君
		世耕	弘成君	酒井
		伊達	忠一君	鴻池
		高野光二郎君	佐藤	祥鑒君
		滝沢	求君	佐藤
		武見	敬三君	酒井
		塚田	一郎君	島村
		中曾根弘文君	島村	島尻安伊子君
		堂故	茂君	島村
		中原	八一君	島村
		二之湯	智君	島村
		西田	昌司君	島村
		藤井	基之君	島村
		野村	哲郎君	島村
		古川	俊治君	島村
		長谷川	岳君	島村
		橋本	聖子君	島村
丸川	堀内	恒夫君	島村	島村
		牧野たかお君	島村	島村
		松村	祥史君	島村
		珠代君		島村

丸山	和也君	舞立	松下	松山	藤川	福岡	馬場	羽生田	中川	豊田	高橋	鶴保	柘植	芳文君	昌一君	山東	島田	佐藤	佐藤ゆかり	北川イツセイ君	熊谷	木村	木村義雄君	大沼みづほ君	尾辻秀久君	江島潔君
																				上月	良祐君	憲次君	大君	太田房江君	太田房江君	江島潔君
																				長峯誠君	中西祐介君	高階恵美子君	克法君	昭子君	三郎君	山東昭子君
																				高階恵美子君	克法君	高階恵美子君	克法君	昭子君	三郎君	山東昭子君
																				末松信介君	閑口昌一君	島田三郎君	佐藤昭子君	佐藤昭子君	佐藤昭子君	山東昭子君
																				柘植芳文君	鶴保克法君	柘植芳文君	鶴保克法君	昭子君	三郎君	山東昭子君
																				豊田宏文君	高橋克法君	豊田宏文君	高橋克法君	昭子君	三郎君	山東昭子君
																				中川雅治君	野上浩太郎君	中川雅治君	野上浩太郎君	昭子君	三郎君	山東昭子君
																				羽生田俊君	高橋克法君	羽生田俊君	高橋克法君	昭子君	三郎君	山東昭子君
																				豊田宏文君	高橋克法君	豊田宏文君	高橋克法君	昭子君	三郎君	山東昭子君
																				佐藤昭子君	佐藤昭子君	佐藤昭子君	佐藤昭子君	昭子君	三郎君	山東昭子君
																				佐藤昭子君	佐藤昭子君	佐藤昭子君	佐藤昭子君	昭子君	三郎君	山東昭子君

三木	溝手	三宅	伸吾君	亨君
宮本	森屋	山崎	顕正君	周司君
山崎	山田	修路君	力君	
山田	山谷えり子君	吉田	雅史君	宏君
修路君	順三君	吉田	博美君	
力君	渡邊	雅史君	美樹君	
	相原久美子君	石上	俊雄君	
	磯崎	哲史君	小川	敏夫君
	渡邊	耕平君	大久保	勉君
	相原久美子君	大塚	加藤	敏幸君
	渡邊	北澤	金子	洋一君
	相原久美子君	小西	北澤	俊美君
	渡邊	櫻井	金子	洋之君
	相原久美子君	難波	直嶋	小見山幸治君
	渡邊	林	正行君	樺葉賀津也君
	相原久美子君	福山	久美子君	小見山幸治君
	渡邊	藤田	哲郎君	樺葉賀津也君
	渡邊	前川	幸久君	樺葉賀津也君
	渡邊		清成君	樺葉賀津也君

三原じゅん子君	水落 敏衆君	宮沢 洋一君
森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君
吉川ゆうみ君	若林 健太君	山田 俊男君
渡辺 猛之君	有田 芳生君	山本 一太君
信也君	江崎 通宏君	石橋 宏君
勝也君	小川 孝君	大島 九州男君
源幸君	尾立 大野	元裕君
直樹君	斎藤 神本美恵子君	芝 那谷屋正義君
郁君	郡司 正夫君	城 長浜
嘉隆君	小林 彰君	西村まさみ君
博一君	藤本 芝	羽田雄一郎君
那谷屋正義君	田城 郁君	広田 浜野
長浜 博行君	西村まさみ君	藤末 喜史君
那谷屋正義君	津田弥太郎君	前田 武志君
長浜 博行君	嘉隆君	祐司君
西村まさみ君	博一君	健三君
浜野 喜史君	西村まさみ君	藤末 健三君
前田 武志君	浜野 喜史君	藤本 羽田雄一郎君

吉良よし子君	小池晃君	大門実紀史君
仁比聰平君	赤池誠章君	仁比聰平君
糸数慶子君	有村治子君	糸数慶子君
愛知治郎君	石井準一君	愛知治郎君
佐案(内閣提出、參名)	石井正弘君	佐案(内閣提出、參名)
岸岩井茂樹君	石田昌宏君	岸岩井茂樹君
北村宇都敏志君	衛藤晟一君	北村宇都敏志君
小泉大家	大野泰正君	小泉大家
岡田陽輔君	岡田直樹君	岡田陽輔君
金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君
古賀友一郎君	経夫君	古賀友一郎君
島村昭男君	酒井庸行君	島村昭男君
島村佐藤祥肇君	鴻池正久君	島村佐藤祥肇君
島村伊達忠一君	島尻安伊子君	島村伊達忠一君
高野光二郎君	高野光二郎君	高野光二郎君
滝沢求君	滝沢求君	滝沢求君

定	法	の	一	部	を	改
(付)						
辰巳孝太郎君	明子君	倉林				
山下 芳生君	智子君	田村				
山本 太郎君						
一二三四名						
青木 一彦君						
赤石 清美君						
井原 巧君						
石井 浩郎君						
岩城 石井みどり君						
江島 磯崎						
尾辻 猪口						
大沼みづほ君						
太田 邦子君						
岡田 光英君						
木村 潔君						
北川イッセイ君						
熊谷 広君						
小坂 美雄君						
上月 良祐君						
佐藤 信秋君						
佐藤ゆかり君						
山東 昭子君						
島田 三郎君						
末松 信介君						
高階恵美子君						
关口 昌一君						
高橋 克法君						
滝波 宏文君						

官 報 (号 外)

平成二十六年六月十一日 参

參議院會議錄第三十號

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

風間	直樹君	神本美恵子君	郡司	彰君	小林	正夫君	田城	郁君	芝	博一君	斎藤	嘉隆君	津田弥太郎君	那谷屋正義君	長浜	博行君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	浜野	喜史君	田中	直紀君	櫻井	小見山幸治君	北澤俊美君	小西洋之君	金子洋一君								
儀間																																			
中野	柴田	アントニオ猪木君	小野	横山	山本	矢倉	新妻	谷合	杉	河野	石川	吉川	柳澤	森本	前田	藤本	廣田	羽田	喜史君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	浜野	喜史君	田中	直紀君	櫻井	小見山幸治君	北澤俊美君	小西洋之君	金子洋一君					
正志君	光男君	巧君	次郎君	信一君	香苗君	克夫君	昌良君	久武君	義博君	公造君	沙織君	輝彦君	祐司君	健二君	一君	藤末	健二君	一君	羽田	喜史君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	浜野	喜史君	田中	直紀君	櫻井	小見山幸治君	北澤俊美君	小西洋之君	金子洋一君				
中山	寺田	清水	東	若松	山本	平木	西田	長沢	竹谷	佐々木さやか君	魚住裕	一郎君	牧山ひろえ君	藤田	福山	白	林	白	林	久美子君	久美子君	白	真熟君	哲郎君	国義君	野田	直紀君	櫻井	小見山幸治君	北澤俊美君	小西洋之君	金子洋一君			
恭子君	典城君	貴之君	徴	謙維君	山本	博司君	山口那津男君	広明君	とし子君	佐々木さやか君	清成君	俊一君	清成君	前川	水岡	水岡	安井	安井	安井	美沙子君	美沙子君	安井	久美子君	久美子君	白	真熟君	哲郎君	国義君	野田	直紀君	櫻井	小見山幸治君	北澤俊美君	小西洋之君	金子洋一君

一 理研の調査委員会による「研究論文の疑義に

STA-P細胞研究におけるエアーマウス疑惑に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十六年五月二十八日

平成二十六年五月二十八日

川田
龍平

生・再生科学総合研究センター（以下「CDB」という。）の研究員らが著者となつていて、S T A P 細胞に関する二本の論文に対し科学的不正の疑義が生じ、国民的並びに世界的関心を呼んでいるところである。既に理研の「研究論文の疑義」に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）は小保方晴子 C D B センター長戦略プログラム細胞リプログラミング研究ユニット・研究ユニットリーダー一人による研究不正を認定し、一本の論文に関して撤回を勧告したところではあるが、小保方氏は故意による不正は認めておらず、また調査委員会が調査対象としなかつた疑惑がほかにも存在することもあり、今なお同研究の不正の全容が解明されたとは言い難い状況にある。しかし、同研究は、政府が理研に対して拠出した運営費交付金によって行われた科学的研究であり、今なお S T A P 細胞が存在するか否かの検証実験のために多額の国費が使われている。そもそも、検証実験を行うべき科学的根拠があるのかどうかを含め、政府は徹底的な事実関係の再調査を行うべきと考える。

そこで、関連する事項について、以下質問するので、理研に事実を確認の上、質問項目毎に丁寧に、政府としての現時点での明確な答弁を求めたい。

する小保方氏が当時所属していたゲノム・リプロダクション研究チームにおいて、このNOD/SCIDマウスの購入実績はあるか。また、小保方氏が責任者もしくは実験従事者として関わる動物実験計画書のうち、このマウスの利用を記載したものは存在するか。

一 理研の調査委員会の「不服申立てに関する審査の結果の報告」によると、小保方氏は不服申立ての理由補充書において「1011年1月10日にマウスからテトラーマを取り出したと主張しているとの」とある。先般、私が文部科学省に資料請求したところ、提出されたゲノム・リプロダクション研究チームの購入物品一覧では、この実施日までに購入された免疫不全マウスは1011年12月27日に検収された六週齢のBALB/c-nu/nuマウスのみである。この購入の認可予算名の項目欄には「文部科学省」と記録されているが、該当する科学研究費補助金の研究課題名と代表者を示された。また、その研究課題に対しても交付された科学研費補助金は、ストレスによる体細胞の初期化の研究であるSTAP細胞研究とは別課題のはずであり、STAP細胞研究には使用できないものと考るが、政府の見解を明らかにされたい。

二 論文においてテトラーマ作製実験に用ひられたとされているマウスは四週齢のNOD/SCIDであるが、ゲノム・リプロダクション研究チームにおいて購入実績のあるマウスは六週齢のBALB/c-nu/nuである。週齢及び種類が異なる理由を明らかにされたい。

四 若山照彦ゲノム・リプロダクション研究チーム・チーフリーダー（当時）が責任者であり小保方氏が実験従事者となっているSTAP細胞研究の動物実験計画書には、マウスに対する幹細

胞投与についての記載があり、「細胞を移植されるレシピ(ノン)」としてBALB/c-nu/nuが記されている。しかし、当該実験計画の終了後の報告書には作成した幹細胞を移植しテトラーマ作製を行う段階について報告の記載がない。実験を行つたにもかかわらず、報告がない理由について、政府の見解を示されたい。

五 小保方氏が理研に対して提出したと報道されている実験ノートの記載によれば、1011年12月27日に入荷したマウスに、即日移植実験を行つたこととなっている。理研のCDBでは、マウス入荷後の馴化期間を原則何日と定めているのか示されたい。また、馴化期間をおかない実験の科学的妥当性及び動物福祉上の問題について、政府の見解を明らかにされたい。

六 文部科学省としては、本当に理研においてテトラーマ作製実験が行われたと認識しているのか。

七 前記一に示した報告書の八頁(一一一)では、Figure 1b と 2g の画像の類似性と論文上の配置について検討しているが、「若山氏より、この二つの画像はいずれもSTAP細胞から作製したキメラマウス胎児のひとつを、異なる角度から同氏が撮影したものである、それぞれの画像の帰属を整理した上で、他のキメラ胎児画像とともに電子ファイルで小保方氏に手渡したとの説明があった。」とする中で、若山氏がSTAP細胞からキメラマウスを作製したとする主張と題して、以前に記者会見で「論文の書き直しに加わっただけ」と述べた笹井芳樹CDBセンター長が、小保方氏の研究実態の確認しながら、採用時から例外的に一部審査を省略して、グループディレクター会議でのSTAP細胞研究を論文発表まで秘密とすることを決め、検証・教育の機会も持たないまま予算獲得への効果を期待しつつ論文化を進め、広報担当者との協議をせずに記者会見用の資料を配布したとの報道が事実であるとすれば、理研は組織

八 論文中のFigure 4に示される画像について

は、調査の対象とされていない。このFigure 4に対する解説部分（論文六百四十四頁「Chimaera formation and germline transmission in mice」）の小見出しが「(カッコ内)」特に「Furthermore, offspring derived from STAP cells were born to the chimaeric mice (Fig. 4e and Extended Data Fig. 7c), demonstrating their germline transmission, which is a strict criterion for pluripotency as well as genetic and epigenetic normality」とござり、この部分では、STAP細胞の多能性獲得の証拠となる実験結果が得られたことを述べている。この部分は若山氏の寄与率の高い実験であると推察されるが、若山氏は小保方氏から渡されていたSTAP細胞の遺伝子を既に解析し、小保方氏が述べたマウスの系統と異なる遺伝子が検出されたため、いち早く論文の撤回を呼び掛けた人物と承知している。理研は、右記の実験結果に関する記述については疑義のないものと認めたため調査対象としなかったのか。

九 五月二十二日の毎日新聞二十七面の報道では、「小保方氏採用も特例通常審査の一部省略」と題して、以前に記者会見で「論文の書き直しに加わっただけ」と述べた笹井芳樹CDBセンター長が、小保方氏の研究実態の確認しながら、採用時から例外的に一部審査を省略して、グループディレクター会議でのSTAP細胞研究を論文発表まで秘密とすることを決め、検証・教育の機会も持たないまま予算獲得への効果を期待しつつ論文化を進め、広報担当者との協議をせずに記者会見用の資料を配布したとの報道が事実であるとすれば、理研は組織

にも検証未了の研究結果の論文化を行つてゐる可能性があると疑われる。そこで、文部科学省、総務省、財務省及び会計検査院は、理研の人事・研究・広報体制に対する調査を、予算執行の適切性の観点から徹底的に行うべきではないか。また、文部科学省は崔井氏が過去に発表した論文の妥当性に対する調査を行うべきではないか。

十 理研と政府は、小保方氏一人に研究不正の責任を押しつけてこの問題に幕を引ぎ、「特定国立研究開発法人（仮称）」への指定を、六月又は七月にも閣議決定するのではないかとの情報があるが、事実か。事実である場合には、そのようなことを強引に行つて、理研が世界的に認められる存在になると思っているのか、政府の見解を明らかにされたい。

十一 厚生労働省は、高血圧治療薬「ティオバン」の臨床研究におけるデータ改ざん問題を受け、まず「高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する検討委員会」を設置して、当事者の内部調査だけに任せずに、国としても真相究明に努めた上で、さらに再発防止のための「臨床研究に係る制度の在り方に関する検討会」を設置して現在鋭意検討中である。他方、同様に日本のライフサイエンスの信頼を大きく揺るがすSTAP細胞研究について、文部科学省はこれまで、真相究明は理研の内部調査に委ね、その結果を何ら疑うことなく、さらには再発防止策さえ、理研が設置した外部有識者による「研究不正再発防止のための改革委員会」に任せた始末である。文部科学省は厚生労働省に倣い、まずはSTAP細胞論文に関する不正確疑惑の真相究明に関する専門家の検討会を設置し、理研に対して必要な再調査を求めるべきではないか。

右質問する。

平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣

麻生 太郎

参議院議員川田龍平君提出STA P細胞研究におけるエアーマウス疑惑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出STA P細胞研究におけるエアーマウス疑惑に関する質問に対する答弁書

一について

独立行政法人理化学研究所(以下「理研」という。)によると、御指摘の「小保方氏が当時所属していたゲノム・リブロダミング研究所」において、「NOD/SCIDマウスの購入実績」及び「小保方氏が責任者もしくは実験従事者として関わる動物実験計画書のうち、このマウスの利用を記載したもの」は存在しないとのことである。

二から四まで及び六について

御指摘の「購入物品一覧」に記載されたマウスの購入に係る予算については、理研によると、研究課題名は「卵子による核の初期化機構の解明およびその促進方法の開発」、研究代表者は「若山照彦」とのことである。

その他のお尋ねについては、理研において事実関係を確認しているところであると承知している。

五について

理研によると、理研が定めた「動物実験実施規程」においては、「所長、飼育管理者は、実験動物の飼育等管理にあたり、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(環境省告示第八十八号)の趣旨に配慮する。」とされているとのことである。また、御指摘の「動物福祉上の問題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「馴化期間をおかない実験

の科学的妥当性」については、個別の実験に応じて判断されるべきものと考えられ、一概にお答えすることは困難である。

七について

理研によると、理研が設置した研究論文の疑義に関する調査委員会(以下「調査委員会」という。)は、調査対象論文において「科学的研究上の不正行為の防止等に関する規程」に規定する研究不正が認められるか否かという観点から調査を実施したものであり、その結果をもって、御指摘の「事実」が正しいか否かを判断したものではないとのことである。

八について

理研によると、調査委員会は、調査対象論文において疑義を指摘された点に関して調査を実施したものであり、「実験結果に関する記述については疑義のないものと認めたため調査対象としなかった」ものではないとのことである。

九について

御指摘の報道については承知しているが、その報道内容の事実関係について確認されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

十について

御指摘の「情報」については承知していないが、いざれにせよ、「特定国立研究開発法人(仮称)」の指定を六月又は七月に閣議決定すると決めたとの事実はない。

閣が当該事案の調査を行うこととされている。お尋ねについては、文部科学省としては、理研においてガイドライン等を踏まえ適切に対応されているものと認識しており、「専門家の検討会を設置し、理研に対して必要な再調査を求める」とは考えていない。

会社法改正案における「特別支配株主による株式等売渡請求手続き」に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年五月二十八日

参議院議長 山崎 正昭殿 前川 清成

会社法改正案における「特別支配株主による株式等売渡請求手続き」に関する質問主意書

会社法の一部を改正する法律案(第百八十五回国会閣法第二二号)に関する参議院法務委員会における審議を通じて、衆議院では明らかにならなかつた様々な問題点、とりわけ「特別支配株主の株式等売渡請求」(第百七十九条以下)について

は、①原則十分の九以上の株式を有する株主(特別支配株主)は、その他の株主の意向にかかわらず、一方的に全株式を取得することができるものの(第百七十九条第一項)、②特別支配株主から未だその対価を支払われていなくても、特別支配株主が対価を支払わない場合において売渡株主の権利を擁護する規定が欠落していること、④「対価」も特別支配株主が一方的に決定することができること(第百七十九条の九第一項)、③特別支配株主は、原則として、当該研究者が所属する研究機

な場合だけ差し止めを求めることができるに過ぎない第百七十九条の七第一項第三号)などの問題点が明らかになった。

このように売渡株主の権利を大きく制限する制度を創設するにもかかわらず、その必要性に関する審議において、谷垣法務大臣は法務委員会における審議において、「今回こういう、例えば十分の九の大株主であれば少数株主に売り渡すように請求が、要求ができるということになりますして、その狙いの一ことは、柔軟な企業統治ができるようになると云うようなこと」ということ(中略)になつておりますが、「先ほど申し上げましたいろいろな手続的な要件の取り方などもそういうものが表れて、その百パーセント子会社にして迅速な意思決定をしたい」という実務上の要請が、今までこういうキャッシュアウトと申しますか、そういう制度が、元々必ずしもキャッシュアウトを目的とした条項でないものを使ってまで行われてきたのは、かなりそういう実務上の要請があるのではないかと私は考えております」と答えるに過ぎず(平成二十六年五月二十一日参議院法務委員会)、売渡株主の権利を大幅に制限する正当性や具体的必要性、合理性が明らかではない。

そこで、質問する。

1 1 本件制度は、実務においてどのような役割を果たすのか。

また、どのような事例を想定しているのか。単に「キャッシュアウト」とだけで片付けることなくいずれも具体的な事例に則して、本件制度の必要性を明らかにされた

2 他の先進諸国において同様の制度は採用されているか。

採用されている場合、どこの国々か。また本件制度と相違点はあるか。あれば、その相違点を明らかにされたい。

本件制度においては、前記の通り売渡株式は、特別支配株主が未だ対価を支払っていないかたとしでも、特別支配株主が一方的に定めた「取得日」に移転する。

売渡株主に対して希望しない売渡を強制するにもかかわらず、売渡株主から同時履行の抗弁権を奪う理由に関しても、谷垣法務大臣は「今までに、先ほど私の答えを先取りしておつしやったんですが、たくさんいらっしゃると、それはその履行地も様々。それから、株主名簿を見てやつても、場合によると、なかなかその所在地におられないというようなこともあります。そういう

う大量の一括処理の必要性というものがあるといふうに私は考えます」(平成二十六年五月二十日参議院法務委員会)としか述べない。

しかし、右理由のうち前者に関しては、売渡を強制する以上、特別支配株主は売渡株主の指定する銀行口座宛に對価を送金する程度の手間を負うことには当然である。仮に前記一において質した必要性等に照らして相当程度の合理性があるとしても特別支配株主の対価支払義務を持参債務から取立債務へ変更するなど「より制限的でない、他の選びうる方法」によって立法目的を達成することも可能である。

後者に関しては供託等の制度は整つており、支払い前に売渡株式を移転させなければならない理由にはならない。

そこで、質問する。

二 1 本件制度において、株式移転の効果が

「取得日」に生ずることとした具体的な必要性は何か。

2 特別支配株主の対価支払い義務を持参債務とできない理由はあるか。

3 仮に持參債務とできないとしても、取立債務と変更すれば足りるのではないか。

4 何故同時履行の抗弁権を奪うのか。

5

特別支配株主が対価を支払わない場合における、売渡株主の救済手段は本案には書かれていらない。

何故手当てされないのであるか。

本件制度においては、対価を定める基準は設けられておらず、ただ「著しく不相当」な場合に限り売渡株主は本件制度の差し止めを求めることができるに過ぎない。

そこで、質問する。

3 1 売渡株主は株式譲渡を希望していないにあれば、「著しく不相当」であるか、否かの判断基準は何か。仮に「著しく不相当」であるか、否かでない場合、その基準は何か。また何故法文に書かれていないのか。

2 対象会社は何を基準にして「対価」を承認するのか。「著しく不相当」であるか、否かであれば、「著しく不相当」であるか、否かの判断基準は何か。仮に「著しく不相当」であるか、否かでない場合、その基準は何か。また何故法文に書かれていないのか。

右質問する。

平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員前川清成君提出会社法改正案における「特別支配株主による株式等売渡請求手続き」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前川清成君提出会社法改正案における「特別支配株主による株式等売渡請求手続き」に関する質問に対する答弁書

一の1について
株式等売渡請求制度(現在、国会に提出してある)について
お尋ねの「会社法の一部を改正する法律案(以下「本法案」という。)」による改正後の会社法(平成十七年法律第八十六号。以下「法」という。)第二編

第二章第四節の二の規定による制度をいう。以下の同じ。)は、実務上、ある株式会社の株主が、

その株式会社の全ての株式を有するという支配関係を機動的に形成する役割を果たすものであり、例えば、①大幅な事業の改革等を行う必要がある株式会社において、短期的な損益の悪化による少數株主からの経営責任の追及をおそれることなく、長期的視野に立った柔軟かつ積極的な経営を行なうことができるようにして、②株主総会に関する手続を省略することにより意思決定を迅速化すること、③少數株主が存在することによる株主管理コストを削減すること等を目的として利用されることを想定している。

一の2について
お尋ねの「先進諸国」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えれば、米国、英國及びドイツにおいて株式等売渡請求制度と同様の制度が採用されているものと承知している。しかし、その制度の詳細については、承知していない。

二の1及び4について

お尋ねの「株式移転の効果が「取得日」に生ずること」としたのは、株式会社の全ての株式を有するという支配関係を機動的に形成する観点から、一定の日に集団的、画一的に売渡株式等(法第百七十九条の二第一項第五号に規定する売渡株式等をいう。以下同じ。)の取得の効力を生じさせる必要があるためである。

二の2及び3について

株式等売渡請求制度における売買代金支払債務は、債務の弁済の場所についての民法の原則に従い、持參債務となる。

二の2及び3について
株式等売渡請求制度における売買代金支払債務とできない理由はあるか。

3 仮に持參債務とできないとしても、取立債務と変更すれば足りるのではないか。

4 何故同時履行の抗弁権を奪うのか。

おいて、売渡株式等の取得の無効の訴えの制度を創設するところである。

また、民法の一般原則により、売渡株主等(法第百七十九条の四第一項第一号に規定する売渡株主等をいう。)は、対価が支払われない場合には、債務不履行を理由として売渡株式等についての売買を解除することや、損害賠償請求をすることが可能である。

三の1について

お尋ねの「時価」の意味するところは必ずしも明瞭でないが、仮に特定の時点の市場価格は市場全体の動向等に左右される面もあり、必ずしも対象会社(法第百七十九条第二項に規定する対象会社をいう。以下同じ。)の株式の客観的な価値と一致するものではないし、市場価格のない株式の場合には、何をもつて「時価」とするのかは一義的に明瞭でない。したがって、常に「時価」をもつて売渡株式等の対価とすることは相当でないものと考える。

三の2について

対象会社が法第百七十九条の三第一項の規定に基づき承認をするに際しては、売渡株式等の対価が当該売渡株式等の客観的な価値に照らして相当であるかどうかが主な基準となるのであり、お尋ねの「著しく不相当」であるか、否かではない。

また、本法案がこの基準を明記していないのことは、少數株主の利益に配慮すべき立場にある取締役が善管注意義務に基づいてこの承認をするかどうかを判断しなければならない以上、この基準の内容は明白であるからである。

日本における統合医療の推進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年五月二十九日

参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸

日本における統合医療の推進に関する質問主意書

政府が医療戦略を進める上では、様々な医学的知見の活用、連携協力ということは不可欠である。最先端の西洋医学の知見にとどまらず、非西洋的な医学的な効能はあるが、科学的には十分解明されていないものの、民間療法という形で広く行き渡っている東洋医学の知見を活用することは欠かせない。

このような観点から、以下質問する。

一 米国の国立衛生研究所では、アメリカインディアンが使つてゐる祈祷、祈りのパワー、中国の気功師が用いる「氣の力」等で病気を治癒させようとする研究が進んでゐる。米国政府は西洋医学と東洋医学の融合を図ろうとする医療プロジェクトに取り組んでゐるが、予算規模等について政府の承知するところを示されたい。また、同プロジェクトに対する政府の見解を示されたい。

二 平成二十六年五月二十日の参議院内閣委員会で菅官房長官は、「統合医療について(中略)安全性だとかあるいは有効性、これに関する科学的知見を収集するということだが、我が国にとってはこれが大事だ」と述べ、「平成二十六年度予算においても、厚生労働省の方で必要な金額を計上し、対応している」と答弁しているが、かかる厚生労働省の対応に関して、過去三年間の予算及び事業計画の概要について具体的に示されたい。

二について
厚生労働科学研究費補助金事業(以下「補助金

三 前記二に關して、菅官房長官は「法案が成立した後に、健康・医療戦略本部の下で健康・医療の戦略を進めていく」が、「これらの研究成果を踏まえるとともに、有識者を始め広く御意見を伺いながらその取扱いというものを検討」する旨答弁しているが、「これらの研究成果」とは何を指し、既に公表されたものはあるのか、具体的に示されたい。

四 病気の治療や健康的な維持のためには、西洋医学の分野だけではなくて、漢方医療や鍼灸等を組み合わせることにより相乗効果が生まれる。このような統合医療の推進には、日本は最も恵まれた地理的、文化的環境にあり、日本の国際的地位向上のためにも、積極的に推進するべきだと思われるが、同時に外交上の広報活動も不可欠である。過去、外務省において日本の統合医療に係る研究に対する交付額は、平成二十三年度が約八億七千万円、平成二十四年度が約八億八千万円、平成二十五年度が約三億五千万円である。

また、厚生労働省では、統合医療に関する情報について患者又は医療従事者等に提供することを目的とした「統合医療」に係る情報発信等推進事業(以下「推進事業」という。)を同年度に実施して「統合医療情報発信サイト(以下「情報発信サイト」という。)を構築したところであり、推進事業の予算額は約千五十万円である。

三について

御指摘の「これらの研究成果」については、補助金事業の研究成果を指しておらず、情報発信サイトや厚生労働科学研究成果データベースのホームページにおいて当該研究成果の概要等を公表しているところである。

四について

御指摘の「日本の統合医療の成果について」の広報活動を行つたことはない。また、お尋ねの「支援項目」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府開発援助の重要な政策である「政府開発援助大綱」(平成十五年八月二十九日閣議決定)や平成二十六年五月十九日に発表した「平成二十六年度国際協力重点方針」には、統合医療の推進に関する記述はない。

事業」という。)は、厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的として、研究を実施する研究者等に補助金を交付している。いわゆる「統合医療」(以下「統合医療」という。)においては、統合医療の安全性又は有効性に関する知見の収集等を行つてきたところであり、当該統

DNA情報の国際犯罪捜査への活用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月二日

参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸

DNA情報の国際犯罪捜査への活用に関する質問主意書

世界各國がグローバルに結びついている現在、サイバーテロや金融犯罪等を引き起こすおそれのある個人や集団は日本のみならず世界各国に散在している。事前あるいは事後に適切な対応を取るためには、政府は世界各国との捜査情報の共有ができる限り進める必要がある。

一 現在、日本の捜査機関の保有するDNA情報の量はどの程度で、どのような情報を含んでいられるのか、具体的に示されたい。

二について

平成二十六年五月二十七日の参議院内閣委員会で古屋国家公安委員長は、安全な社会をつくりていくために、DNA情報の諸外国との共有について、「現時点でのDNAも共有する

という考え方には今持つております。あくまでも指紋というところで対応の徹底をしていきた」と答弁しているが、國際犯罪の捜査で被疑者の指紋が採取できず唾液や血液のみが採取されている場合、DNA情報の共有は必要ではないか。政府は指紋採取ができなかつた場合、どのような犯罪捜査の対応を想定しているのか、具体的に示されたい。

三 警察白書には、「DNA型鑑定等の科学検査による客観的立証は、裁判員の的確な心証形成にも大きく資することが期待されるとの記述があるが、裁判員のみならず、科学検査の活用

は国民全体への捜査への信頼性向上に大きく資するものと思われる。国境を越えた重大なサイバーテロや金融犯罪等を引き起こすおそれのある個人や集団を特定し、犯罪の抑止あるいは捜査のためには様々な手段を講じる必要があり、そのためには国民の捜査への信頼の向上は欠かせない。速やかに調査予算等を要求し、他国とのDNA情報の共有の仕組み作りを行うべきだと思われるが、政府の方針を示されたい。

日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定書第四条の規定に基づく自動照会の対象をDNA型記録にまで拡大する考えは現時点ではない旨を述べたものであるが、お尋ねの「唾液や血液のみが採取されている場合」を含め「被疑者の指紋が採取でき」なかつた場合には、犯罪捜査を目的とするDNA型記録の交換を含め、必要かつ適当な範囲内で、既存の国際捜査互助の枠組みにより対応することとなると考えられる。

平成二十六年五月十五日の記者会見で安倍首相は、「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定期的に集団的自衛権を行使する」とは許される、「生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を政府は最大限尊重しなければならない」のであり、「自國の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を探ることとは禁じられていない。そのための必要最小限度の武力の行使は許容される」、「政府としてはこの考え方について、今後さらに研究を進めていきた

理由として、「湾岸戦争のときの機雷掃海をおやりになつた艦長さんが、我々にとつて一番勋みになる、仕事をする上で一生懸命頑張ろうといふ気持ちになるのは国民の支持があることだ、こういう言葉がありました」、「したがつて、国会できちつとそれを認めてあげるといふことも一つ大きな意味があるのでないか」との答弁が行われている。かかる対応は法律の議論ではなく、専ら政策上の配慮であると思われれる。現在においても、防衛分野の立法過程においても

平成二十六年六月十日

卷之三

明月光

14

參議院議員浜田和幸君提出DNA情報の国際犯罪捜査への活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出DNA情報の国際犯罪捜査への活用に関する質問に対する

答弁書

平成二十五年十二月末現在、警察庁のDNA

型データベースには、被疑者DNA型記録が四十三万二千四百七十三件、遺留DNA型記録が三万八千六百五十四件、それぞれ登録されてい

DNA型とは、ヒトの個体のデオキシリボ核酸の塩基配列の特徴で、特定の座位における特定の塩基配列の繰り返しの回数、特定の塩基配列の有無等で表されるものといい、同一データベースには、これらの情報が登録されている。

御指摘の参議院内閣委員会における古屋國家公安委員会委員長の答弁は、重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上で協力の強化に関する

日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第四条の規定に基づく自動照会の対象をDNA型記録にまで拡大する考えは現時点ではない旨を述べたものであるが、お尋ねの「唾液や血液のみが採取されている場合」を含め「被疑者の指紋が採取でき」なかつた場合には、犯罪捜査を目的とするDNA型記録の交換を含め、必要かつ適当な範囲内で、既存の国際捜査共助の枠組みにより対応することとなると考えられる。

三について

DNA型は、犯人の特定、犯行状況の解明等に有用な客観証拠であることから、警察では、捜査上の必要がある場合には、積極的にDNA型鑑定を行い、その結果を効果的に活用しているところであるが、お尋ねについては、DNA型記録に関する国際捜査共助の国際的な動向を見極めながら、その対応を考えていくべき問題であると認識している。

法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月一日

は、「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定期的に集団的自衛権を行使することは許される」、「生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を政府は最大限尊重しなければならない」のであり、「自國の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を探ることは禁じられていない。そのための必要最小限度の武力の行使は許容される」、「政府としてはこの考え方について、今後さらに研究を進めていきたい」と述べている。さらに、安倍首相は「十分な検討を行い、準備ができ次第、必要な法案を国会にお諮りしたい」との表明を行つた。

このような観点から、以下質問する。

一　自衛隊の行動の決定権は内閣総理大臣にあり、国会は憲法や立法の指示する範囲内で意思表示を行うものと解されている。集団的自衛権の行使容認に関わる要件等を法案に具体的かつ詳細に規定することは、国会が自衛隊を指揮する執行作用も負うことになるそれがあると思われるが、政府の見解を示されたい。

二　集団的自衛権の行使容認に関する「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の「報告書」で取り上げられている事例では、主に日本海の国民党が居住する国土ではなく、領海や公海上

理由として、「湾岸戦争のときの機雷掃海をおやりになつた艦長さんが、我々にとって一番尊敬みになる、仕事をする上で一生懸命頑張ろうという気持ちになるのは国民の支持があることだ、こういう言葉がありました」、「したがつて、国会できちんとそれを認めてあげるといふことも一つ大きな意味があるのでないかとの答弁が行われている。かかる対応は法律の議論ではなく、専ら政策上の配慮であると思われる。現在においても、防衛分野の立法過程において、自衛隊員の士気向上のための政策的配慮が行われる必要があると考えているのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸
集団的自衛権の行使容認の解釈変更に伴う
立法に関する質問主意書

平成二十六年五月十五日の記者会見で安倍首相は、「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定期に集団的自衛権を行使することは許される」、「生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を政府は最大限尊重しなければならない」のであり、「自國の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を探ることは禁じられていない。そのための必要最小限度の武力の行使は許容される」、「政府としてはこの考え方について、今後さらに研究を進めていきたい」と述べている。さらに、安倍首相は「十分な検討を行い、準備ができ次第、必要な法案を国会にお諮りしたい」との表明を行った。

このような観点から、以下質問する。

一　自衛隊の行動の決定権は内閣総理大臣にあり、国会は憲法や立法の指示する範囲内で意意思表示を行うものと解されている。集団的自衛権の行使容認に関わる要件等を法案に具体的かつ詳細に規定することは、国会が自衛隊を指揮する執行作用も負うことになるおそれがあると思われるが、政府の見解を示されたい。

二　集団的自衛権の行使容認に関する「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の「報告書」で取り上げられている事例では、主に日本の国民が居住する国土ではなく、領海や公海上で生じる事例が対象になっており、集団的自衛権の行使容認に際しても一般の国民の権利義務に關わる問題が発生するおそれはないように思われる。従つて、具体的な集団的自衛権の行使容認の事例について、国会の承認を得る等の規定を設ける必要はないと思われるが、政府の見解を示されたい。

三　平成十一年四月二十六日に行われた、いわゆる「周辺事態法」に関する衆議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会の質疑では、当該法案に国会の事前承認を設ける修正を行つた

理由として、「湾岸戦争のときの機雷掃海をおこなった艦長さんが、我々にとって一番印象的になる、仕事をする上で一生懸命頑張ろうとした気持ちは、仕事をするのは国民の支持があることだ、こういう言葉がありました」、「したがつて、国会できちっとそれを認めてあげるといふことも一つ大きな意味があるのではないか」との答弁が行われている。かかる対応は法律の議論ではなく、専ら政策上の配慮であると思われる。現在においても、防衛分野の立法過程において、自衛隊員の士気向上のための政策的配慮が行われる必要があると考えているのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年六月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出集団的自衛権の行使容認の解釈変更に伴う立法に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「安全保障の法的基礎の再構築に関する懇談会」が平成二十六年五月十五日に報告書を提出したことを受けて、国民の命と平和な暮らしを守るために、あらゆる事態に切れ目がない対処を可能とするための国内法制の整備の在り方について、憲法解釈との関係も含め、現在、「安全保障法制整備に関する与党協議会」において協議が進められているものと承知しており、現時点において、集団的自衛権の行使容認を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

官報(号外)

三について

お尋ねの「自衛隊員の士気向上のための政策的配慮」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、防衛省の所管に属する事項に係る法律案の立案の過程において、当該法律案の趣旨及び目的に応じて、必要な事項が検討されるものと考えている。

北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月二日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する再質問主意書

一〇一四年四月二十五日に提出した「北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する質問主意書」(第百八十六回国会質問第八四号)に対する答弁書(内閣参考一八六第八四号。以下「答弁書」とする。)について、以下再質問します。

一 答弁書には、昭和二十一年七月二十二日に当時の民間団体が行つた現地調査の結果報告」との記述があります。この「当時の民間団体」とはどういう名称の組織ですか。また現地調査は、どのような規模で、何日間にわたつて行われたものですか。また現地行政機関の協力はあつたのでしょうか、あつたとしたらどういう組織ですか。さらに記録されている二千七百人の名簿はありますか。以上五点についてお示しください。

二 「平壌・龍山会」は会の結成(一〇一四年四月十一日)前に厚生労働省の担当者(社会・援護局

援護企画課中国残留邦人等支援室、同外事室の合計四人に)に遺族探しの協力を求めています(二〇一三年一月十六日)。そこでは各都道府県・市町村の広報紙を利用できないかといった具体的方法も話し合われました。そのうえで都道府

県の広報担当者に遺族探しの短文掲載の依頼を行い、数県の担当者には電話でお願いをしましたが、残念ながらまだ実現に至つてはいません。実質的に個人レベルの働きかけには限界があります。龍山墓地に埋葬された日本人の遺族を探し、墓参を実現するため、厚生労働省から前記広報掲載が実現できるよう、協力していただくことはできませんか。あるいは、実現のためにどのよくな協力が可能ですか、政府の見解をお示しください。

右質問する。

平成二十六年六月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「当時の民間団体」の名称については、厚生労働省が保管する資料には、「平壌日本会」との記載があるが、お尋ねの現地調査の規模及び期間並びに現地の行政機関による協力の有無については、同資料に記載がないことから、お答えすることは困難である。また、同省においては、お尋ねの「名簿」は保有していない。

二について

お尋ねについては、現在の状況を踏まえると、慎重に対応すべきものと考えていることから、現時点において、お答えすることは困難である。

官 報 (号 外)

平成二十六年六月十一日 参議院会議録第三十号

明治二十五年三月三十一日

発行所	二束京一〇五番四号
独立行政法人国立印刷局	港区虎ノ門二丁目
電話	03(3587)4294
定価	(本号一部 本体 三五〇円)